

自己点検・評価報告書

2018年 8月29日

岡山大学大学院法務研究科法務専攻

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	9
1-3	自己改革	15
1-4	法科大学院の自主性・独立性	25
1-5	情報公開	28
1-6	学生への約束の履行	31
第2分野	入学者選抜	34
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	34
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	46
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	53
第3分野	教育体制	57
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	57
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	60
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	63
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	66
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	68
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	70
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	75
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	78
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	78
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	85
第5分野	カリキュラム	89
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	89
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	97
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	101
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	103
5-5	履修（2）履修登録の上限	108
第6分野	授業	111
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	111
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	115
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	119
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	123

6-4	国際性の涵養	131
第7分野	学習環境及び人的支援体制	133
7-1	学生数(1)〈クラス人数〉	133
7-2	学生数(2)〈入学者数〉	136
7-3	学生数(3)〈在籍者数〉	138
7-4	施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉	140
7-5	施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉	144
7-6	教育・学習支援体制	146
7-7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉	148
7-8	学生支援体制(2)〈学生へのアドバイス〉	152
第8分野	成績評価・修了認定	155
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	155
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	161
8-3	意義申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	165
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成(総合評価及び適格認定)	168
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉	168
別紙1	教員個人調書	
別紙2	6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係	179

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| 1. 大学（院）名 | 岡山大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 平成16年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 神例 康博 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（研究科長） |
| 連絡先 | 086-251-7473 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 神例 康博 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（研究科長） |
| 役割 | 自己点検・評価の総括責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7473 |
| ② 氏名 | 佐藤 吾郎 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（副研究科長） |
| 役割 | 教務に関する自己点検・評価
責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7506 |
| ③ 氏名 | 西田 和弘 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（副研究科長） |
| 役割 | 入試及び学生支援に関する
自己点検・評価責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7490 |
| ④ 氏名 | 伊東 俊明 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 教務に関する自己点検・評価
責任者 |
| 連絡先 | 086-251-7367 |
| ⑤ 氏名 | 井藤 公量 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |

役割 実務教育に関する自己点検
・評価の責任者

連絡先 086-251-7387

⑥ 氏名 長砂 毅

所属・職名 大学院社会文化科学研究科
等事務部
事務長

役割 自己点検・評価の事務責任者

連絡先 086-251-7340

⑦ 氏名 藤井 俊則

所属・職名 大学院社会文化科学研究科
等事務部
主査

役割 自己点検・評価の事務担当者

連絡先 086-251-7358

ggg7372@adm.okayama-u.ac.jp

〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

平成30年4月10日開催の法務研究科自己点検評価実施委員会（委員長：神例康博研究科長，委員：佐藤吾郎副研究科長，西田和弘副研究科長，伊東俊明教授，井藤公量教授，長砂毅事務長，藤井俊則主査）において，自己点検・評価報告書の執筆分担及び作成スケジュールを決定した。続く6月6日開催の法務研究科自己点検評価実施委員会において，自己点検・評価報告書の作成に関する進捗状況の確認及び意見交換を行った。

その後，素案として作成した自己点検・評価報告書について，6月13日開催の全学組織である法務研究科自己点検評価委員会（委員長：槇野博史学長，委員：高橋香代理事（副学長），佐野寛理事（副学長），神例康博研究科長，佐藤吾郎副研究科長，西田和弘副研究科長，長砂毅事務長）に諮り，審議の結果，6月18日を期限として各委員からの意見を求めることとなった。この求めに応じ提出された意見を踏まえ，法務研究科自己点検評価実施委員会の各委員が自己点検・評価報告書の素案に修正を加え，原案が完成した。そして，6月26日開催の法務研究科自己点検評価委員会において，同原案について審議した結果，原案のとおり承認され，7月開催の大学政策会議，教育研究評議会及び役員会に諮ることとなった。

これを受け，7月9日開催の大学政策会議，7月18日開催の教育研究評議会において，同原案について審議した結果，原案のとおり承認された。この承認を経て，7月30日開催の役員会において同原案の最終審議を行い，その結果，原案のとおり承認され，自己点検・評価報告書を決定した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

岡山大学大学院法務研究科(以下、本研究科という。)は、平成16年4月、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を教育理念に掲げ、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた「人権感覚豊かであつ信頼される法曹」の育成を目的として設立され、以来、中国・四国地区を中心に多数の法律家を社会に輩出してきた。教育の重点については、地域に住む人々の生活に密接にかかわる問題の解決に貢献する法曹の養成との観点から「医療・福祉系」の分野に重点を置くとともに、地域経済の発展や地域の企業活動を支えるとの観点から広い意味での「法とビジネス系」の分野に重点を置き、それぞれにおいて、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施してきた。さらに、上記の教育理念の一層の実現を目指して、平成24年12月には、本研究科の附属機関として「岡山大学法科大学院弁護士研修センター(OATC)」(以下、OATCという。)を設立し、「医療・福祉系」、「法とビジネス系」に加えて「行政法実務」の分野にも教育の重点を挙げながら、組織内弁護士の養成と法曹のリカレント教育にも積極的に取り組んできた。

本研究科が養成しようとする法曹像は、上記のとおり、司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた「人権感覚豊かであつ信頼される法曹」であり、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等と連携しながら、上記の教育理念のもと、地域社会の様々な課題に取り組むことのできる法曹人材を養成することを指向している。

(2) 法曹像の周知

本研究科では、「岡山大学大学院法務研究科の教育における3つの方針(ポリシー)」を本研究科ホームページ(以下、ホームページと略す。)上で公開し、本研究科が養成しようとする法曹像を周知している¹。すなわち、第1に、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)として、本研究科がどのよう

¹ ホームページ「教育における3つの方針(ポリシー)」参照。
<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/policy.html>

な人物を受け入れたいと考えているか、第2に、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）として、本研究科が求める法曹像とそれに向けての教育カリキュラムはどのような観点で編成されているか、第3に、学位授与の方針（ディプロマポリシー）として、「法務博士」の学位はどのような人材に授与されるか、といった基本方針がそれぞれ明記されている。関係者等への具体的な周知の方法は下記のとおりである。

ア 教員への周知，理解

本研究科内の専任教員，事務職員に対しては，教授会や各学期に開催されるFD協議会において，本研究科が求める法曹像やそれに即した法曹を養成するための教育方法等につき教員間で意思疎通を図っている。さらに，不定期で開催される大学本部執行部と本研究科執行部との意見交換や部局長ヒアリングにおいて，本研究科の養成しようとする法曹像について，大学本部への周知を図っている。

兼任・兼任・非常勤講師に対しては，ガイドブック，学生便覧のほか，授業の実施方法，成績評価のあり方などを記載した文書²を年度はじめに配布することにより，本研究科が養成しようとする法曹像を周知し，理解を促進している。なお，兼任・兼任・非常勤講師への対応として，平成28年度までは，新学期のオリエンテーションにあわせて，教務委員会が主体となり，教学事項の説明会を実施し，その際，本研究科の教育理念・養成しようとする法曹像について説明していた。しかし，説明会で伝えるべき内容は上記文書に詳細に記載されているうえ，年度はじめという時期的事情もあり参加者が少ない状況が続いていたことから，平成29年度より前記文書の配布のみにとどめている。もっとも，兼任・兼任・非常勤講師の多くは，本研究科の授業を長く担当している者であり，他方，新規の講師に対しては，研究科長，教務委員長が，初回授業時などの機会を利用して，個別に本研究科の教育理念を伝えるなどの対応をしている。

なお，本研究科の非常勤講師の中には，岡山弁護士会所属の弁護士も多く含まれており，これらの者に対しては，定期的の実施している岡山弁護士会所属の弁護士による本研究科の授業参観及び授業参観を踏まえた意見交換会において，本研究科の養成しようとする法曹像，教育方針について周知を図っている。また，岡山弁護士会法科大学院支援委員会には，研究科長と教務委員長がオブザーバーとして参加しており，その会議において，本研究科の取り組みとともに，本研究科の養成しようとする法曹像，教育理念についても発言し，周知を行っている。このことも，岡山弁護士会を通じて派遣される非常勤講師に対し本研究科の養成しようとする法曹像，教育理念を伝える機会となっている。

² 【A32】「平成30年度授業開始にあたってのお願い」。

イ 学生への周知, 理解

在学生に対しては、年度初めのオリエンテーションにおいて本研究科の目指す法曹像について意識を喚起するとともに、学生便覧等において、本学が掲げる教育理念、法曹像が理解できるようにしている³。

また、学生便覧では、「医療・福祉に強いローヤーを目指す学生の履修例」、「ビジネス・ローヤーを目指す学生の履修例」を提示し、具体的な法曹像及びその職域について明示している⁴。加えて、法科大学院資料室（以下、単に「資料室」という。）に配架され、かつ学生に配付される本研究科の紀要「臨床法務研究」では教員の研究成果が掲載されており、また本研究科の取り組みを伝える雑誌記事、新聞記事などが資料室へも掲示されることから、その教育理念、法曹像などがわかるようになっている。

このほか、OATC が主催する各種研究会、研修会に在学生の参加を積極的に促すことで、在学生が法曹の多様な活躍の場をイメージしながら日頃の勉学に打ち込めるような環境を整備しており、これらの機会も、本研究科が養成しようとする法曹像を学生に周知する絶好の機会となっている。

ウ 社会への周知

入学予定者を含む社会全体に対しては、ガイドブック、学生募集要項、岡山大学を含め毎年各地で開催される入試説明会、随時の施設見学会などにおいて、本研究科が求める法曹像につき説明している。また、ホームページでも、本研究科が養成しようとする法曹像を示している。

さらに、OATC については、OATC の概要と活動実績を伝えるセンター案内⁵を作成し、本研究科が養成しようとする法曹像と本研究科の教育理念を伝えるとともに、ホームページから OATC のサイトにリンクを貼り、OATC の様々な取り組みを発信している。OATC の取り組みについては、適宜、地元新聞社にも情報を提供している⁶。

このうち、ガイドブックでは、「教育の特色・開講科目」において、本研究科が組織内弁護士の養成・継続教育を教育の大きな特色の一つとしていることを明記し、地域のニーズに対応した多様な科目を設置することで具体的にどのような法曹を養成しようとしているかを明らかにしている⁷。

学生募集要項では、冒頭に「入学者受入方針 (Admission Policy)」を示し、本研究科が養成しようとする法曹像を周知している⁸。

さらに、全学の「大学案内」の他、商業誌（平成 27 年度までは日経ガイドブ

³ 【A3】 2018 年度学生便覧 30 頁以下など参照。

⁴ 【A3】 2018 年度学生便覧 32 頁以下参照。

⁵ 【A33】 2018 年度センター案内参照。

⁶ 【A34】 法務担当者養成基礎研修の様態を伝える新聞記事参照。

⁷ 【A2】 2019 年度大学院案内 5 頁参照。

⁸ 【A7】 2019 年度学生募集要項表紙裏参照。

ック。平成 28 年度以降は AERA ムック⁹（朝日新聞出版）に本研究科の紹介記事を掲載しているほか、辰巳法律研究所などの予備校が主催する入試説明会などを通じて、本研究科が養成しようとする法曹像の周知を行っている。その他、岡山大学の同窓会組織である法文経学部同窓会、全学同窓会などの会合において、本研究科の教育理念と教育理念の実現に向けた様々な取り組みを伝えるとともに、本研究科が養成しようとする法曹像を周知するよう努めている。

なお、本研究科の自己点検評価報告書及び日弁連法務研究財団評価報告書は、全学のホームページ及び全学センターである評価センターのホームページにも掲載されており¹⁰、いつでも誰でもアクセス可能であり、本研究科の理念等が閲覧できるようになっている。

本研究科が組織内弁護士の養成に力を入れていることは近隣大学等でも知られるようになっており、また、毎年実施されている「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において地域貢献に向けた本研究科の取り組みが高い評価を受け、このことが広く知られていることもあって¹¹、入学者の中には組織内弁護士になることを目標として本研究科を進学先に選んだとする者もいる（本研究科は組織内弁護士の養成に力を入れているが、言うまでもなく、組織内弁護士の養成に特に力を入れているという趣旨であって、組織内弁護士の養成のみに力を入れているという趣旨ではない）。また、前期と後期にそれぞれ各 1 回、全在生を対象に、研究科長および教務委員長を務める副研究科長が定期的に個別面談を実施しているが（以下、「定期的な個別面談」または単に「個別面談」という）、自己の志望する法曹像が本研究科の養成しようとする法曹像と合致しないと行った不満を訴える学生はいない。

（3）特に力を入れている取り組み

法曹像の周知について本研究科が特に力を入れている取り組みとしては、本研究科の附属機関である OATC の活用が挙げられる。OATC では、岡山行政法実務研究会、岡山権利擁護研究会などの研究会のほか、法務担当者養成基礎研修、組織内弁護士研修といった各種研修会を主催しており、これらの研究会・研修会は、本研究科の教育理念ひいては本研究科が養成しようとする法曹像・法律人材像を社会に発信する大きな機会となっている。また、これらの研究会・研修会には、在生学生の参加を積極的に促しており、これにより、在生学生は、本研究科の養成しようとする法曹像を具体的にイメージしつつ、伝統的な法曹のイメージに縛られることなく法曹の活動の様々な可能性に接することで、自己の法曹像を具体的に形成できるように努めている。

また、社会に対する周知方式として、地元新聞社との連携を密にしながら、本研究科の取り組みについて積極的に情報提供を行っていることも、力を入れ

⁹ 【A35】 AERA ムック「大学生と社会人のキャリアを切り拓く大学院・通信制大学 2019」。

¹⁰ 岡山大学評価センターホームページ参照。http://www.okayama-u.ac.jp/user/tqac/index.html

¹¹ 【A36】 加算プログラムに関する文科省資料。

ている取り組みとして指摘できる¹²。さらに、中国新聞（広島）など近隣地域の新聞社からの取材にも積極的に対応し、本研究科の養成しようとする法曹像と養成に向けた取り組みについて積極的に情報発信を行っている。

さらに、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携しながら、同委員会が行う「法科大学院 PR」の実施に協力している。「法科大学院 PR」は、中国・四国地区の法学系学部・学科において学部学生を対象に法曹の魅力を伝える取り組みであり、「法科大学院 PR」を実行する同委員会委員の多くは、本研究科を修了した OG・OB 弁護士である。地域社会における有為な人材として活躍する本研究科修了の若手弁護士が法曹としての生の活動を伝えることは、本研究科が養成しようとする法曹像をこれらから法曹を目指そうとする現役大学生に示す何よりの機会であると受けとめている。

（4）その他

上記以外に特になし。

2 点検・評価

本研究科が養成しようとする法曹像は、本研究科の教育理念とともに明確であり、専任教員だけでなく、非常勤教員や事務職員等にも法科大学院の関係者等に周知・理解されているといえる。また、ホームページ、ガイドブック、各種説明会などの媒体を通じて、さらには、地元新聞社や法曹界、経済界、医療機関・福祉機関、自治体等との連携をとおして、広く社会に周知されていると捉えている。自己の志望する法曹像が本研究科の養成しようとする法曹像と合致しないといた不満を訴える学生もおらず、入学予定者を含めて学生にも周知・理解されているものと受けとめている。

他方、広報活動の主力は、本研究科に所属する専任教員であるが、専任教員数が減少している現在、専任教員だけで対応できる広報活動には、説明会の回数などについて、自ずと限界がある。大学本部の総務・企画部広報・情報戦略室とも連携しつつ、より充実した広報活動のあり方を検討していきたい。

3 自己評定

A 法曹像の明確性・周知のいずれも、非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

¹² 【A37】資料として、九大との連携、香川大との連携を伝える新聞記事。【A34】法務担当者養成研修を伝える新聞記事。【A33】OATC のセンター案内の裏面「報道に見る」。

1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 貴法科大学院の特徴

本研究科は、既述のとおり、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を教育理念に掲げ、地域社会が抱える様々な法的課題に対し、単に法的観点からだけではなく、他領域の専門家とも連携しながら解決を図ることのできる法曹の養成に取り組んできた。

本研究科が、地域社会の抱える様々な法的課題に取り組むことのできる法曹の養成を追求すべき特徴として設定している理由は、本研究科が地域社会の大きな期待を背負って設立されたという経緯による。すなわち、本研究科は、法律問題の専門化・複雑化・広範化が進む中で、地域社会の法曹に対する期待は、量的拡大はもちろん、質の高度化も強まっているとの状況認識のもと、地域社会に生きる人々の生活と権利を守り、地域の発展を支える普遍的な地域法曹の養成を目指して設立されたものである。既述のように、本研究科は教育の重点を「医療・福祉系」と「法とビジネス系」に置いてきたが、その理由も、地域に住む人々の生活に密接に関わる問題の解決に貢献し、地域経済の発展や地域の企業活動を支えるということにある¹³。

このような観点から、平成24年12月には、本研究科の教育理念の一層の実現を目指して、本研究科の付属機関としてOATCを設立し、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等と連携しながら、地域社会の様々な法的課題の解決に地域の専門家等とも連携して取り組むとともに、組織内弁護士養成・輩出にも力を入れ、地元企業を対象とした法務担当者研修などの研修事業も強化するなどして、地域中核的法科大学院としての機能を強化してきたところである。さらに、平成29年3月には、香川大学法学部との間で包括的な教育連携協定を締結し、法科大学院志願者を対象とする授業科目を香川大学法学部と連携して開講するなど、岡山大学以外の大学で法曹を志望する学生に向けた教育にも力を入れている。

このように、本研究科は、地域中核的法科大学院として、「岡んで育てて地域に戻す」¹⁴というスローガンのもと、法科大学院教育、就職支援及び継続教育を有機的に結びつけ、地域ニーズに対応した一貫した教育環境を整備し、地域のニーズに応える法科大学院であることを特徴として追求しており、地域貢献に向けた本研究科の様々な取り組みは、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においても、一貫してきわめて高い評価をいただ

¹³ 【A38】中村誠「法科大学院 岡山大学での設置目指して」岡山弁護士会会報48号(2003年3月)3頁参照。

¹⁴ 【A2】2019年度ガイドブック15頁参照。

いているところである¹⁵。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

本研究科は、上記の特徴を追求するための取り組みとして、①パラリーガルと呼ばれる専門家集団との連携、②本研究科と同一敷地・建物内に設置された法律事務所である、「弁護士法人岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所」（以下、単に「パブリック岡山大学内支所」と略す。）との連携、さらには、③平成24年12月に本研究科の附属機関として設置したOATCとの連携をとおし、
「理論と実務との架橋」を強く意識した教育を実施することを重視し実践してきた。さらに、④平成28年7月には、九州大学法科大学院との間で包括的な教育連携協定を締結したが、これも、本研究科の教育理念の実現を西日本（中国・四国、九州）という広い地域枠の中で実現することを目指したものである。

まず、①パラリーガルと呼ばれる専門家集団との連携については、現代社会で生起する法的紛争が、もはや法律家だけで解決できるものではなく、公認会計士、税理士、社会福祉士など他領域の専門家に意見を聞きながら解決を図らなければならないものもあるとの認識のもと、そうした専門家集団と連携し、また「ネットワーク・セミナー」¹⁶という形で学生の教育にも反映させている点が特徴の追求に向けた取り組みとして挙げられる。「ネットワーク・セミナー」は、本研究科の教育目標の一つである総合的判断能力育成のために科目横断的な授業を実施するもので、従前、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」のみを開講していたところ、平成28年度より、新たに「リーガルソーシャルワーク演習」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」を開講した。「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」の開講により、「医療・福祉系」、「法とビジネス系」という本研究科の重点教育領域のそれぞれに「ネットワーク・セミナー」を設置したことになる。「ネットワーク・セミナー」は、具体的にはいくつかの題材を各分野の科目で共通教材として使用し、各科目の視点で授業を行い、その後、その教材について、ネットワーク・セミナーを開催し、実務家を含めて多角的に分析し、検討を深めるというものである。これにより、多角的な視点から法的問題を解決できる能力（総合的判断能力）を修得できるようにしている。「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」では、ネットワーク・セミナーは授業科目となっているが、実務実習科目である「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」では、授業の中に組み込まれている。

次に、②法律事務所との連携については、本研究科が「理論と実務の架橋」

¹⁵ 「法科大学院の先進的取組～平成30年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果～」（平成29年12月28日文部科学省高等教育局専門教育課）。

¹⁶ 【A3】「ネットワーク・セミナー」とは、法律家や法律家以外の専門家が共同で主宰して行う授業形式のことである。【A39】2013年度学生便覧1頁以下参照。

を強く意識した法曹教育を実践するために、国立大学法科大学院では珍しく、本研究科と同一敷地・建物内に、「パブリック岡山大学内支所」を設置し、学生の実務実習教育の充実を図ったものである。本研究科では、3年次段階で実務実習科目として「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」のいずれかを選択必修として履修しなければならない。これは本研究科が臨床法学教育を重視していることの現れであるが、「パブリック岡山大学内支所」は、本研究科の実務教育の拠点ともいえるもので、エクスターンシップでは、同支所に毎年度、一定数学生を送り出し、法律書面の作成にあたるなどして、実務教育の導入部分を学修できるようにしている。その他、「パブリック岡山大学内支所」ではなく、岡山弁護士会所属弁護士の協力を得て、岡山市内の既存の法律事務所でエクスターンシップを受ける学生もおり、本研究科は、岡山弁護士会の全面的な支援を受けながら、実務教育を実践している。

第三に、③OATCとの連携についてであるが、OATCは、法曹人口が急増し、新人若手弁護士などの法曹継続教育の場が十分に確保されず質の低下が懸念されている現状に鑑み、大学における法曹養成機能を強化することを目的として設置された。法曹継続教育の充実と組織内弁護士養成による弁護士の職域拡大を主たる目的としており、本研究科の重点教育分野である「医療・福祉系」、「法とビジネス系」の他、地域の需要の高い「自治体法務」の分野に力を入れている。OATCでは、行政法実務、医療福祉、企業法務の3つの分野を中心に、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等と連携しながら、岡山行政法実務研究会、岡山権利擁護研究会などの研究会のほか、組織内弁護士研修といった研修会を実施しているが、これらの研究会・研修会については、本研究科の在学学生にも参加を促しており、本研究科の養成しようとする法曹像を意識した教育を実践する環境を整えている。OATCを利用した法曹継続教育及び組織内弁護士養成による弁護士の職域拡大に向けた取り組みは、全国の法科大学院に先駆けた取り組みであり、地域貢献に向けた本研究科の取り組みは、既に述べたように、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においても、一貫して「卓越した優れた取り組み」との極めて高い評価を得ている¹⁷。

なお、OATC設立当初は、附属事務所として「のぞみ法律事務所」を設置し、同事務所において新人弁護士研修を行い組織内弁護士として輩出することを予定し、また、初年度は3名の新人弁護士を迎え入れ、それぞれ組織内弁護士として輩出したが、司法修習修了後、法律事務所勤務を経ずにして直接組織に就職する場が多くなり、附属事務所にも2年続けて入所希望者がいないという状況が続いた。そこで、①今後は、司法修習修了後にそのまま組織に就職するものが主流になり、それゆえ、附属事務所への新規入所者を見込めないこと、②自治体法務、企業法実務、医療・福祉といった特定の分野に関する法曹継続

¹⁷ OATCは、平成25年1月8日に行われた法務省内での「法曹有資格者の職域拡大のための意見交換会」でも取り上げられ、また「法曹養成制度検討会議」でも評価された。同検討会議「第9回議事録」13頁[和田委員発言部分]参照。<http://www.moj.go.jp/content/000109248.pdf>

教育と新人弁護士研修は OATC 所管の各種研究会が担えること、③組織内弁護士ではない一般弁護士の研修は一般の法律事務所が担うことで対応できることを理由に、のぞみ法律事務所の新人弁護士研修機能を OATC の各研究会・研修会等に継承させ、平成 27 年 6 月末をもって、「のぞみ法律事務所」は附属事務所としての機能を閉じることとなった。

最後に、④九州大学法科大学院との教育連携であるが、これは地域貢献という方向性を同じくするとともに、九州地区における基幹的法科大学院である九州大学法科大学院との相互的な教育連携をとおして、法律基本科目を中心に教育力を向上させるのみならず、西日本（中国・四国，九州）地域における優秀な法曹人材の安定的な養成を実践することを目的としている。これに基づき、法学部・法科大学院教育，就職支援，継続教育の連携による地域ニーズに対応した先導的法曹養成システムの構築と地域中核的法科大学院の地域連携による西日本（中国・四国，九州）地域における地域貢献の実現を目指している。

（3）取り組みの効果の検証

①「ネットワーク・セミナー」は、3 つの方法で効果の検証をしている。まず、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」および「リーガルソーシャルワーク演習」については、第一に、各授業において、教員の出題する事例に対し、法的な視点のみならず多角的な視座から問題を検証できているかを 3 人の教員（研究者専任教員，弁護士，社会福祉士）により確認し，アドバイスしている。第二に、一定の知識及び検討方法を修得した時点で、高齢者・障害者の相談会に参加させ（11 月期），学んだことが実務にどのように生きるかを実感させ，また，教員側も学生からの意見聴取により学修効果を検証している。そして第三に，年度末に提出を求める研究報告書により，最終的な効果を検証している。少なくとも，実社会の困難事例に対する多角的な視座の涵養，リーガルリサーチ能力の向上，論理的文章執筆力の向上に役立っていると評価している。

次に、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」については，第一に，ゲストスピーカーによる報告における事例について，法的な視点のみならず，多角的視座から問題を検討する必要性について，2 人の教員（実務家教員，研究者教員）が確認し，アドバイスをしている。第二に，年度末に提出を求めるレポートにより，最終的な効果を検証している。組織内法務に関する授業は，本研究科のほか，慶應義塾大学，神戸大学，中央大学のみであり，地方的法科大学院では，極めてユニークである。組織内法務の業務の必要性は，決して，首都圏，関西圏等の都市部に限定されたものではないことを，実務で活躍している現場の組織内弁護士（法務担当者）を通じて知ることは，非常に大きな意義がある。将来の働き方すなわち，法的知識を生かした地域貢献の方法については，地域ニーズに即した多様な実現方法があること，および法的視点のみな

らず、多角的視座から問題を検討する必要性の認識の向上に役立っていると評価している。

②法律事務所との連携に関しては、エクスターンシップにおいて学生の受け入れ先となっている「パブリック岡山大学内支所」や、他の法律事務所の担当弁護士と情報交換を行い、学生の受講態度やその成績を確認するようにしている。受講態度に問題がある場合には、教務委員会、あるいは執行部で当該学生の指導監督にあたるが、現在までのところ、受け入れ先事務所と学生との間で大きなトラブルはない。

③OATC との連携については、月一回のペースで開催される OATC 運営委員会（1－3 参照）において研究会・研修会の活動状況を検証し、課題を協議するとともに、OATC が所管・主催する研究会、研修会への在学生の参加状況について、各回、出席状況を確認するとともに、OATC 課外活動表彰制度¹⁸を設けるなど、積極的な参加を促すよう、工夫をしている。

最後に、④九州大学法科大学院との連携については、現在のところ、法律基本科目を中心とした相互的な教育改善に向けた取り組みが中心であるが、両大間で連携協議会を組織し、着実に計画を実行している。

（４）特に力を入れている取り組み

本研究科は、特徴の追求を本研究科内部の教育のみで完結させるのではなく、法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育を一貫して捉えた教育システムを構築し、地域社会に有為な法曹人材を輩出し、さらに継続教育を行うことで地域貢献を果たしていくことを目指している。本研究科のこのような取り組みは、既に述べたように、毎年度に実施される「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においても一貫して高い評価を頂いている。

（５）その他

特になし。

２ 点検・評価

「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」という教育理念のもと、本研究科がその特徴として位置づけているのは、地域のニーズに応えた地域に有為な法律人材の養成・輩出であり、地域中核的法科大学院として、地域のニーズに応える法科大学院であり続けることである。特徴の実現に向けて、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等と連携しながら、様々な取り組みを継続して進めており、特徴の明確性、取り組みの適切性はいずれも非常に良好であると受けとめている。

専門家のネットワークを利用したネットワーク・セミナーは本研究科が力を

¹⁸ 【A40】 OATC 課外活動表彰制度

入れている分野である。「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」に続き、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」を新設したことで、本研究科が教育の重点に置く「医療・福祉系」、「法とビジネス系」のそれぞれの領域で、授業科目としてネットワーク・セミナーが開講されることになった。

「パブリック岡山大学内支所」を拠点としたエクスターンシップ、岡山弁護士会の協力を仰ぎながら実施している各法律事務所におけるエクスターンシップも、本研究科が養成しようとする法曹像を踏まえた教育カリキュラムであり、本研究科が追求する特徴の実現に向けて、大きな役割を果たしている。

OATC については、行政法実務、企業法務、医療福祉の3つの分野において、着実に研究会活動、研修会活動の成果を上げている。本研究科が組織内弁護士の養成を中心とした地域に有為な法曹人材の養成に力を入れていることは、「法科大学院公的支援・見直し強化加算プログラム」の評価の影響もあって、岡山はもとより中国・四国さらにはそれ以外の地域においても広く知られるようになってきた。岡山経済同友会など地元の経済団体等との関係も良好である。組織内弁護士及び組織内法務担当者に対する雇用ニーズは岡山においても着実に増加している。入学者数の減少に伴う修了生数の減少により、地域の法曹人材に対する量的ニーズにどのように応えていくかが課題である。

このように、本研究科が追求する特徴は明確であり、追求に向けた取り組みも適切であるといえる。

3 自己評定

A 特徴の明確性、取り組みの適切性が、いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等(入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。)を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

ア 自己改革に関わる全学組織・体制

自己改革に関連する全学の仕組みとして、①部局組織目標評価制度がある。これは、「岡山大学部局自己評価実施規程」に基づき毎年度、実施されているものである。部局組織目標評価など各種自己評価や第三者評価に関する企画立案や総合調整を行う全学センターとして、評価センター(企画・評価・総務担当理事所掌)が設置されている。評価センターは、本研究科を含む専門職大学院が認証評価を受審する際の支援も行っている。

イ 自己改革に関わる本研究科内の組織・体制

本研究科内における自己改革に関する組織・体制として、まず、研究科長と2名の副研究科長から成る②「研究科執行部」(以下、単に「執行部」という。)がある。執行部は、本研究科の予算・決算案の策定、予算の執行、教員人事の発議及びそのための選考委員会等の設置の発議、非常勤職員の採用決定、学生や教員指導など、自己改革を意識しながら、広く研究科全般の組織運営にあたる。また、執行部は、組織運営上の課題等を以下に挙げる各種委員会を通じて把握し、そのための改革案を教授会に提案する。なお、組織運営に重要な予算案の作成は、教授会に諮る前に、執行部、大学院社会文化科学研究科等事務部

事務長，本研究科の実務家教員 1 名で構成される③運営会議¹⁹が行い，議論を踏まえた上で，教授会にかける仕組みとなっている。また，後述するように，執行部は，学長をはじめとする大学本部執行部と適宜の時期に意見交換を行い，本研究科に内在する課題の発見や解決策の模索，運営方針の確認等を共同で行っている。

教員の教育活動の自己改革関連組織として④FD 委員会と⑤教務委員会が，入試制度における自己改革に関する組織として⑥入試委員会が，奨学生制度や法務研修生制度など，学生生活にかかわる事項に関する改革を所管する組織として⑦学生委員会が，それぞれ置かれている。さらに，平成 29 年度には，広報活動が教務あるいは入試のどちらか一方にかかわるものではないとの認識のもと，広報活動を強化することを目的として，新たに，教務委員及び入試委員から選ばれた者で構成される⑧広報委員会を設けた。OATC については，⑨OATC 運営委員会を置いている。また，本研究科は教育力の向上に向けた取り組みを強化するため，平成 28 年 7 月，九州大学法科大学院との間で包括的な教育連携協定を締結したが²⁰，九州大学法科大学院との教育連携取り組みを促進するため，両法科大学院の執行部で構成される⑩連携協議会を置くとともに，本研究科に⑪大学間 FD 運営委員会を置いている。なお，広報委員会，大学間 FD 運営委員会は，いずれも委員会という名称を用いているが，組織上は，教務委員会，入試委員会等のように研究科教授会及び運営会議のもとに常設される委員会²¹ではなく，ワーキンググループという位置づけである。

上記の④FD 委員会は研究科長を委員長とし，さらに 2 名の副研究科長で構成され²²，研究科における教育内容及び教育方法の改善，見直し等について検討する他，さらに教員に対する指導助言などを行う。⑤教務委員会は，副研究科長を委員長とし，専門分野のバランスや研究者及び実務家教員のそれぞれのバランスをとって構成された各教員からなる。同委員会は，本研究科における教務全般，クリニック，エクスターンシップなどの実務実習教育に関する事項を審議し，教授会に種々の案件を提案する²³。⑥入試委員会は，教務委員長を務める副研究科長とは別の副研究科長を委員長とし，入試業務の遂行の他，受験生の動向調査や，それに基づいた入試制度改革の企画立案などを担当する²⁴。⑦学生委員会は，入試委員長を務める副研究科長が学生委員会の委員長を兼務し，奨学金の選考，成績優秀者の選考，法務研修生の受け入れに関する事項な

¹⁹ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 7 条。

²⁰ 【A41】「九州大学法科大学院と岡山大学法科大学院との間における教育連携に関する協定」（平成 28 年 7 月 29 日）。

²¹ 【A5】岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規第 8 条参照。

²² 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 9 条第 4 項，同条第 7 項，同条第 8 号。

²³ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条第 1 項第 1 号，同内規第 9 条第 1 項等。

²⁴ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条第 1 項第 3 号，同内規第 9 条第 3 項等。

などを担当する²⁵。学生委員会の所管事項には奨学金に関する件など入試の実施と密接な関係を有するものが多いため、学生委員会の委員も入試委員会の委員から選出している（3-6も参照）。⑧広報委員会は、研究科長のほか、教務委員及び入試委員から選ばれた者で構成されており、ガイドブックの作成のほか、ホームページやフェイスブックなどのSNSを通じた情報発信などを担当している。⑨OATC運営委員会は、「1-2特徴の追求」で挙げたOATCの組織運営に関する委員会で、センター長のほか、副センター長と、OATCが所管する研究会・研修会にかかわる教員から構成される。本研究科が養成しようとする法曹像及び地域社会の法律人材に対するニーズを踏まえ、各種研究会・研修会の企画立案のほか、組織内弁護士及び法務担当者の養成、法曹リカレント教育に向けた取り組みなどを担当している。OATC運営委員会には研究科長も陪席しており、OATCの意見、提案などは、常時、把握できるようになっている。

⑩の連携協議会、⑪の大学間FD運営委員会は、九州大学法科大学院との包括的教育連携協定を踏まえて設けられたものである。「連携協議会」は、教育連携の具体的内容について全体の計画と調整を行うことを目的とし、それぞれの大学の執行部及び教務の責任者によって構成され、本研究科からは研究科長と2名の副研究科長が加わっている。「大学間FD運営委員会」は、連携取り組みを円滑に進めるために組織されたものであり、執行部と法律基本7科目の教員各1名で組織している。

本研究科では、執行部がFD委員会を組織し、教務委員長、入試委員長、学生委員長を副研究科長が兼務する体制をとっていることから、執行部とFD委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会が緊密に連携をとりながら自己改革に向けた課題に迅速に対応できる仕組みが構築されていることが大きな特徴といえる。

（2）組織・体制の活動状況

自己改革に関する「部局組織目標評価制度」においては、毎年度、部局長が中期目標・中期計画を踏まえつつ、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の領域につき組織目標を設定し、年度終了時に目標の達成度合いを「組織目標評価報告書」として学長に提出している。学長は、部局から提出された同報告書等を参考にして評価を実施し、部局評価及び評価所見を添えた組織目標を当該部局に通知する。当該部局は、この評価結果を、自己改革を行う際の指針としている。なお、この「組織目標評価報告書」は、全学ホームページでも一般に公開されており、本研究科が当該年度に「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の各領域でどのような目標を設定し、また目標の達成状況や達成過程で生じた課題にどのように取り組んだか、といった論点が明記されている。

²⁵ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第8条第1項第2号、同内規第9条第2項等。

「執行部」による自己改革に関する活動は、教授会開催と合わせて実施される定期的な協議による他、案件があるたびに、適宜協議を行っている。執行部内で対応できる案件は、必要に応じて関係する教員の意見を聞くなどして執行部内において処理しているが、各種委員会で審議すべき内容や教授会審議が必要な案件については、適宜、必要な対応をとっている。

FD 委員会は事実上、「執行部」と同一メンバーによって構成されており、定例の教授会に合わせた執行部の会合の折、FD に関する事項についても協議し、FD 協議会の議題の調整の他、必要に応じて、教員への個別指導などを行う。

教務委員会、入試委員会、学生委員会は、それぞれ委員長である副研究科長を議長として定期的に委員会を開催している。教務委員会はカリキュラム、教育体制など教務に関する事項を、入試委員会は入学者選抜に関する事項を、学生委員会は、奨学生の選考や法務研修生の受け入れなど学生生活に関する事項をそれぞれ所管し、各業務の遂行や、業務遂行で生じた課題の確認と改善策などを議論する。平成 29 年度については、教務委員会は 11 回、入試委員会は 6 回（このほか、拡大入試委員会 3 回）、学生委員会は 4 回、それぞれ開催している。また OATC 運営委員会は、毎月 1 回会議を招集し、各種研究会、研修会の企画及び立案、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等との連携に関する企画及び立案を中心に、課題を検討している。

これらの各種委員会について、すべて議事録または議事要旨を作成している。また、九州大学法科大学院との間における連携協議会についても議事録を作成し、大学間 FD 運営委員会については FD 活動の記録として文書化している。

（3）組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

① 教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

（ア）教育体制については、主として教務委員会及び FD 委員会において問題状況の把握と改善に向けた取り組みを行っている。

（イ）前回の認証評価以降の大きな改革内容は以下のとおりである。

まず、平成 28 年度より修了要件単位数を緩和し、法学未修者コース（修業年限 3 年型）は 102 単位から 97 単位、法学既修者コース（修業年限 2 年型）は 66 単位から 63 単位に引き下げた。

次に、法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）配当の民法の演習科目について、学生の到達度に応じたよりきめの細かな演習を展開し、受講生が各自の習熟度に応じた演習科目を選択し、無理なく事案解決能力を向上できるようにするため、従来の「民法演習」に加えて、「民法展開演習」を設け、受講生は各自の習熟度に応じて合計 5 つの演習科目の中から 3 つの演習科目を選択できるようにした。なお、民法の演習科目をどのように履修するかについては、基本的には学生の判断に委ねているが、法学未修者 1 年次の「民法」の成績状況を踏

まえ、教務委員長が適宜履修指導を行っている。

さらに、法学既修者試験の科目から行政法を削除したことにともない、法学未修者1年次に配当されていた「行政法」(2単位)を削除した。

このほか、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群に配当される科目について、科目の見直しと整理を行うとともに、新規科目を新設した。新設科目として、例えば、九州大学法科大学院との連携科目として、「女性社会進出支援と法」(2単位)を新設したほか、組織内弁護士の養成という本研究科の教育の重点に即して、「地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)」(2単位)を新設した。

(ウ)平成28年度からの新カリキュラムは、法学既修者については平成29年度に完成しているが、法学未修者については平成30年度で完成する。新カリキュラムが学生にどのように受け入れられているかは、定期的な個別面談²⁶をとおして把握するようにしており、民法の演習科目については、必要に応じて、教務委員長が個別に履修指導を行っている。新カリキュラムへの不満あるいは新カリキュラムの弊害は、今のところ承知していないが、司法試験の結果分析も踏まえつつ、新カリキュラムの課題を引き続き検証していくこととしている。

② 入学者選抜における競争倍率の確保及び③定員充足率の確保

(ア)入学者選抜における競争倍率の確保及び定員充足率の確保については、主として入試委員会において、問題状況の把握と改善に向けた取り組みを行っている。

(イ)入学者選抜における競争倍率については2倍を確保するように努めている。もっとも、法科大学院全体の志願者数が下げ止まらない中、本研究科が置かれた環境では、競争倍率の確保と定員充足率の確保とは相反する関係に立つのが実情であり、現状は、競争倍率の確保を優先し、その結果、定員充足率の確保については厳しい状況が続いている。法科大学院として必要な教育規模を維持するためには、現在の入学定員をさらに削減することは回避しなければならないという認識のもと、入学者選抜における競争倍率の確保と定員充足率の確保という二つの要請を達成するため、研究科一丸となって、入学志願者の確保に向けた取り組みを進めている。

具体的な取り組みとしては、①入試説明会の実施、②岡山大学法学部との連携強化、③香川大学法学部との教育連携の構築、④入試制度の改革、が挙げられる。

まず、①入試説明会の実施については、予備校主催の進学説明会に参加するとともに、中国・四国地区の大学だけでなく、九州地区の大学でも入試説明会を実施している。

次に、②岡山大学法学部との連携強化については、岡山大学法学部の法律専

²⁶【A42】 個別面談のフォーマット。

門職コースの科目を本研究科の専任教員が担当し、さらに、岡山大学法学部生と本研究科教員、OB・OG 法曹との懇談会等を積極的に行ったりするなどして、連携強化を図っている。

さらに、③香川大学法学部との教育連携の構築については、平成 29 年 3 月に教育連携協定を締結したことを承けて、香川大学法学部が実施する新入生オリエンテーションに参画し、将来的な受験生の掘り起こしを図るとともに、本研究科の専任教員が香川大学法学部において法科大学院進学希望者向けの授業を担当するなど、連携関係を強化している。

最後に、④入試制度の改革については、入試日程の多様化、選抜方法の工夫、入学定員の削減を行ってきた。

入試日程の多様化としては、平成 22 年度入試より入試日程を前期入試と後期入試の 2 日程とし、各入試日程につき法学未修者入試と法学既修者入試を別々に実施することで、同一日程入試において法学未修者入試と法学既修者入試を併願ができるように配慮した。さらに平成 23 年度入試より東京に試験会場を新たに設け、平成 26 年度入試からは岡山及び東京に加え大阪、さらに平成 27 年度入試からは福岡にも試験会場を設置して受験生の便宜を図った。また、定員充足率の低調な年度（平成 23, 25, 26, 27 年度入試）においては、第 2 次募集入試を実施し、入学者の確保に努め、平成 28 年度入試からは、試験日程を A 日程、B 日程、C 日程の 3 日程とした。さらに、入学試験合格者の歩留まりを高める方策として、入学試験合格者に対して、OB・OG 法曹なども招いた懇親会を企画し、入学予定者相互と教員及び研究科出身法曹等との親睦を深める機会を設けたり、岡山以外に在住する入試合格者に対しては、居住地に出向いて「出張入学前ガイダンス」を行ったりするなど、定員充足率を向上させるための取り組みを行った。

選抜方法の工夫については、法学未修者入試について、平成 28 年度入試では「中四国地区選抜特別入試」を実施し、平成 29 年度入試以降は「中四国地区選抜特別入試」に代えて「事前課題方式」の入試を取り入れるなど、入試方法の改革に取り組んできた。

他方で、入学定員の削減にも取り組んできた。本研究科の入学定員は、平成 16 年 4 月の設立当初、定員 60 名でスタートしたが、その後、平成 22 年度から定員を 15 名削減して 45 名とし、平成 27 年度からさらに 15 名を削減して 30 名とした。この間、上述した様々な取組を継続して行い、志願者の確保と入学定員の充足に向けて努力を重ねてきたが、なお十分な志願者数を確保するに至らなかった。そこで、平成 29 年度からはさらに 6 名を削減し、現在 24 名としている。

(ウ) 以上の取り組みを経て、法科大学院全体の志願者が下げ止まらない中、平成 30 年度入試でも定員充足率を達成するには至らなかったが、平成 30 年度入試では前年度よりも 4 名多い 17 名の入学者を得ることができた。

④ 公開された情報に対する評価や改善提案に対応しているか

「授業評価アンケート」については、結果をすべて学生に対し公表している。本研究科が公開する情報に対し、改善提案を含む外部からの評価を受けて対応したことは、これまでない。なお、ガイドブックやホームページには、本研究科の問い合わせ窓口、電話番号、ファックス番号、メールアドレスを明記しており、各種の問い合わせ・提案には常に対応できるようにしている。

⑤ 法曹に対する社会の要請の変化をどのようにとらえているか

本研究科では、これまでも述べたように、OATCを中心に、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等と連携しながら、行政法実務、医療福祉、企業法務の3つの分野を中心に、様々な研究会・研修会の取り組みを行っている。また、岡山経済同友会などの経済団体との連携も密に取っている。このように、本研究科は、地域社会の法曹あるいは法曹人材に対する需要・要請を常時把握できる環境にあるといえる。OATCでは、このような地域の法的需要を的確に捉え、地域社会の法的課題に取り組むとともに、組織内弁護士あるいは企業等の法務担当者として人材を輩出できるような体制を整えている。

・過去5年間の入学者競争倍率

	受験者数	合格者数	競争倍率
26年度	63人	33人	1.9倍
27年度	55人	33人	1.7倍
28年度	56人	35人	1.6倍
29年度	45人	22人	2.0倍
30年度	50人	24人	2.1倍

・過去5年間の入学定員充足率

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
26年度	45人	17人	37.8%
27年度	30人	17人	56.7%
28年度	30人	19人	63.3%
29年度	24人	13人	54.2%
30年度	24人	17人	70.8%
平均	30.6人	16.6人	54.2%

イ 修了者の進路に関する問題の把握，検討，具体的取り組み状況

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全国平均)
26年度	72人	36人	13人	18.1%	21.2%
27年度	65人	39人	12人	18.5%	21.6%
28年度	61人	41人	11人	18.0%	20.7%
29年度	50人	31人	9人	18.0%	22.5%
30年度	51人	28人	人	%	%

(注) 合格率および司法試験合格率(全国平均)は，小数点第2位を四捨五入している。

① 修了生の進路を把握するための取り組み

本研究科では，修了者の進路状況は，各教員や修了生，地元弁護士からの情報提供のほか，大学の事務担当（法務研究科教務担当）から個別に電話で問い合わせることで把握するように努めている。また，毎年，すべての在学生について，執行部（研究科長と教務委員長を務める副研究科長）が個別面談を行い，学修状況を把握しているが，その際に，将来の進路についても希望を聞いており，法曹三者以外に進路の変更を希望する場合には連絡をするように伝え，修了後も連絡を取れる関係を構築するようにしている。このことも，修了後の進路状況を把握するうえで有効な手段となっている。

もともと，現状では，すべての修了生の進路を把握するには至っていない。とりわけ，岡山を離れた修了生については，情報を把握しにくい状況である。司法試験の受験資格を喪失した（と思われる）修了生については，電話連絡をしても，着信拒否という対応をされることも稀ではない。

なお，平成30年5月1日現在，本研究科の修了者数は366名であり，このうち，進路状況を把握できているのは283名，残りの83名が不明となっている。進路状況を把握している283名のうち，143名が司法試験に合格，59名が司法試験の勉強を継続中，残りの81名が，公務員，企業等へ就職している。

② 本研究科の修了生の進路について

司法試験の成績については，平成28年度までの修了者349名のうち，328名が司法試験を受験し，合格者数は上記のとおり143名であり，累積合格率は43.60%である。法科大学院別の累積合格率順位では第21位となる。

累積合格率順位で上位20位以内に位置している大学のほとんどが法学既修者を主体とする法科大学院（修了生に占める法学既修者の割合が法学未修者を上回る法科大学院）であることに鑑みれば，法学未修者の合格率が法学既修者のそれを大きく下回るなかで，法学未修者を主体とする法科大学院（修了生に

占める法学未修者の割合が法学既修者を上回る法科大学院)としては一定の成果を収めているとの認識をもっているものの、司法試験の合格率が全国平均を下回る状況が続いていることについては、厳粛に受け止めている。

法学未修者のフォローアップについては、FD 委員会や科目間 FD 等において常に議論を行い、また、執行部と在学生との個別面談(執行部は、研究科長と教務委員長を兼務する副研究科長が対応している)において個々の学修状況を把握し個別的なフォローアップ体制を構築するなど、法学未修者全体の底上げを図っている。このような不断の取り組みの成果として、例えば、平成 27 年度の司法試験結果においては、法学未修者の修了直後の司法試験合格率において実質全国第 3 位を占めている²⁷。また、平成 28 年度の司法試験結果においても、法学未修者の修了直後の司法試験合格率において全国第 7 位²⁸、法学未修者と法学既修者を合わせた平成 27 年度修了生の修了直後の司法試験合格率において全国第 6 位に位置している²⁹。

(4) 特に力を入れている取り組み

上記以外に特になし。

(5) その他

本研究科では、外部専門家の意見を取り入れて、組織運営の参考とするため、「岡山大学弁護士会法科大学院支援委員会」とも積極的に連携をしている。

「岡山大学弁護士会法科大学院支援委員会」は、岡山弁護士会内に設置された委員会で、正規構成員は同弁護士会所属の会員弁護士である。委員会は月 1 回のペースで開催され、本研究科からも、研究科長及び教務担当の副研究科長がオブザーバーの立場で出席し、本研究科の組織運営や教育内容・方法などに関して出された意見を自己改革に反映させるようにしている。

スタッフ・ディベロップメントとしては、情報処理担当の助教を講師として、学習管理システムの効果的な利用方法に関する研修を行うこと以外には、本研究科として独自のものは設けていない。

日弁連主催のシンポジウムや司法研修所主催の教員研修については、連絡があるたびに、各教員にメールで連絡を行い、参加を呼びかけるようにしている。

2 点検・評価

本研究科の自己改革に対する取り組みは良好といえる。全学的な自己改革に

²⁷ 【A43】平成 27 年度司法試験結果(平成 26 年度修了・未修)。受験者が 10 名以上の大学に限れば第 3 位に位置する)

²⁸ 【A44】平成 28 年度司法試験結果(平成 27 年度修了・未修)。受験者が 10 名以上の大学に限れば第 4 位に位置する)

²⁹ 【A45】平成 28 年度司法試験結果(平成 27 年度修了・既修+未修)

関する「部局組織目標評価制度」は、毎年度の本研究科の組織体制を検証し、課題を洗い出し、解決策を設定するのに一定の指針を与えている。また、自己改革に関する個別組織であるFD委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会、OATC運営委員会などは、その構成が明確に規定され、それぞれの所掌事項に従って活発に活動しているといえる。さらに、執行部の活動は、極めて積極的に大学本部執行部との意思疎通も十分に図られている。こうした自己改革の取り組みの成果は、「機能状況」で具体的に示したように、様々な場面で表れており、組織体制の自己改革につながっている。

他方、入学定員充足率については、志願者数及び入学者数の増加に向けた様々な取り組みにもかかわらず、十分な成果を上げるには至っていない。もっとも、法科大学院志願者数の減少が全国的に下げ止まらないなか、平成30年度は前年度を上回る入学者を得たことから、一定の成果が現れているものと思われる。

また、修了者の進路把握にも課題がある。進路状況の把握は、事務部署である大学院社会文化科学研究科等事務部法務研究科教務担当がその任にあっている。既に職業法曹として活動している者や地方公共団体職員、裁判所事務官、検察事務官など、把握が比較的容易な場合は、本事務部が良好に機能している。しかし、修了後の住居変更により連絡先を把握するのが難しくなる場合の他、連絡先が判明しても連絡に応じない者、明確に情報提供を拒否する者もいるため、修了生の100%の進路把握は困難な状況にある。この点は、前回認証評価以降も有効な方策を採り得ていないところである。

3 自己評定

B 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも良好である。

4 改善計画

志願者数の増加と入学定員充足率の向上に向けて、これまで進めてきた取り組みを継続して強化していきたい。また、修了生の進路把握は困難な側面もあるが、さらに対応できることがないかを検討していきたい。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本研究科教授会は、学生の入学及び課程の修了、学位の授与、教員の人事のための教員研究業績の審査に関する事項、教育課程の編成及び組織改編に関する事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるものについて、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。国立大学法人岡山大学における各学部・研究科教授会の位置づけは、平成27年度より大きく変更されており、教授会は上記事項についての審議機関ではなく、あくまで学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関という位置づけである³⁰。それゆえ、①教員の採用・選考等の人事に関する事項、②入学者選抜に関する事項、③カリキュラム内容に関する事項、④成績評価に関する事項、⑤修了認定に関する事項、⑥施設管理に関する事項については、すべて、組織制度上の決定権限は学長が有する。もともと、上記の事項について本研究科教授会の審議内容に対し学長から異論が挟まれたことはなく、研究科の自主性を尊重した運営がなされており、その意味で、教授会の果たす機能は事実上変わりがないといえる。

教授会は構成員の3分の2以上の出席により開催され、その過半数によって議決がなされる³¹。その他、審議事項の重要性を考慮して、形式的で特に議論の必要が乏しい審議事項については、書面等による議決方法を採用している³²。これにより、教授会開催に伴う教員の負担軽減に役立っている。

組織運営に重要な予算案の作成は、既述のように(1-3)、運営会議が行い、議論を踏まえた上で、教授会にかける仕組みとなっている³³。

なお、OATCの運営については、OATC運営委員会を設け、①研修に係る企画・運営に関する事項、②センターの業務に関する重要な事項、③その他、センターの運営に関する重要な事項について審議を行っている。運営委員会は、センター長、副センター長、その他センター長が必要と認めた者から構成され、センター長が運営委員会を主宰し、その議長となっている。なお、研究科長は、規定上は運営委員会の委員とはなっていないが、本研究科の附属機関という性格上、陪席している。

³⁰ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科教授会規程」第3条。

³¹ 【A5】同規程第7条、第8条。

³² 【A5】同規程第9条。

³³ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第7条。

(2) 理事会等との関係

上記のように、教授会は学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、それゆえ、組織制度上は、教育活動に関する重要な事項に関する決定はすべて学長が決定する権限を有する。もっとも、既に述べたように、本研究科教授会の審議内容に対し学長から異論が挟まれたことはなく、研究科の自主性を尊重した運営がなされている。これに対し、教育活動に関する重要事項のうち、実質的に、学長その他の機関の承認・決議等が必要とされているものとして、新任教員の採用、昇任人事が挙げられる。

新任教員の採用、あるいは昇進に関しては、予め大学本部執行部と「人事協議書」に基づいて協議を行い、手続を進める必要がある。特に、新任教員の採用が法令上必要とされる専任教員数の要件とかかわる場合には、法令上の要件を逸脱することがないように、配慮がなされている。

大学本部執行部及び本研究科執行部は、適宜の意見交換を通じて綿密に連絡をとりつつ、相互に協力しながら組織運営にあたっており、極めて良好な関係にあるといえる。

(3) 他学部との関係

法学部及び文学部・経済学部を基盤とする大学院社会文化科学研究科とは独立した別組織であり、他部局との関係で、教授会の意向が実現できなかった例はかつてなく、組織制度上もあり得ない。

(4) 特に力を入れている取り組み

大学本部執行部との連携のため、年に数回、大学本部執行部と意見交換を行っている。意見交換において、本研究科が抱えている問題点、課題などを本部執行部に提起でき、その解決が相互の視点から図られるので、本研究科にとって貴重な機会となっている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の採用・選考の人事、学生の入学者選抜、カリキュラム内容の設定、成績評価、修了認定等について、本研究科の自主性、独立性に問題はなく、その組織運営は良好である。上記のように、前回認証評価以降、国立大学法人岡山大学における教授会の組織制度上の位置づけは変化したが、その後も部局の意思決定、教授会の意見を尊重した運用がなされており、実質的な変更は生じていない。

なお、上述した大学本部執行部との意見交換は、法科大学院制度の意義及び

本研究科の現場と課題を本部執行部に理解いただき、必要な支援を受けるための重要かつ貴重な機会となっている。

3 自己評定

合 本研究科の自主性，独立性に問題はない。

4 改善計画

特になし。

1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本研究科では、学校教育法施行規則第172条の2(平成23年4月1日施行)の改正を踏まえ、教育情報を積極的に公開している。教育活動等における本研究科の情報公開ツールは、本研究科のホームページ及び全学のホームページ、ガイドブック、学生募集要項、学生便覧が主なものである。それらツールを用いることにより、①本研究科が養成しようとする法曹像、②入学者受入方針、入学者等の入学者選抜に関する事項、③授業科目、授業の方法・内容、年間の授業の計画など教育内容等に関する事項、④教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績等教員に関する事項、⑤成績評価・修了認定の基準、修了者数等に関する事項、⑥施設や設備環境、在籍者数など、学生の学習環境に関する事項、⑦自己改革の取り組み等、本研究科に関する基本的事項はすべて確認することができる。

(2) 公開の方法

(1)で列挙した①から⑥の学生に関わる基本情報は、ホームページ、ガイドブック、学生募集要項、シラバス、学生便覧など想定できる媒体を使って、広く周知徹底している。ホームページでは、「研究科紹介」、「入試」、「学生生活」、「就職・進路」などの項目をクリックすると各事項に関係する情報をつぶさに確認することができる。また、学生便覧、シラバス、時間割、授業料、奨学金といった情報はすべて公開されており、部外者でも本研究科の教育内容や勉学環境状況、雰囲気が見取できるようになっている。

ガイドブックは、毎年4月に発行され、特に当該年度の入試受験者を意識して作成されている(4月1日からの広報活動に利用できるようにするため、納品は3月中に行っている)。教育方法の特色、カリキュラム、科目履修例、教員紹介などが掲載されている。学生募集要項は、各年度に発行され、募集人員、出願資格、入試日程、試験場案内など、入試に関する基本情報が掲載されている。シラバスも一般に公開されており、科目ごとに各授業回で行われる講義内容や使用するテキスト、履修要件などが掲載されている。学生便覧は、岡山大学の理念・目的や授業の履修方法、学生生活に関する事項、学則などが掲載されている。主として本研究科の入学者、在学生に対する情報提供になるが、ホームページで公開されているため、部外者も閲覧可能である。

さらに、⑦自己改革の本研究科の取り組みは、全学のホームページで公開さ

れており³⁴、本研究科を受験しようとする者はもちろんのこと、そうでない部外者も本研究科の基本情報に容易にアクセスできる。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

基本的に部外からの問い合わせは、事務担当部署である大学院社会文化科学研究科等事務部大学院教務学生グループ（法務研究科担当）が窓口となっている。

ホームページ上には、「お問い合わせ」先が明示されているため、質問や提案を集約し易くなっている。質問等があった場合には、必要に応じて研究科長や関係の委員会委員長にコンタクトをとり、電話や文書、メールなどで個別に回答を行っている。ガイドブックやホームページで公開する事項や内容の公開の是非は、関係の委員会、関係教員がチェックし、公開に応じている。

なお、上記の質問を除き、本研究科の情報公開に対し、これまで外部から評価、改善提案を受けたことはない。

(4) 特に力を入れている取り組み

予算が限られているので、上述した以上の格別の取り組みは行っていない。

(5) その他

特に地元新聞社、テレビ局には、本研究科が新たな取り組みやプロジェクトを手掛けた場合には、個別に記者に連絡をとって、記事にしてもらおうよう働きかけている。また、本学における定例の記者発表も利用して、その都度、本研究科の情報を提供している。

2 点検・評価

本研究科では、養成しようとする法曹像、入学者選抜に関する事項、教育内容等に関する事項、教員情報、成績評価・修了者の進路に関する情報、学生の学習環境に関する事項その他、教育等に関する情報はすべて適切に公開されている。時間割、シラバス、学生便覧といった、本来、在学生向けの情報と思われるものであっても、部外者も閲覧可能なようにホームページ上で公開しており、情報公開は非常に適切に行われているといえる。

3 自己評定

A 情報公開が、非常に適切に行われている。

4 改善計画

³⁴ 本研究科の「組織目標評価報告書」が掲載されている。
<http://www.okayama-u.ac.jp/user/tqac/tenken/jiko/report.html>

本研究科の情報公開の方法は、適切である。今後とも本研究科の概要、教育関連情報などを公開し、広く社会に周知していきたい。

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること,実施していない場合には合理的理由があり,かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本研究科がガイドブック・学生便覧などによって学生に約束した教育活動の重要な事項としては,以下のものが挙げられる。すなわち,①少人数教育によるきめ細かな指導,②研究者教員と実務家教員との協働教育体制,③法学未修者が無理なく勉強できる段階的・螺旋的な科目構成に基づく授業とフォローアップ体制の構築,④自習室の他,資料室,情報実習室などの勉学のために必要な施設の整備,⑤入学料・授業料免除,奨学金制度などが挙げられる。

(2) 約束の履行状況

学生に対する約束は概ね達成されている。

まず,①について,入学者の減少と定員削減の影響もあって,講義科目については,受講者が20名を超える科目は存在しない。2年次以上の演習科目については,受講者数が20名を超える場合には2クラスとすることを原則とし,1クラス10~15名程度の少人数教育を実施している。

次に,②については,公法系,民事法系,刑事法系の法系ごとに,研究者教員と実務家教員とが密接に連携しており,特に演習科目においては,研究者と実務家が協働して担当する科目を複数設けている。連携の形態は多様であり,「憲法演習」,「行政法演習」,「刑事法総合演習」のように,研究者教員と実務家教員とがオムニバスで担当する科目,民法の演習科目のように,研究者教員と実務家教員とが個々の演習科目を相互に分担する科目(「民法演習Ⅰ」,「民法展開演習Ⅰ」,「民法展開演習Ⅱ」は研究者教員が担当し,「民法演習Ⅱ」,「民法演習Ⅲ」は実務家教員が担当している),「刑事訴訟法演習」のように,研究者教員と実務家教員とがすべてを共同で行う演習科目に分けられる。いずれの形態についても,授業内容の全体について研究者教員と実務家教員とが相互に意見交換を行い,教材及び授業方法を決めており,全体として一つのまとまりのある科目を構成するように努めている。

③については,段階的・螺旋的な科目構成を実現するだけでなく,とりわけフォローアップ体制の構築に力を入れている。すなわち,全在学生を対象に定期的に実施している個別面談において学生が個々に抱える学修上の課題を確認しつつ適宜のフォローアップ体制を敷くことで,段階的な学修が達成されるよう配慮している。法学未修者の属性・傾向は年度によって大きく異なることか

ら、レディ・メイドの対応ではなく、年度ごとのオーダー・メイドの対応が求められ、年度ごとの特徴を踏まえたフォローアップ体制の構築は不可欠である。

④については、法科大学院の授業のほとんどが行われる文化科学系総合研究棟内に資料室、情報実習室、自習室を完備し、学生が勉学に専念できる環境を整備している。

⑤については、「岡山大学大学院法務研究科の成績優秀学生奨学金」（給付）、「岡山大学法科大学院奨学金」（貸与、無利息）の制度があり、学生を経済的に支援している。

もともと、後述するように、展開・先端科目群の科目について、担当教員の確保が達成できず、やむを得ずに不開講とせざるを得ない科目があり、その意味で、完全には達成されていない。

（３）履行に問題のある事項についての手当

開講科目について、「A 法律基本科目群」、「B 実務基礎科目群」については達成されているが、「C 基礎法学・隣接科目群」、「D 展開・先端科目群」のなかには、担当教員の確保が適わず、一部達成できなかった科目がある。

具体的には、平成 29 年度に開講予定であった「地方自治論」、「法医学」がこれに該当する。いずれも、恒常的に担当教員を確保することが見込めないことから、平成 29 年度のカリキュラム改革によって開講科目から外し、今後は、講習会・講演会などの機会を設ける方向で調整している³⁵。

（４）特に力を入れている取り組み

本研究科が特に力を入れている取り組みとして、全在学生を対象に定期的実施している個別面談が挙げられる。これは、個々の学生の学修状況、生活状況を定期的に把握することにより、全体的なフォローアップ体制の構築に役立てるとともに、個々の学生のフォローアップを強固にすることを目的としている。

個別面談で学生から提起された、本研究科の様々な問題（授業運営に対する疑問、自習室など施設上の課題、自習室・資料室など学習環境に関する課題）については、適宜執行部や関係教員、事務と情報を共有しつつ対応している。個別面談は、「授業評価アンケート」や資料室に設置された「意見箱」の制度と相まって、本研究科の様々な取り組みの改善と学生への約束の履行において重要な役割を担っており、岡山大学が推進する SDGs³⁶の理念に即して言えば、本研究科の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」という方針を徹底させるものである。

³⁵ このうち、「地方自治論」については、「岡山行政法実務研究会」の講演会「平成 29 年地方自治法改正～住民訴訟と監査制度の見直しについて～」(平成 29 年 8 月 19 日開催)への出席を促した。

³⁶ 現在、岡山大学は国連の SDGs (持続可能な開発目標) 達成に貢献する活動に積極的に取り組んでおり、「誰一人取り残さない」は、SDGs の理念であり、本研究科の理念でもある。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

ガイドブック及び学生便覧に掲載している事項は、いずれも履行している。さらに、それ以外にも学生のニーズを迅速かつ的確に把握するため、全在生との定期的な個別面談の他、資料室内に「意見箱」を設置して意見を集約し、可能な限り、これに答えるようにしている。

全在生との定期的な個別面談は、徹底した少人数教育を教育方針とする本研究科だからこそなしえる取り組みであるといえる。

教員確保の点では、地方に位置する大学の宿命上、代替教員を容易に確保することができないという環境にあるが、法科大学院として展開・先端科目群の多様性は確保する必要がある。

3 自己評価

合 問題となる事項はあるが、適切な手当等がなされている。

4 改善計画

教員の確保については、担当可能な教員と複数コンタクトを取れる体制の構築を図るなど、改善に向けた体制作りを検討していきたい。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

【平成30年度入学者選抜以前】

(1) 学生受入方針

本研究科では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、以下のような人を求める旨を明らかにしている。すなわち、①社会問題への幅広い関心を持つ人、②倫理観・正義感を持つ人、③論理的思考力を持つ人、④コミュニケーション能力を持つ人³⁷、である。

なお、前回認証評価の後、平成28年度実施の平成29年度入学者選抜以降、アドミッション・ポリシーの表現が異なっている。もっとも、アドミッション・ポリシーの中身自体に変更はない。岡山大学のグローバル対応の一環として、平成28年度から本研究科も英語版のアドミッション・ポリシーの作成を求められ、英訳にあたって、そのもととなる日本語の旧受け入れ方針が受験生にとってわかりづらい表現であるとの意見が出された。そのため、教授会の議を経て、方針の中身は変更せず、日本語としての修文を行ったものである。

³⁷ 【A2】詳細は2019年ガイドブック16頁，【A7】2019年度学生募集要項（一般入試）（表紙裏），本研究科ホームページ（<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/lawschool/adam.html>）参照。

(2) 選抜基準と選抜手続

ア 全般

入試制度の全般的な運用は、「法務研究科一般入試入学者選抜選考要項」、「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申合せ」などの諸規定に基づいて行われる。

本研究科では、平成 22 年度入試より、入試日程につき前期入試と後期入試の 2 日程を設け、各入試日程につき法学未修者入試と法学既修者入試を別々に行うこととし、同一日程の入試につき法学未修者入試と法学既修者入試を併願可としている（ただし、平成 22 年度前期は既修者選抜のみの実施）。入試の呼称は、平成 23 年度入試から、「法学未修者前期入試」、「法学既修者前期入試」、「法学未修者後期入試」、「法学既修者後期入試」としている³⁸。さらに、平成 28 年度入試より、「法学未修者入試 A 日程」、「法学既修者入試 A 日程」、「法学未修者入試 B 日程」、「法学既修者入試 B 日程」、「法学未修者入試 C 日程」、「法学既修者入試 C 日程」としている。また、平成 28 年度入試は、一般入試（法学未修者入試及び法学既修者入試）と特別入試（「中四国地域枠特別入試」）を併用した。

平成 23 年度後期入試以降、二段階選抜は廃止している。また、平成 25 年度入試からは、法学未修者入試・法学既修者入試ともに、適性試験の点数に最低基準点を設け、最低基準点に満たない者の出願を認めないこととしている³⁹。

なお、平成 30 年度入学者選抜以前は、飛び入学制度を設けていない。

イ 法学未修者入試

平成 27 年度入試までは、法学未修者の選抜は、法科大学院全国統一適性試験 100 点、小論文 200 点（試験時間 120 分）、面接・書類審査 50 点、合計 350 点満点⁴⁰で、総合点の高得点順に順位を決定していた。その際、「法科大学院全国統一適性試験の配点は、第 1 部～第 3 部の総合得点（300 点満点）を 100 点満点に換算する」こと、および「小論文、面接・書類審査の各項目で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことを、募集要項に明記していた⁴¹。

これに対し、平成 28 年度入試では、「法学未修者入試 A 日程」及び「法学未修者入試 B 日程」については上記の方法を踏襲しつつ、「法学未修者入試 C 日程」では、「法科大学院全国統一適性試験の第 4 部」で評価を受けることを可能とす

³⁸ 平成 22 年度入試では「選抜」と呼称していた。例えば、「法学既修者前期選抜」。

³⁹ 適性試験の最低基準点は法学未修者入試・法学既修者入試ともに同一であり、その具体的点数は、前期入試につき学生募集要項を審議する際の「適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布に基づき、法科大学院全国統一適性試験の総受験者の下位から概ね 15%を目安として設定する」との教授会決定に基づき決定されている。後期入試・第 2 次募集については、学生募集要項の内容として教授会決定されている。

⁴⁰ 【A46】【A47】【A48】平成 27 年度学生募集要項（前期・後期・第 2 次募集）6 頁。

⁴¹ 【A46】【A47】【A48】平成 27 年度学生募集要項（前期・後期・第 2 次募集）6 頁。

るため、法科大学院全国統一適性試験 50 点、小論文 100 点（試験時間 60 分）、面接・書類審査 50 点の合計 200 点満点とし、その際、「法科大学院全国統一適性試験の配点は、第 1 部～第 3 部の総合得点（300 点満点）を 50 点満点に換算する」こと、および「小論文、面接・書類審査の各項目で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことのほか、「小論文試験に代えて『法科大学院全国統一適性試験の第 4 部』で評価を受けること」が可能である旨を募集要項に明記した⁴²。さらに、平成 29 年度入試では、面接・書類審査の配点を 50 点から 100 点に変更し、「法学未修者入試 A 日程」及び「法学未修者入試 B 日程」では、法科大学院全国統一適性試験 100 点、小論文 200 点（試験時間 120 分）、面接・書類審査 100 点、合計 400 点満点、「法学未修者入試 C 日程」では、法科大学院全国統一適性試験 50 点、小論文 100 点（試験時間 60 分）、面接・書類審査 100 点の合計 250 点満点とした。併せて、平成 28 年度入試同様に、「法科大学院全国統一適性試験の配点は、第 1 部～第 3 部の総合得点（300 点満点）を 50 点満点に換算する」こと、および「小論文、面接・書類審査の各項目で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことのほか、「小論文試験に代えて『法科大学院全国統一適性試験の第 4 部』で評価を受けること」が可能である旨を募集要項に明記した⁴³。

また、平成 29 年度入試及び平成 30 年度入試では、小論文試験とは別に「事前課題」による評価を受けることを可能とする入試を導入した。「事前課題」による評価とは、事前に論述課題を出し、それを所定の期日までに提出させて、これを法学未修者入試における評価の対象に用いるものであり、平成 29 年度入試では「法学未修者入試 A 日程」で用いられ、平成 30 年度入試では「法学未修者入試 B 日程」で用いられた⁴⁴。

なお、法学既修者入試との併願者で、法学既修者入試で合格判定を得た者は、法学未修者入試の対象としない⁴⁵。小論文では、「法務研究科の勉学に必要な理解力、思考力、表現力」をみる⁴⁶。面接・書類審査では、「志望動機の明確さ及び本研究科入学者受入方針にかなう人物かどうか」をみる⁴⁷。面接試験では、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき、客観的、かつ厳格な評価が行えるよう配慮している。

ウ 中四国地域枠特別入試

中四国地域枠特別入試とは、平成 28 年度入試において法学未修者の選抜方法

⁴² 【A49】平成 28 年度学生募集要項（一般入試）9 頁参照。

⁴³ 【A50】平成 29 年度学生募集要項（一般入試）7 頁参照。

⁴⁴ 【A50】平成 29 年度学生募集要項（一般入試）6 頁、【51】平成 30 年度学生募集要項（一般入試）7 頁参照。

⁴⁵ 【A5】「法務研究科一般入試入学者選抜選考要項」参照。募集要項には、「両入試の合格基準を満たした場合は、法学既修者入試に合格したものとして取り扱います」と記載している。【A7】2019 年度募集要項（一般入試）1 頁。

⁴⁶ 【A7】2019 年度学生募集要項（一般入試）4 頁。

⁴⁷ 【A7】2019 年度学生募集要項（一般入試）4 頁。

として用いられたものであり、本研究科が「平成 27 年度法科大学院公的支援見直し加算プログラム」において、「岡山大学法科大学院弁護士研修センター(OATC)を活用した先導的法曹養成教育システムの構築と中四国地区における法曹人材還元ルート確立のためのプロジェクト」が【卓越した優れた取り組み】として評価されたことを承けて、このプロジェクトを推進するため、①企業法務、医療・福祉、行政実務のいずれかに強い関心のある者、②法科大学院修了後、中四国地区において法曹として活動する意欲のある者、③法科大学院在学中及び修了後に OATC の研修に積極的に参加する意志のある者を対象に行った特別選抜入試である⁴⁸。

一定の志願者を得たものの、より幅広い志願者層を対象に多様な能力を試すという観点から、「事前課題」の方式による入試に継承し、中四国地域枠特別入試は平成 28 年度入試限りとした。

エ 法学既修者入試

法学既修者入試は、法科大学院全国统一適性試験、法律科目試験、面接・書類審査の総合点の高得点順に順位を決定している⁴⁹。その際、「法科大学院全国统一適性試験の配点は、第 1 部～第 3 部の総合得点(300 点満点)を 100 点満点に換算する」こと、および「法律科目試験の各科目で 6 割、面接・書類審査で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことを、募集要項に明記している⁵⁰。面接・書類審査の内容は、法学未修者入試と同様である。

平成 26 年度入試及び平成 27 年度入試では、法科大学院全国统一適性試験 100 点、法律科目試験 350 点、面接・書類審査 50 点、合計 500 点満点で実施した⁵¹。法律科目試験のうちわけは、公法系(憲法、行政法)(試験時間 90 分、配点 100 点)、民事法系(民法、民事訴訟法、商法)(試験時間 120 分、配点 150 点)、刑事法系(刑法、刑事訴訟法)(試験時間 90 分、配点 100 点)であった。

平成 28 年度入試からは、行政法を試験科目から除外し、法科大学院全国统一適性試験 100 点、法律科目試験 300 点、面接・書類審査 50 点、合計 450 点満点で実施した。法律科目試験のうちわけは、公法系(憲法)(試験時間 45 分、配点 50 点)、民事法系(民法、民事訴訟法、商法)(試験時間 120 分、配点 150 点)、刑事法系(刑法、刑事訴訟法)(試験時間 90 分、配点 100 点)である⁵²。

平成 29 年度入試からは、面接・書類審査の配点を 100 点とし、法科大学院全国统一適性試験 100 点、法律科目試験 300 点、面接・書類審査 100 点、合計 500 点満点で実施している。法律科目試験の内訳は、平成 28 年度入試と同様、公法

⁴⁸ 【A49】平成 28 年度学生募集要項(一般入試、中四国地域特別入試)

⁴⁹ 【A5】「法務研究科一般入試入学者選抜選考要項」参照。

⁵⁰ 【A51】平成 30 年度学生募集要項(一般入試) 8 頁。

⁵¹ 【A52】平成 26 年度学生募集要項(前期) 7 頁、【A46】平成 27 年度学生募集要項(前期) 7 頁。

⁵² 【A49】平成 28 年度学生募集要項(一般入試) 9 頁。

系（憲法）（試験時間 45 分，配点 50 点），民事法系（民法，民事訴訟法，商法）（試験時間 120 分，配点 150 点），刑事法系（刑法，刑事訴訟法）（試験時間 90 分，配点 100 点），合計 300 点である⁵³。

なお，A 日程入試又は B 日程入試において法学未修者入試と法学既修者入試を併願した者で，法学既修者入試には不合格となったが法学未修者入試に合格し入学手続を行った者を，法学既修者認定試験の対象とすることがある⁵⁴。法学既修者認定試験の対象とするかどうかは，法学既修者入試の合格判定の後，法学既修者入試の成績をもとに判定し，対象者には個別に文書で通知している。法学既修者認定試験は，法学未修者入試に合格し入学手続を行った者に対する内部試験という位置づけである。

オ 転入学試験

本研究科では，平成 19 年度より転入学試験の制度を導入し，実施している。これは，他大学の法科大学院 1，2 年次に在籍している学生で本研究科への転入学を希望する学生を対象としている。転入学試験は，「法務研究科転入学試験実施要項」に基づき，各年度の転入学出願要項に従って行われる。試験の内容は，法律科目の口述試験である。平成 27 年度入試までは，公法系（憲法・行政法）（試験時間 30 分），民事法系（民法，民事訴訟法，商法）（試験時間 45 分），刑事法系（刑法，刑事訴訟法）（試験時間 30 分）で実施していたが⁵⁵，平成 28 年度入試からは行政法を試験科目から除外し，公法系（憲法）（試験時間 15 分），民事法系（民法，民事訴訟法，商法）（試験時間 45 分），刑事法系（刑法，刑事訴訟法）（試験時間 30 分）で実施している。転入学者の認定基準等は，「法務研究科転入学試験実施要項」参照。

（3）学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の内容は，ホームページ，ガイドブック，学生募集要項によって広く公開されている。内部規定と公開情報との差異はほとんどない⁵⁶。ガイドブックは 4 月に発行し配布している。学生募集要項は，6 月に発行し配布している。

また，学内外で実施される各種入試説明会においても，ガイドブック，学生募集要項を配布し，学生受入方針，選抜基準，選抜手続について，広く適時に説明を行っている。

入試情報については，試験成績（本人の成績，合格者の最高点・最低点）を開示している。ただし，受験した入試の合格者が 5 名未満の場合には，当該入

⁵³ 【A50】平成 29 年度学生募集要項（一般入試）7 頁。

⁵⁴ 【A51】平成 30 年度学生募集要項 9 頁。

⁵⁵ 【A53】平成 27 年度岡山大学大学院法務研究科転入学出願要項参照。

⁵⁶ 例えば「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」は非公開だが，同要項の内容のほとんどは，アドミッション・ポリシーなどの形で示したり，または募集要項や受験者心得で受験者に明示したりしている。

試の「合格者の最高点・最低点」は開示しない⁵⁷。開示請求の方法については、学生募集要項に明記している⁵⁸。

(4) 選抜の実施

本研究科の入学試験は、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条により、入学試験を所掌する「入試委員会」により運営される。入試委員会には、副研究科長を兼ねる入試委員長と、入試委員長が指名する副委員長 1 名が置かれる。また、「法務研究科一般入試入学者選抜選考要項」に基づいて、入試委員会が中心となり、入学試験に関わる諸事項（入試説明会の開催、選抜方法や選抜基準の確認・検討、合否判定資料案等の作成など）を取り扱う。また、「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申合せ」により、入学試験の監督者が受験者数に応じて適切に配置できるように配慮している。

本研究科では、平成 27 年度入試までは入試日程ごとに学生募集要項を作成していたが、受験生の便宜を考慮し、現在では、全日程を一括して作成している。学生募集要項は、教授会により審議・決定されている。

小論文の作問・採点委員の選出は、秘密裡に行われる。すなわち、本研究科の運営に最終責任を負う執行部のみが各年度の選出状況を考慮して委員を決定する。決定結果は、本人にしか連絡されない。採点においても、秘密性は厳守される。すなわち、試験終了後、事務職員により解答用紙枚数の確認後、各解答用紙をランダムに並べなおした後、解答用紙上部の受験番号を採点委員に判別できないように綴じられる。採点委員は、この状態で採点をする。これにより、特定の受験者に有利・不利な扱いが生じないような措置が施されている。

法律科目試験の作問・採点委員も、執行部により決定・選出されるが、専任教員の専門との関係から、秘密裡とはいえ限界はある。しかし、各科目複数名の教員が作問・採点に携わることとして、可能な限り、公平性・公正性を確保する体制をとっている。法律科目試験の採点も、小論文と同様の秘密性を確保した措置が施されている。

面接・書類審査は、学生受入方針に適った学生の入学を目指すため、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき適正に実施している。また可能な限り 1 面接室に 1 名は実務家教員を配置することにより、受験者の適性の程度を判定できるようにしている。

⁵⁷ 【A51】平成 30 年度学生募集要項 11 頁。

⁵⁸ 【A51】平成 30 年度学生募集要項 11 頁。

	受験者数	合格者数	競争倍率
26年度	63人	33人	1.9倍
27年度	55人	33人	1.7倍
28年度	56人	35人	1.6倍
29年度	45人	22人	2.0倍
30年度	50人	24人	2.1倍

これまでの入学者選抜において、受験者数は入学定員を上回っているものの、平成26年度入試から平成28年度入試において、競争倍率が2倍を下回っている。本研究科では、法曹養成という目的に照らして、入学を認めるのが相当な者を選抜するために、法科大学院全国統一適性試験の得点について最低基準点を設けている。また、未修者選抜においては小論文または面接・書類審査で2割を超えて得点できなかった者を不合格とし、既修者選抜では科目試験の各科目について最低基準点を設け、最低基準点をクリアできない者を不合格としている。これらにより、法曹養成の目的に照らして入学を認めることが相当な者を選抜するよう、制度的な配慮を行っている。

なお、入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態は、これまで生じていない。

(5) 特に力を入れている取り組み

入学者選抜において特に力を入れている取り組みは、本研究科の入学者受け入れ方針及び本研究科が養成しようとする法曹像に合致する学生をいかにして受け入れるか、そのための入試制度はどのようにあるべきかを意識した入試制度改革である。平成28年度入学者選抜における法学未修者入試において取り入れた「中四国地域枠特別入試」や平成29年度入学者選抜、平成30年度入学者選抜における法学未修者入試において取り入れた「事前課題方式」の入学者選抜は、そのような試みの一環である。今後も、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を教育理念とする本研究科の入学者受入方針に相応しい入学者を確保するための入学者選抜がいかにあるべきかを模索していきたい。

(6) その他

特になし。

【平成31年度入学者選抜以降】

(1) 学生受入方針

学生受入方針は、平成30年度入学者選抜までと変わりはない。すなわち、本

研究科では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、①社会問題への幅広い関心を持つ人、②倫理観・正義感を持つ人、③論理的思考力を持つ人、④コミュニケーション能力を持つ人を受け入れることとしている⁵⁹。

（2）選抜基準と選抜手続

ア 全般

入試制度の全般的な運用は、「法務研究科一般入試入学者選抜選考要項」、「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申合せ」などの諸規定に基づいて行われる。

平成 31 年度入試についても、平成 30 年度入試と同様に、A 日程、B 日程、C 日程の 3 日程で行う。各入試日程につき法学未修者入試と法学既修者入試を別々に行うこととし、同一日程の入試につき法学未修者入試と法学既修者入試を併願可とすることも変わらない。

平成 31 年度入学者選抜では、飛び入学制度を設けた。出願資格は、「出願時に大学 3 年次に在学中の者で、大学 2 年次終了時に卒業資格単位数のうち、80 単位以上修得し、修得した科目の 3 分の 2 以上の学業成績が 80 点以上のもの」である⁶⁰。ただし、3 年次終了までに 104 単位以上修得し、かつ全修得科目の 3 分の 2 以上の学業成績が 80 点以上でなければ、入学許可を取り消すこととしている⁶¹。なお、飛び入学制度を利用した出願は、法学未修者入試、法学既修者入試のいずれに対しても可能であり、また、併願も可能である。出願資格以外に、独自の選抜基準ないし選抜手続は設けていない。

イ 法学未修者入試

法学未修者入試については、事前課題方式を止め、全日程を、小論文試験と面接・書類審査で行う。配点は、小論文 200 点、面接・書類審査 100 点の計 300 点である。

小論文では、法務研究科の勉学に必要な理解力、思考力、表現力をみる。面接・書類審査では、志望動機の明確さ及び本研究科の入学受入方針にかなう人物かどうかをみる。この点は、平成 30 年度入学者選抜までと同様である。

文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン（以下、「ガイドライン」とする）（平成 29 年 2 月 13 日）は、法学未修者選抜の方法と留意点に関し、①小論文・筆記試験、②対面による審査、③書面による審査、④統一適性試験に類似した試験の中から適切な組み合わせによって試験を実施することを求めている（ガイドライン 2

⁵⁹ 【A2】詳細は 2019 年度ガイドブック 16 頁、【A7】2019 年度学生募集要項（一般入試）（表紙裏）参照。また、本研究科ホームページ（<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/admission.html>）参照。

⁶⁰ 【A7】2019 年度学生募集要項 2 頁。

⁶¹ 【A7】2019 年度学生募集要項 2 頁。

頁)⁶²。本研究科平成 31 年度入試においては、このうち①のうちの小論文、②および③による総合選抜としている。

ガイドラインにおいては、①に関し、長文読解の要素を含め、かつ、少なくとも合わせて 1,000 字程度による資質判定が求められるところ、平成 30 年度選抜では A 日程で合わせて 1,050 字を求めている。この「少なくとも 1,000 字以上」の基準は平成 31 年度入試以降も重要な指標としている。また、②に関しては、従来より各人 20 分の面接を行っており、学習意欲や人間性、コミュニケーション能力等を確認してきた。③については、1,200 字の志望理由書の提出を求め、資質を審査するとともに、学部成績や取得資格による実績等審査も行ってきた。よって、統一適性試験を除き、従来行ってきた選抜方法を踏襲しても、ガイドラインの求めるところは充足する。

ガイドラインは、法学未修者選抜における客観性の確保についても言及するが、出題の趣旨はホームページ上で公表している⁶³。

配点や採点基準については公表していないが、3 名が作問に当たり、配点や採点基準を小論文課題ごとに協議の上決定している。さらに、小論文課題の適切性、配点、採点基準は、最終的に入試委員長が確認することで客観性を担保している。

対面審査も受験者 1 名に対し、2 名の面接官で担当しているが、面接室間のバラツキを防止するために、全ての面接終了後に面接担当者を集めた検討会議を開催し、客観性を確保している。

このような客観性確保の取組みは平成 31 年度選抜以降も継続していくものであり、ガイドラインの要求に充分応えるものである。

ウ 法学既修者入試

法学既修者の選抜は、法律科目試験 300 点、面接・書類審査 100 点、合計 400 点満点で、総合点の高得点順に順位を決定する。法律科目試験のうちわけは、公法系（憲法）（試験時間 45 分、配点 50 点）、民法法系（民法、民事訴訟法、商法）（試験時間 120 分、配点 150 点）、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）（試験時間 90 分、配点 100 点）である。「法律科目試験の各科目で 6 割、面接・書類審査で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことを、募集要項に明記している。面接・書類審査の内容は、法学未修者入試と同様である。

なお、法学既修者の選抜については、行政法を除く法律基本科目に関し、記述・論述試験を課しており、論点暗記だけでは対応できない問題を作成して、資質を的確に判定している。また、法学未修者同様、法学既修者選抜にも上記②および③の選抜方法を組み合わせて行っている。法律科目試験についても、

⁶² 文部科学省 HP「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」（平成 29 年 2 月 13 日）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1388525.htm

⁶³ 本研究科のホームページ(<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/kako2018.html>)参照。

複数教員が作問・採点に当たる体制をとっているなど、客観性の確保も同様の取り組みをしている。法律科目試験については、出題の趣旨は公表しているところであるが、論述式を中心に設問において重視される記述などを公表の対象にすることも客観性・透明性の観点から必要であれば、積極的に行ってきたい。

エ 転入学試験

転入学試験の実施方法は、平成 30 年度入学者選抜までと同様である。

試験の内容は、法律科目の口述試験である（公法系（憲法）（試験時間 15 分）、民事法系（民法，民事訴訟法，商法）（試験時間 45 分）、刑事法系（刑法，刑事訴訟法）（試験時間 30 分）。転入学者の認定基準等は、「法務研究科転入学試験実施要項」参照。

（3）学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の内容は、平成 30 年度入学者選抜までと同様に、ホームページ，ガイドブック，学生募集要項によって広く公開する。内部規定と公開情報との差異はほとんどない。ガイドブックは 4 月に発行し配布し，学生募集要項は，6 月に発行し配布している。

学内外で実施される各種入試説明会においても，ガイドブック，学生募集要項を配布し，学生受入方針，選抜基準，選抜手続について，広く適時に説明を行っていくこととしている。

入試情報の開示についても，平成 30 年度入学者選抜までと変更はない。試験成績（本人の成績，合格者の最高点・最低点）を開示することとしている。ただし，受験した入試の合格者が 5 名未満の場合には，当該入試の「合格者の最高点・最低点」は開示しない。開示請求の方法については，学生募集要項に明記している⁶⁴。

（4）選抜の実施

平成 31 年度入学者選抜の実施は，平成 30 年度入学者選抜までと同様に，「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条により，入学試験を所掌する「入試委員会」により運営される。入試委員会には，副研究科長を兼ねる入試委員長と，入試委員長が指名する副委員長 1 名が置かれる。また，「法務研究科一般入試入学者選抜選考要項」に基づいて，入試委員会が中心となり，入学試験に関わる諸事項（入試説明会の開催，選抜方法や選抜基準の確認・検討，合否判定資料案等の作成など）を取り扱う。また，「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申合せ」により，入学試験の監督者が受験者数に応じて適切に配置できるように配慮している。

⁶⁴ 【A7】 2019 年度学生募集要項 8 頁以下。

小論文の作問・採点委員の選出は、秘密裡に行われる。すなわち、本研究科の運営に最終責任を負う執行部のみが各年度の選出状況を考慮して委員を決定する。決定結果は、本人にしか連絡されない。採点においても、秘密性は厳守される。すなわち、試験終了後、事務職員により解答用紙枚数の確認後、各解答用紙をランダムに並べなおした後、解答用紙上部の受験番号を採点委員に判別できないように綴じられる。採点委員は、この状態で採点をする。これにより、特定の受験者に有利・不利な扱いが生じないような措置が施されている。

法律科目試験の作問・採点委員も、執行部により決定・選出されるが、専任教員の専門との関係から、秘密裡とはいえ限界はある。しかし、各科目複数名の教員が作問・採点に携わることとして、可能な限り、公平性・公正性を確保する体制をとっている。法律科目試験の採点も、小論文と同様の秘密性を確保した措置が施されている。

面接・書類審査は、学生受入方針に適った学生の入学を目指すため、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき適正に実施している。また可能な限り1面接室に1名は実務家教員を配置することにより、受験者の適性の程度を判定できるようにしている。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科の入学者受入方針は、本研究科の教育理念及び本研究科の養成しようとする法曹像に照らして適切である。また、法学未修者入試及び法学既修者入試のいずれも公平かつ公正に実施されている。選抜基準、選抜手続については、一部の者だけがそれを認識するといった不平等のないよう、その公正性等を担保するために、できる限り明確な形で規定し、募集要項、ホームページ、ガイドブックといった媒体を通じて広く公表している。選抜基準及び選抜手続も、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできるものといえる。受験者にとっての関心事である試験成績結果は、「入試情報の開示」としてその請求手続が募集要項のほかホームページにも記載され、受験者に対し、本人の成績はもちろんのこと、合格者の最高点・最低点も判明できるようにしている。選考結果については、その都度検証し、選抜方法の見直しなど、入試制度改革につなげている。適性試験の結果は、法学未修者及び法学既修者の選抜において適切に使用されており、法学未修者選抜では、法律知識の有無・多寡等を考慮要素とはしていない。このように、学生

受入方針，選抜基準，選抜手続及び入学者選抜の実施は，良好であると受けとめている。

もっとも，法科大学院の進学者が下げ止まらないなか，地方に位置する本研究科においては，入学志願者の確保が重要な課題となっている。とりわけ，平成26年度入学者選抜，平成27年度入学者選抜，平成28年度入学者選抜では，競争倍率が2倍を下回る年が続いた。入試の入学者選抜機能を適切に働かせるという観点から，競争倍率が2倍を下回ることの問題性を十分に認識しつつも，法科大学院としての一定の教育規模を維持するという観点も踏まえ，入学試験の成績を個別に精査した上で，結果として，競争倍率が2倍を下回る結果となる合格者判定を行った。これに対応するかたちで，入学定員について，平成27年度より，それまでの45人から30人に削減し，平成29年度から，さらに24人に削減するとともに，入試説明会を中国・四国地区以外に拡げるなどの広報活動を強化している。こうした取り組みの結果，平成30年度入試では前年度を上回る入学者を得ることができたが，法科大学院全体の志願者数が下げ止まらないなか，入学定員を充足するには至っていない。

入学者選抜をめぐる課題は，個々の法科大学院の努力だけで克服できるものではないとはいえ，中国・四国地区における地域中核的法科大学院として，引き続き法曹養成機能・法律人材輩出機能を担う責任を果たしていくためにも，岡山大学法学部との連携強化はもとより，中国・四国地区の法学系学部・学科との連携を強化し，入学志願者の増加に努めたい。

3 自己評定

B 学生受入方針等が，いずれも良好である。

4 改善計画

平成30年度入学者選抜までと同様に，「地域に奉仕し，地域に根ざした法曹養成」を教育理念とする本研究科の入学者受入方針に相応しい入学者を確保するための入学者選抜がいかにあるべきかを模索していきたい。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

【平成30年度入学者選抜以前】

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 法学既修者選抜の基準及び手続

本研究科では、平成22年度入試より、「法学未修者入試」と「法学既修者入試」に分け、それぞれの選抜方法により入学者の選抜を行っている。法学既修者入試の合格者の選抜は、「法務研究科一般入試入学者選抜選考要項」及び学生募集要項に基づいて行う。詳細は2-1-1(2)、(4)参照。

飛び入学制度は、平成30年度入学者選抜以前は設けていない。

試験日程は、法学未修者入試と同じ時期に行っている。A日程、B日程、C日程のいずれも、第1日が法学既修者入試の法律科目試験及び面接、第2日が法学未修者入試の小論文試験及び面接となっており、法学未修者入試を併願する者は、面接は第1日に実施される面接のみとなる。試験科目は、平成27年度入試までは公法系（憲法、行政法）、民事法系（民法、民事訴訟法、商法）、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）であり、平成28年度入試以降は、公法系（憲法）、民事法系（民法、民事訴訟法、商法）、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）である。商法は会社法から出題し、民事訴訟法、刑事訴訟法については上訴・再審は出

題範囲から除かれる。試験時間は、公法系が45分（平成27年度入試までは90分）、民法法系が120分、刑事法系が90分である。出題形式は論述式であり、法律科目に関する面接試験は実施していない。配点は、公法系の憲法50点（平成27年度入試までは、憲法50点、行政法50点の100点）、民法法系（150点）は民法が80点、民事訴訟法が35点、商法が35点、刑事法系（100点）は、刑法が60点、刑事訴訟法が40点である（刑事系は、平成27年度入試までは、刑法50点、刑事訴訟法50点の配点であった）。最低基準点は各科目6割である。

イ 既修者単位認定の基準及び手続き

既修者単位認定は、岡山大学大学院法務研究科規程第19条ただし書きに基づき行う。手続きとしては、教授会審議を経た既修者入試の合否判定を根拠に、法学既修者入試により入学した者が、「教授会が、法学既修者として認めた者」として、「34単位を修得し、1年間在学したもの」とみなされる。修得したものとみなされる単位にかかる科目は、A法律基本科目群Ⅰ基礎科目に該当する「憲法Ⅰ（統治）」（2単位）、「憲法Ⅱ（人権）」（2単位）、「民法Ⅰ」（4単位）、「民法Ⅱ」（4単位）、「民法Ⅲ」（4単位）、「商法」（4単位）、「民事訴訟法」（4単位）、「刑法」（4単位）、「刑事訴訟法」（4単位）、「法解釈入門」（2単位）の合計34単位⁶⁵であり、上記の法学既修者入試における法律科目試験の試験科目と合致している。認定の方法は、法学既修者入試に合格した者は、上記の科目のすべてが認定される。

なお、平成27年度入試までは行政法が法学既修者選抜の試験科目とされていたことから、平成27年度入学生までは、平成28年度カリキュラム改正前の「行政法」（2単位）を含めて合計36単位を認定していた。

（2）基準・手続の公開

既修者選抜の基準及び手続については、募集要項その他の媒体により幅広く公開されている。詳細は、2-1-1（3）参照。

既修者単位認定の基準及び手続き（大学院法務研究科規程、課程修了要件、必修科目等）については、ホームページで一般に公開されているほか、ガイドブック⁶⁶、学生便覧⁶⁷において、法学既修者はAI科目（法律基本科目群のうちの基礎科目）の履修を要しないことを明記している。

（3）既修者選抜の実施

⁶⁵ 【A3】2018年度学生便覧3頁（AI科目）、5頁（課程修了要件）参照。

⁶⁶ 【A2】2018年度ガイドブック5頁参照。

⁶⁷ 【A3】2018年度学生便覧5頁参照。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
26年度	33	11	3.0
27年度	24	9	2.7
28年度	27	12	2.3
29年度	22	11	2.0
30年度	28	10	2.8

		入学者数	うち法学 既修者数
26年度	学生数	17人	4人
	学生数に対する割合	100%	23.5%
27年度	学生数	17人	2人
	学生数に対する割合	100%	11.8%
28年度	学生数	19人	6人
	学生数に対する割合	100%	31.6%
29年度	学生数	13人	6人
	学生数に対する割合	100%	46.2%
30年度	学生数	17人	6人
	学生数に対する割合	100%	35.3%

法学既修者入試の実施については、上記2-1-1(4)参照。なお、本研究科では、法学既修者の選抜は法学未修者の選抜とは分けて行っているが、定員については、法学未修者と法学既修者とを合わせて設定しており、法学未修者とは別に法学既修者の定員を設けて入学者選抜を行っていない。なお、法律科目試験のすべての科目において、必ず論文式の問題を含めた試験を課している。

平成30年度法学既修者入試に合格し、入学した者については、岡山大学大学院法務研究科規程第19条ただし書きに基づき、34単位を修得し、1年間在学したものとして、AI科目(法律基本科目群のうちの基礎科目)の単位を認定した。

これまでのところ、既修者認定・既修者単位認定の公正さ・公平さに疑問が提起された事態(投書や口頭でのクレーム)はない。

なお、平成28年度入試より導入している法学既修者認定試験(2-1-(2)参照)の実施状況は下記のとおりである。

入試年度	日程	受験者数	合格者数
平成 28 年度	B 日程	0 名	0 名
	C 日程	0 名	0 名
平成 29 年度	B 日程	0 名	0 名
	C 日程	0 名	0 名
平成 30 年度	B 日程	3 名	0 名
	C 日程	0 名	0 名

(4) 特に力を入れている取り組み

法律科目試験配点が高いため、法律科目試験の成績のみで合格判定がされることになると、学生受入方針や法科大学院に入学する者としての適性に著しく欠ける者が合格しかねない。そこで、法科大学院全国統一適性試験の最低基準点や面接・書類審査の評価基準について、法学未修者と同一のものをを用いて、法学既修者入試を実施してきた。また、法学既修者としてふさわしいかを厳正・適切に判定するため、憲法・民法・刑法に加え、民事訴訟法・商法・刑事訴訟法の計 6 科目で法律科目試験を行ってきた。

(5) その他

本研究科では、法学未修者選抜とは別に法学既修者選抜を行うようになってからも、法学既修者自体の定員を独自に設定していない。これは、独自の定員を設定することで、法学既修者としての適性を有しない者が法学既修者として選抜・認定されることを回避するためのものである。

【平成 31 年度入学者選抜以降】

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 法学既修者選抜の基準及び手続

法学既修者入試の合格者の選抜は、平成 30 年度入学者選抜までと同様に、「法務研究科一般入試入学者選抜選考要項」及び学生募集要項に基づいて行う。詳細は 2-1-1 (2), (4) 参照。

平成 31 年度入学者選抜では、飛び入学制度を設けた。出願資格は、「出願時に大学 3 年次に在学中の者で、大学 2 年次終了時に卒業資格単位数のうち、80 単位以上修得し、修得した科目の 3 分の 2 以上の学業成績が 80 点以上のもの」である⁶⁸。ただし、3 年次終了までに 104 単位以上修得し、かつ全修得科目の 3

⁶⁸ 【A7】2019 年度学生募集要項 2 頁。

分の2以上の学業成績が80点以上でなければ、入学許可を取り消すこととしている⁶⁹。なお、飛び入学制度を利用した出願は、法学未修者入試、法学既修者入試のいずれに対しても可能であり、また、併願も可能である。出願資格以外に、独自の選抜基準ないし選抜手続は設けていない。

試験日程は、法学未修者入試と同じ時期に行っている。A日程、B日程、C日程のいずれも、第1日が法学既修者入試の法律科目試験及び面接、第2日が法学未修者入試の小論文試験及び面接となっており、法学未修者入試を併願する者は、面接は第1日に実施される面接のみとなる。試験科目は、公法系(憲法)、民法法系(民法、民事訴訟法、商法)、刑事法系(刑法、刑事訴訟法)であり、商法は会社法から出題し、民事訴訟法、刑事訴訟法については上訴・再審は出題範囲から除かれる。試験時間は、公法系が45分、民法法系が120分、刑事法系が90分である。出題形式は論述式であり、法律科目に関する面接試験は実施していない。配点は、公法系の憲法50点、民法法系(150点)は民法が80点、民事訴訟法が35点、商法が35点、刑事法系(100点)は、刑法が60点、刑事訴訟法が40点である。最低基準点は各科目6割である。

イ 既修者単位認定の基準及び手続き

既修者単位認定は、岡山大学大学院法務研究科規程第19条ただし書きに基づき行う。手続きとしては、教授会審議を経た既修者入試の合否判定を根拠に、法学既修者入試により入学した者が、「教授会が、法学既修者として認めた者」として、「34単位を修得し、1年間在学したもの」とみなされる。修得したものとみなされる単位にかかる科目は、A法律基本科目群Ⅰ基礎科目に該当する「憲法Ⅰ(統治)」(2単位)、「憲法Ⅱ(人権)」(2単位)、「民法Ⅰ」(4単位)、「民法Ⅱ」(4単位)、「民法Ⅲ」(4単位)、「商法」(4単位)、「民事訴訟法」(4単位)、「刑法」(4単位)、「刑事訴訟法」(4単位)、「法解釈入門」(2単位)の合計34単位であり、上記の法学既修者入試における法律科目試験の試験科目と合致している。認定の方法は、法学既修者入試に合格した者は、上記の科目のすべてが認定される。

(2) 基準・手続の公開

既修者選抜の基準及び手続については、平成30年度入学者選抜以前と同様に、募集要項その他の媒体により幅広く公開している。

既修者単位認定の基準及び手続き(大学院法務研究科規程、課程修了要件、必修科目等)については、ホームページで一般に公開しているほか、ガイドブック⁷⁰において、法学既修者はAⅠ科目(法律基本科目群のうちの基礎科目)の履修を要しないことを明記している。

⁶⁹ 【A7】2019年度学生募集要項2頁。

⁷⁰ 【A2】2019年度ガイドブック5頁。

(3) 既修者選抜の実施

平成 31 年度入学者選抜以降の法学既修者選抜の実施は、選抜方法、既修単位認定の方法など、平成 30 年度入学者選抜以前と同様である。

すなわち、法学既修者選抜は法学未修者選抜とは分けて行い、定員についても、法学未修者と法学既修者とを合わせて 24 名と設定し、法学未修者とは別に法学既修者の定員を設けて入学者選抜を行わない。法律科目試験のすべての科目において、必ず論文式の問題を含めた試験を課す。また、法学既修者入試に合格し、入学した者については、岡山大学大学院法務研究科規程第 19 条ただし書きに基づき、34 単位を修得し、1 年間在学したものとして、A I 科目（法律基本科目群のうちの基礎科目）の単位を認定する。

(4) 特に力を入れている取り組み

既述のように、平成 31 年度入学者選抜では、飛び入学制度を設けた。出願資格は、「出願時に大学 3 年次に在学中の者で、大学 2 年次終了時に卒業資格単位数のうち、80 単位以上修得し、修得した科目の 3 分の 2 以上の学業成績が 80 点以上のもの」である。ただし、3 年次終了までに 104 単位以上修得し、かつ全修得科目の 3 分の 2 以上の学業成績が 80 点以上でなければ、入学許可を取り消すこととしている。なお、飛び入学制度を利用した出願は、法学未修者入試、法学既修者入試のいずれに対しても可能であり、また、併願も可能である。

また、本研究科においても、法学部とのいわゆる 5 年一貫教育体制の構築は重要な課題である。本研究科は、平成 24 年度より、岡山大学法学部と密接な連携をとりつつ、法学部と法科大学院との接続教育科目の充実にも努め、法学部の 1 年生から 4 年生までの各学年に、法科大学院進学を希望する学生のニーズに即した授業を提供するとともに、法学部の教員と法科大学院の教員とが共同して担当する授業を実施するなど、実質的な一貫教育の体制を整えてきた⁷¹。今後、いわゆる「5 年一貫コース」の導入によって、法学既修者として適切な学生を法学既修者コースに誘う仕組みを強化していきたい。

(5) その他

既述のように、本研究科では、法学未修者選抜とは別に法学既修者選抜を行うようになってからも、法学既修者自体の定員を独自に設定していない。これは、独自の定員を設定することで、法学既修者としての適性を有しない者が法学既修者として選抜・認定されることを回避するためのものである。この点は、平成 31 年度入学者選抜以降も同様である。

⁷¹ 平成 30 年度現在、法学部と法科大学院との接続教育科目として、法学部 1 年次に「法解釈の基礎 (a～d)」, 同 2 年次に「リーガルライティング演習入門 (a, b)」, 同 3 年次から 4 年次に「リーガルライティング演習 (I～VIII)」を置いている。

2 点検・評価

既修者選抜及び既修単位認定の基準及び手続は、本研究科の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを身に付け得る者を選抜できる仕組みになっており、基準・手続は、いずれも、明確な形で規定し、募集要項、ホームページ、ガイドブックといった媒体を通じて広く公表している。既修者選抜は、入試として所定の選考手続きに則り、厳格・公正に実施されている。法学既修者入試における法律科目試験の科目数・配点、および法律科目試験の科目と連動した既修者の単位認定の基準ともに適切である。

なお、規定上、法律科目試験の特定の科目で6割に満たない点数でも合格判定をなしうるが、既修者選抜の合格者選考の入試委員会における原案作成にあたっては、かならず、法律科目試験6科目すべてにつき、出題採点委員の意見を聴取し、その意見を尊重しており、科目毎に十分な能力を有するか否かの評価を行っている。

3 自己評定

B 基準・手続とその公開は適切であり、選抜・認定が適切に実施されている。

4 改善計画

合格者のうち法学既修者入試の成績が他の合格者より下位の者に対するフォローアップをより手厚くしていく方策を検討しているほかは、現状で、具体的な改善計画はない。ただし、入試成績と入学後の学業成績の関連性などを検証し、場合によっては、法律科目試験の科目数の削減などを検討する余地がある。その際は、既修者単位認定やカリキュラム改革などと連動して総合的に検討されることになる。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本研究科では、他学部出身者を、法学系の学科以外の学科出身者と定義している。法学系の学科か否かの判定は、原則として文部科学省が定める「学科系統分類表」に基づく。

(2) 実務等の経験のある者の定義

本研究科では、従来から現在まで本学において共通してとられている定義⁷²に従って、「大学卒業又は出願資格②～⑨に該当することとなった後、平成31年3月末日において2年以上社会人としての経験を有する者」とする。「社会人としての経験を有する」とは、学校に在籍していないこと（勤労しながら学校に在籍している場合は、勤労している期間は社会人の期間とみなす）をいい、必ずしも職業を持っていなければならないということではありません。」としている⁷³。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を 除く)	実務等経験者又 は他学部出身者
入学者数 平成26年度	17人	1人	1人	2人
合計に対する 割合	100.0%	5.9%	5.9%	11.8%

⁷² 例えば、本学大学院社会文化科学研究科の社会人特別入試や本学自然科学研究科博士前期課程の社会人入試など2年間をもって社会人としている。

⁷³ 【A7】2019年度学生募集要項入学願書アンケート項目参照。

入学者数 平成27年度	17人	0人	3人	3人
合計に対する 割合	100.0%	0%	17.6%	17.6%
入学者数 平成28年度	19人	4人	4人	8人
合計に対する 割合	100.0%	21.1%	21.1%	42.1%
入学者数 平成29年度	13人	1人	1人	2人
合計に対する 割合	100.0%	7.7%	7.7%	15.4%
入学者数 平成30年度	17人	3人	1人	4人
合計に対する 割合	100.0%	17.6%	5.9%	23.5%
5年間の入 学者数	83人	9人	10人	19人
5年間の合計 に対する割合	100.0%	10.8%	12.0%	22.9%

(注) 実務等経験者は、3年以上社会人としての経験を有する者としている。

平成28年度入試を除き、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は3割を下回り、また、平成26年度入試、平成27年度入試、平成29年度入試では、2割を下回っている。

本研究科は、開設以来、法学未修者を主体とする法科大学院として教育環境の充実に努めてきた（修了者に占める法学未修者の割合が法学既修者よりも高く、また、司法試験合格者に占める法学未修者の割合が法学既修者よりも高い）。入試説明会等でも、法学未修者が安心して学修に取り組める教育環境にあることをアピールすることで、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合を増加させるよう、努力してきたところである。

なお、学生募集要項には、「法学部・法学科以外の学部・学科の出身者及び社会人については、募集人員の3割程度を合格させる」旨を明記している⁷⁴。

(4) 多様性を確保する取り組み

学生募集要項には、「法学部・法学科以外の学部・学科の出身者及び社会人については、募集人員の3割程度を合格させることとします。ただし、その割合は受験者数・試験結果によって変わることがあります。」と明記している。このことは、各種入試説明会でも広報している。また、ホームページでは入試情

⁷⁴ 【A7】2019年度学生募集要項（一般入試）1頁。

報の中に特に「社会人・法学部以外の学部出身者の受入れ」のページ⁷⁵を設け、アドミッション・ポリシーと並んで強調しているところである。

実際の入学者選抜においては、入学願書に「特記すべき資格」の欄を設け、面接・書類審査の際に加点を行っている⁷⁶。また、面接・書類審査の評価に際しては、「法学部・法学科以外の学部・学科の出身者及び社会人については、評価に際し考慮する」⁷⁷こととされている。

(5) 特に力を入れている取り組み

入試に際し、障がいをもつ受験者への対応を募集要項に明記⁷⁸し、現実に対応している。これまで、平成24年度入試において、東京試験場で、障がいをもつ受験者に対して適切な対応を行ったが、前回認証評価後の平成26年度入試以降は、該当はない。

近親者の介護・支援、育児、その他特別な事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合には、その計画的な履修を認める長期履修制度を「岡山大学大学院法務研究科長期履修に関する取扱い内規」に基づき実施している。長期履修制度は、ガイドブック等でこれを周知している⁷⁹。

(6) その他

平成23年度入試以降、東京に試験場を設け、その後も、大阪、福岡に試験場を設けることで、多様な地域からの学生を受け入れる体制を構築してきたが、実施のコストに見合う受験生を確保できない状況が続いたため、平成30年度入試からは試験場を岡山のみとし、中四国のほか九州を対象に入試説明会などの広報活動を強化し、組織内弁護士の養成など、本研究科の教育取り組みを積極的に伝えていくことで、多様な入学生を確保する努力を続けている。

2 点検・評価

「法学部以外の学部出身者」及び「実務等の経験のある者」の定義は適切に定められている。また、入試説明会等でも、法学未修者が安心して学修に取り組める教育環境にあることをアピールすることで、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合を増加させるよう、努力してきたところである。しかしながら、全国的に社会人・他学部出身者が法科大学院を志望する数が大きく減少している中、本研究科も、平成28年度を例外として、社会人・他学部出身の入学者の割合が3割を下回る状況が続いている。

⁷⁵ <http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/admission.html>

⁷⁶ 【A7】2019年度学生募集要項（一般入試）12頁、同添付入学願書および【A5】「法務研究科面接・書類審査時の評価対象資格」参照。

⁷⁷ 【A5】「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」参照。

⁷⁸ 【A7】2019年度学生募集要項（一般入試）3頁以下参照。

⁷⁹ 【A2】2019年度ガイドブック13頁。

「法学部以外の学部出身者」及び「実務等の経験のある者」の割合が増えない大きな理由は、入学者選抜のあり方にあるというよりも、法科大学院修了後のキャリアパスを見通せないことにあると思われる。法科大学院に多様な人材を受け入れるためには、社会人枠などの特別な選抜方法を用意するというのではなく、法科大学院修了生の就職状況など、法科大学院修了後のキャリアパスを客観的に示していくことこそが肝要であると考えている。

3 自己評定

C 「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割未満であるが、適切な努力をしている。

4 改善計画

上記のとおり、社会人・他学部出身の入学者の割合が低いことの大きな理由は、本研究科の入学者選抜のあり方にあるというよりも、法科大学院修了後のキャリアパスを見通せないことにあると思われる。社会人枠などの特別な選抜方法を用意するというのではなく、法科大学院修了生の就職状況など、司法試験合格後のキャリアパスはもちろん、進路変更の可能性も含めた法科大学院修了後のキャリアパスを客観的に示していくことこそが肝要であると考えている。

本研究科の附属機関である OATC の活動をさらに強化することにより、社会人・他学部出身者が安心して学修できる環境にあることをアピールすることで、入学者の多様性を確保するように努めていきたい。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる数の専任教員が、学部・修士課程、博士課程の専任教員を兼ねていないこと。ただし、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の専任教員を兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本研究科の収容定員数は78名である。また、平成30年5月1日現在における専任教員総数は下表のとおりである。

分野	教授	准教授	講師	合計
公法系	2	0	0	2
民事系	5	0	0	5
刑事系	1	1	0	2
基礎法学・先端科目系	2	0	0	2
実務系	3	2	0	5
合計	13	3	0	16

専任教員の適格性については、各教員の採用時における選考委員会において、「岡山大学大学院法務研究科における教員選考基準」⁸⁰、「岡山大学大学院法務研究科教員選考委員会に関する申合せ」⁸¹、「岡山大学大学院法務研究科教授・准教授選考基準」⁸²に基づき、研究業績、教育歴などを精査し、教授会で候補

⁸⁰ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科における教員選考基準」（平成18年11月22日教授会承認）。

⁸¹ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科教員選考委員会に関する申合せ」（平成16年4月1日大学院法務研究科長裁定）。

⁸² 【A5】「岡山大学大学院法務研究科教授・准教授選考基準」（平成26年11月26日教授会での了解事項）。

者を審議・確定し、学長に推薦している⁸³。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本研究科における法律基本科目ごとの適格性のある専任教員の人数を示すと下表のようになる。このうち、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法の教員は、設立時の設置審又は前回認証評価において科目適合性が認められており、現状の業績等も問題はない。憲法の教員は、他の法科大学院において設立時及び前回認証評価において科目適合性が認められており、現状の業績等も問題はない。商法の教員のうち1名及び刑事訴訟法の教員は、前回認証評価後に採用した教員であるが、3-1-1(1)で挙げた各選考基準及び申合せ基準に従っており適格性において問題はない。なお、本研究科の収容定員数自体が減少しているため、専任教員の数は、前回認証評価よりも減少している。具体的には、民法、刑法、民事訴訟法がそれぞれ1名減となっている(民法については、平成30年度より岡山大学の他の研究科に配置換)。

分野ごとの適格性を有する教員の氏名は下記のとおりである。

憲法(木下和朗教授)、行政法(南川和宣教授、吉野夏己教授)、民法(岩藤美智子教授、辻博明教授)、商法(鈴木隆元教授、米山毅一郎教授)、民事訴訟法(伊東俊明教授)、刑法(神例康博教授)、刑事訴訟法(小浦美保准教授)。

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	2人	2人	2人	1人	1人	1人

(3) 実務家教員の数及び割合

本研究科において、法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員(以下、「実務家教員」)の数は、5名で全体の約3割である(平成30年5月1日現在)。みなし専任教員はいない。

(4) 教授の数及び割合

本研究科における「教授」の資格要件及び認定手続は、前掲「岡山大学大学院法務研究科教授・准教授選考基準」による。

⁸³ 【A5】岡山大学大学院法務研究科教授会規程第3条第1項第3号参照。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	13人	3人	16人	3人	2人	5人
計に対する割合	81.3%	18.8%	100%	60%	40%	100%

（５）特に力を入れている取り組み

既定の手続において人格、識見の優れた教員を採用するため、関係教員からの情報や他大学のホームページなどから得た情報をもとにして採用手続を進めている。当該時期に適切な人材がない場合には、いったん人事を見送り、改めて採用の手続に入ることもある。

（６）その他

特になし。

２ 点検・評価

教員割合について、適格性を有する専任教員の数は、必要数を満たしており、また、法律基本科目ごとに適格性のある専任教員が必要数配置されている。本研究科の専任教員は、全員が本研究科専属の専任教員であり、他の学部・大学院課程の専任教員を兼ねていない。

実務家教員は、全員が５年以上の実務経験を有する教員である。

３ 自己評定

合 教育に必要な能力を有する教員につき、教員人数割合を満たしている。

４ 改善計画

教員数、適格性等において特に問題はなく、具体的な見直しの計画はない。もともと、地方に位置する法科大学院として、退職教員や他大学への移籍教員の補充については常に困難が伴う。現実には、平成 27 年度をもって裁判官経験を有する実務家の専任教員が定年退職をして以降、裁判官経験を有する実務家の専任教員を補充できていない。

教員の補充について、適宜の補充が可能となるよう、研究科として常に情報を収集しつつ、岡山弁護士会とも連携を深めていきたい。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

平成30年5月1日現在のところ、十分な数の専任教員は確保されているため、十分な数の専任教員を確保するという点では、この点に関する取り組みや工夫は喫緊の課題となっていない。ただし、既述のように、地方法科大学院特有の問題として、退職教員・他大学への移籍教員の補充には常に困難が伴う。そのため、研究者教員の情報については、法系ごとに情報を把握するように努めるとともに、実務家教員については、本研究科の実務家教員からの情報のほか、岡山弁護士会との連携を深めつつ、岡山弁護士会所属弁護士の動向を執行部として把握するように心がけている。なお、研究者教員の採用にあたっては、本研究科の関連分野の専任教員からの情報提供のほか、法学部に所属する教員からの情報提供を受けて適任者を探す方式で行っている。

「ダブルカウント」が廃止された平成26年度以降については、本研究科では2名の教員がこれに該当するが、いずれも本研究科専任教員として配置されることになった。

前回認証評価後に採用した若手の専任教員については、前任校において、すでに十分な教育経験を有していたことから、専任教員として必要な能力を得るための特別な取り組み・工夫は行わなかった。他の専任教員と同様に、様々なFD活動を通じて授業のスキルアップを図っている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

教員確保のための継続的な取り組みとして、上記の取り組みのほか、岡山弁護士会内に設置されている「岡山弁護士会法科大学院支援委員会」に本研究科執行部が毎回オブザーバーとして出席し、情報交換を行うなどしている。

本研究科の場合、研究者を志す法科大学院生はほぼ皆無で（現在、司法試験合格後に他大学の大学院法学研究科博士課程に在籍し、研究者を志している修了生が1名いる）、カリキュラムや経済的支援など、特別の取り組みや工夫は行っていない。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用及び昇任に際し、教員の教育能力を評価する制度として、3-1-1-（1）で示した選考基準及び選考委員会制度がある。また、教育力のス

キルアップのために、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携して行う授業参観、本研究科教員相互の授業参観、これらの授業参観を踏まえた意見交換会のほか、前期・後期にそれぞれ実施される授業評価アンケートを利用して、自身の授業運営の検証と見直しに活用している。なお、本研究科教員相互の授業参観については、本研究科の専任教員と外部の弁護士とが同じ授業を参観し意見交換を行うことで、より効果的な授業改善が期待できるとの観点から、平成29年度より、岡山弁護士会所属弁護士による授業参観の時期に合わせて実施するようにしている。

なお、教員の採用及び昇任以外の場面で教員の教育に必要な能力を評価する制度として、大学が主導して行う「教員活動評価」システムがある。これは、教員が自己の諸活動を振り返って自己点検・評価を行い、それを基に所属部局の長から評価を受けることにより、教員の意識改革および教育研究活動等の活性化を促進することなどを目的とする制度である。平成20年度から毎年度実施されており、教育活動、研究活動、社会貢献活動、管理運営活動のそれぞれの分野ごとに自己点検・評価を行うものであり、昇給、勤勉手当を決める際の一つの参考資料となっている。採用や昇任に関する直接的な方策ではないが、これにより、教員は教育に対する取り組みを検証する際の反省材料とすることができる。

(4) 特に力を入れている取り組み

教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとして、専任教員相互のFD活動だけでなく、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携した授業参観及びそれを踏まえた意見交換会を実施するなど、理論と実務との架橋を目指す法科大学院の教育に必要な教育能力を維持・向上させるようにしている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の採用及び昇任に際しては、教員の教育に必要な能力を評価する制度を整えている。また、地方に位置する法科大学院という事情を踏まえ、適宜の教員確保が可能となるよう、地元弁護士会との連携も強化しており、継続的な教員確保に向けた工夫がなされていると評価できる（現在、本研究科の修了生1名が、本研究科の実務家教員として教育に従事している）。さらに、教員の教育に必要な能力を維持・向上させるための取り組みも充実している。

他方、将来研究者を目指す学生を対象とした教育については、そのための特別な科目等を配置していない。

3 自己評定

A 教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、非常に有効に機能している。

4 改善計画

本評価基準について、特に改善すべき事項は見当たらないが、適宜の教員確保が可能となるよう、継続して取り組みを強化していきたい。また、将来研究者を志望する学生の教育については、岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程との教育接続も含めて検討していきたい。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

本研究科における、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数及び担当専任教員数等は下表のようになっている。

法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目について、満遍なく専任教員が配置されており、とりわけ、本研究科が教育の重点とする「医療・福祉系」、「法とビジネス系」について、それぞれ、社会保障法・労働法、経済法の専任教員を配置しており、本研究科の教育理念と教育目的に応じた専任教員が配置されている。なお、基礎法学・隣接科目については、本研究科の専任教員は置かれていないが、キャンパスを同じくする岡山大学法学部の専任教員が授業の多くを担当している。法学部の教員と本研究科の教員は同じ建物に研究室を構えており、基礎法学・隣接科目を含め、充実した教育体制を確保できるよう教員が配置されている。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	27	1	39人	11.9人	3人
法律実務基礎科目	8	0	16人	10.5人	0人
基礎法学・隣接科目	0	3	0人	0人	16.7人
展開・先端科目	10	13	11人	8.3人	4.3人

（2）教育体制の充実

「理論と実務の架橋」を意識した充実した教育体制を確保するため、公法系、民事法系、刑事法系の法系ごとに、研究者教員と実務家教員とが密接に連携しており、特に演習科目においては、研究者と実務家が協働して担当する科目を複数設けている。連携の形態は多様であり、具体的には、「憲法演習」、「行政法演習」、「刑事法総合演習」のように、研究者教員と実務家教員とがオムニバスで担当する科目、民法演習科目のように、研究者教員と実務家教員とが個々の演習科目を相互に分担する科目（「民法演習Ⅰ」、「民法展開演習Ⅰ」、「民法

展開演習Ⅱ」は研究者教員が担当し、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」は実務家教員が担当している)、「刑事訴訟法演習」のように、研究者教員と実務家教員とがすべてを共同で行う演習科目に分けられる。

いずれの形態についても、授業内容の全体について研究者教員と実務家教員とが相互に意見交換を行い、教材及び授業方法を決めており、全体として一つのまとまりのある科目を構成するように努めている。

研究者教員が単独で担当している科目についても、教育内容・教育方法、教材の作成、定期試験問題の作成などについて科目関連性を有する実務家教員と意見交換を行うなど、授業の充実に努めている。

(3) 特に力を入れている取り組み

既述のように、本研究科では、教育体制の充実に向けて、研究者教員と実務家教員との協働指導体制に力を入れているほか、研究者教員のみが担当する授業についても、科目関連性を有する実務家教員との間で教育内容・教育方法について意見交換を行うなどして、研究者教員と実務家教員とが連携して教育を行う体制が構築されている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科が教育の重点に置く「医療・福祉系」、「法とビジネス系」について専任教員を配置し、全体として、各系・科目ごとに、本研究科の教育理念と教育目的に応じた専任教員がバランスよく配置されている。基礎法学・隣接科目については、本研究科の専任教員は置かれていないが、授業の多くを、キャンパスを同じくする岡山大学法学部の専任教員が担当しており、充実した教育体制の観点から見て問題はない。

なお、3-1で述べたように、専任教員の数については、前回認証評価よりも減少している。もっとも、本研究科の収容定員数自体が減少しているため、学生の人数に照らし、充実した教育体制の観点から見て適切な人数の専任教員が配置されていることには変わりがない。

本研究科の教育体制及び教員組織は、法曹養成教育機関として、必要な条件を満たしている。

3 自己評定

A 教員の科目別構成等が適切であり、非常に充実した教育体制が確保されている。

4 改善計画

本研究科の教育体制及び教員組織に特に問題はなく，したがって，具体的な改善計画はない。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

平成 30 年 5 月 1 日現在における，本研究科専任教員の年齢構成は以下のとおりである。

		39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	1 人	4 人	5 人	1 人	0 人	11 人
		9.1%	36.4%	45.5%	9.1%	0%	100%
	実務家教員	0 人	3 人	2 人	0 人	0 人	5 人
		0%	60.0%	40.0%	0%	0%	100%
合計		1 人	7 人	7 人	1 人	0 人	16 人
		6.3%	43.8%	43.8%	6.3%	0%	100%

（2）教員の年齢構成についての取り組み

年齢構成は教員の採用時に一つの考慮要素としている。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員のほとんどを 40 代，50 代の教員が占めており（平成 30 年 5 月 1 日）現在，専任教員 16 名中 14 名が 40 代，50 代である。残りの 2 名は 30 代 1 名，60 代 1 名），また，40 代の教員と 50 代の教員とのバランスもよく（40 代が 7 名，50 代が 7 名），全体として，非常にバランスの良い年齢構成になっている。

3 自己評定

A 年齢層のバランスが良い。

4 改善計画

引き続き，採用人事を行う場合には，全体の年齢構成や経験を踏まえて行う

こととしたい。

3-5 教員体制・教員組織 (5) 〈教員のジェンダーバランス〉

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

平成 30 年 5 月 1 日現在における、専任教員及び兼担・非常勤教員の男女比は以下のとおりである。

専任教員については、前回の認証評価時（平成 25 年 5 月 1 日現在）は、専任教員 20 名に対し女性教員は 3 名であった（15%）。その後、研究者教員 3 名（全員が男性）と実務家教員 1 名（女性）の計 4 名が退職し、研究者教員の後任として女性を 1 名採用している。その結果、現在は、専任教員 16 名に対し女性教員 3 名（18.8%）となり、女性教員の比率は上昇している。

性別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	9 人	4 人	9 人	38 人	60 人
	15.0%	6.7%	15.0%	63.3%	100.0%
女性	2 人	1 人	1 人	3 人	7 人
	28.6%	14.3%	14.3%	42.9%	100.0%
全体における女性の割合	18.8%		7.8%		10.4%

(2) 特に力を入れている取り組み

採用人事の際、ジェンダーバランスを考慮要素の一つとして人事手続を進めている。

(3) その他

教員人事を進める際、特異な手続、制度を設けているわけではないが、事実上、ジェンダーバランスを考慮して採用している。

2 点検・評価

前回の認証評価時よりも女性教員の比率は上昇しており、専任教員全体の数が減少する中で、女性教員を積極的に採用し、ジェンダーバランスに配慮した人事がなされていると評価できる。

3 自己評定

B 専任教員中の女性比率が10%以上30%未満である。

4 改善計画

本研究科に在籍する学生は女性も多いので，引き続き，女性教員を積極的に採用し，より一層，ジェンダーバランスを図っていきたい。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

【平成27年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高		4.00		1.25							1コマ 90分
最 低		0.25		0.31							
平 均		1.85		0.90							

【平成28年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.00	4.00	2.16	1.88							1コマ 90分
最 低	0.00	1.00	0.51	1.00							
平 均	1.68	2.08	1.26	1.34							

【平成29年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.00	5.25	4.10	2.25							1コマ 90分
最 低	0.87	0.56	0.94	1.13							
平 均	1.62	2.45	1.98	1.65							

【平成30年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.00		4.10				1.00				1コマ 90分
最 低	0.53		0.57				1.00				
平 均	1.48		1.81				1.00				

(注1) 数値は、小数点第3位を四捨五入している。

(注2) 該当教員の担当コマ数一覧は【A54】教員担当コマ数一覧参照

(2) 他大学・他学部 of 授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【平成27年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高		5.00		1.31			1 コマ 90分
最 低		0.25		0.56			
平 均		2.28		1.07			

【平成28年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6.07	5.35	2.16	1.88			1 コマ 90分
最 低	1.00	1.00	0.51	1.00			
平 均	2.78	2.67	1.37	1.38			

【平成29年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	4.51	6.46	4.10	2.25			1 コマ 90分
最 低	1.35	0.56	1.14	1.13			
平 均	2.89	3.05	2.13	1.65			

【平成30年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6.61		4.10				1 コマ 90分
最 低	0.67		0.57				
平 均	3.46		2.01				

(注1) 数値は、小数点第3位を四捨五入している。

(注2) 該当教員の担当コマ数一覧は【A54】教員担当コマ数一覧参照

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

授業以外の取り組みに対する負担としては、教授会への出席のほか、法務研究科の各種委員会への出席、全学の委員会への出席、学外の各種委員会への出席などが挙げられる⁸⁴。なお、現在、本研究科の専任教員の中には、国立大学法人岡山大学の副学長を兼務している教員が1名いる。

教授会は、定例（第4水曜日）で月1回行っている。1回あたりの開催時間は、おおよそ60分から90分である。入試判定など定例教授会では対応できない場合には、別に臨時教授会を開催している（平成29年度における定例教授会の開催回数は11回、臨時教授会は0回である）。教授会の開催には定足数を満たすことが要求されるので、本研究科の専任教員は教授会に出席する義務を負担していることになる。

本研究科の専任教員は、分担して、研究科の各委員会の委員を務めている。具体的には、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD委員会、OATC運営委員会、広報委員会、大学間FD運営委員会である。平成29年度におけるこれらの委員会の実施回数は、教務委員会11回、入試委員会6回（通常の入試委員会の他、拡大入試委員会を3回開催している。）、学生委員会4回、FD委員会2回⁸⁵である。このうち、学生委員会の委員は入試委員の中から任命している。これは、学生委員会の所管事項には奨学金に関する件など入試の実施と密接な関係を有するものが多いためであり、学生委員会委員長も入試委員会委員長を務める副研究科長がこれを兼務している（1-3）。なお、それぞれの委員会の開催時間は、1回あたり、30分から60分程度である。

各種委員会の委員負担以外の部局運営上の負担としては、各種の入試説明会の実施に伴う負担がある。入試説明会の企画・立案は入試委員会の所管であるが、入試説明会については、入試委員以外の教員も含めて対応している。他大学における入試説明会の実施は県外での実施となるので、対応する教員は往復も含め1日、場所によっては宿泊を伴う対応となる。

研究科内の各種委員会委員のほか、本研究科の専任教員は、全学の委員会の委員を務めている。部局長または副部局長が指定されているものを除いては、全学の委員会については、教員規模が小さいため、1人の教員が複数の委員会委員を兼務しなければならない状況がある。

学外の各種委員については、学外非常勤と同様に、研究科長が兼業の可否を判断しているが、その際、本務以外の負担が過重になっていないのかも確認するようにしている。

(4) オフィスアワー等の使用

⁸⁴ 【A55】平成30年度法務研究科各種委員会委員等名簿

⁸⁵ FD委員会として開催したもの。教授会においてFDに関する事項について意見交換を行ったものは含まない。

オフィスアワーについては、専任教員の全員が週に1コマ設定し、これを時間割に明記している。もっとも、多くの教員が、所定のオフィスアワー以外の時間にも学生の個別の質問等に対応している。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

本研究科では、TA（ティーチング・アシスタント）の雇用を促し、学生の能力の向上を図るとともに、教員の授業負担の軽減にも役立つように配慮している。TAは、「岡山大学ティーチング・アシスタント制度に関するガイドライン」に基づいて運用され、「本学大学院在籍の優秀な学生を雇用し、大学教育の充実や指導者としてのトレーニング機会の提供を図り、これに対する給与支給により大学院学生の処遇の改善に資することを目的とする」（ガイドライン2条）のものであるが、本研究科の学生が教育補助業務に従事することにより、学生自身の能力向上に資するだけでなく、教員の授業にかかる負担を軽減させる効果も有している。

2 点検・評価

各専任教員の負担は、授業準備をするのに十分な範囲内にあるといえる。

授業については、法学部との教育連携を強化する中で、本研究科の専任教員が法学部の授業を担当する機会が増えている。また、平成28年度に締結した香川大学法学部との教育連携協定に基づき、平成29年度より、香川大学法学部において法科大学院進学希望者を対象とする授業の一部を本研究科の専任教員が担当している。このように、本研究科の授業以外の授業負担が増加する傾向にあるが、本研究科の入学者数・学生定員の減少の影響もあって、授業負担を全体としてみた場合、なお負担過剰という状況には至っていない。

授業以外の取り組みに要する負担も、授業準備に支障の生じるものとはなっていない。オフィスアワーが実質上補習等の目的で利用されているという実態はなく、オフィスアワーやそれ以外の学生による質問への対応等も、授業準備に支障を生じさせるものとはなっていない。

もっとも、入試説明会の対応も含め、特定の教員に授業負担が集中していないか、専任教員間で負担のバランスに偏りがいないか、常にチェックしていく必要がある。

3 自己評定

B 授業時間数が、十分な準備等を十分にすることができる程度のものである。

4 改善計画
特になし。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

教員に対する研究面での経済的支援体制として、運営費交付金から分配される個人研究費がある。設備備品費、消耗品費、旅費などをこれにより支出するが、年度により配分額にやや差異があり、平成 29 年度及び平成 30 年度は年額 40 万円の範囲で配分している。さらに、岡山大学出版会から岡山大学版教科書を出版するに際し、岡山大学出版会からの出版助成では不足する部分について本研究科として経済的支援を行っている⁸⁶。

もともと、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」が導入されて以降、次年度の運営費交付金配分額を見通せず、したがって研究活動の経済的支援をこれまでどおりに継続できるかも見通せない状況が続いているので、安定した研究活動を継続するために、教員に対しては科学研究費補助金ほか、外部研究費の獲得を呼びかけている。

（2）施設・設備面での体制

研究室は、各教員に割り当てられる。各種データベースの利用については、本研究科のデータベースとして、研究室の PC 端末から、「TKC ロー・ライブラリー」、「LLI 判例秘書アカデミック版」などの各種データベースにアクセスできる。このほか、全学のデータベースとして、「Daloz.fr」、「Juris Online+NJW」、「Westlaw Next」、「HeinOnline」などを利用することもできる。さらに、教員研究室と同じ建物内にある法学部資料室では、「D-1Law.com」が利用可能である。その他、資料室、法学部資料室内には、研究用・教育用の電子書籍、電子ジャーナルの他、書籍、雑誌等が配架されており、閲覧及び複写が可能な環境が整備されている。資料室配架の書籍、雑誌類は、基本的に学生の教育用なので貸出禁止であるが、法学部資料室の雑誌類は貸出可能である。

（3）人的支援体制

研究活動をサポートすることを目的とした専門職員はいない。ただし、データベースなどのコンピュータ関係にかかわる事項については、情報処理担当の専任教員（助教）が、研究科全体の研究活動をサポートしている。教育活動のサポート制度として在学学生を活用する TA 制度があるが、制度上、TA は教員の

⁸⁶ 平成 29 年度は、本研究科の公法系教員による FD 活動の成果である、岡山大学法科大学院公法系講座編著『憲法 事例問題起案の基礎』（岡山大学出版会、平成 30 年 5 月 1 日初版第一刷発行、ISBN: 978-4-904228-90-9）の制作・出版に際し本研究科とし経済的支援を行った。

研究活動のサポートは行わない。研究活動における資料収集、コピー等はすべて教員自身で行っている。

(4) 在外研究制度

本研究科には、研究休暇制度、在外研究制度は設けていない。本研究科独自に設けることは制度上は可能であるが、代替教員の確保の問題があり、現状では機能させることができない状況である。

(5) 紀要の発行

岡山大学法学会が発行する紀要「岡山大学法学会雑誌」とは別に、本研究科の紀要として「臨床法務研究」を定期的に発行している。「臨床法務研究」は、平成 25 年発行の第 12 号より内容を一新し、その後は、毎年 2 回（9 月及び 3 月）の刊行を継続している。「臨床法務研究」には、専任教員による個別の論説・判例研究などのほか、OATC が所管する各種研究会・研修会の研究・研修成果、活動記録などが掲載されている。平成 29 年度までに計 20 号（平成 25 年度から通算で 9 号）を刊行している。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

研究発表の媒体としての紀要「臨床法務研究」の発行が低調だったので、装丁を一新し、また投稿規程を整備した。さらに、投稿資格者の拡大や、発行も不定期ではなく定期的に行うようにし、これまで必ずしも活発でなかった論説などの投稿を積極的に促す措置を採った。

2 点検・評価

研究室の確保、データベース等へのアクセス環境など、施設・設備面での整備は概ね充実しているといえる。本研究科における研究環境は、研究時間の確保等、若干の問題はあるが、概ね良好といえる。

もっとも、在学研究制度が機能していないことは、良好な研究機会や研究環境の維持という観点からみて、大きな問題だと受けとめている。

3 自己評定

B 支援制度等の配慮が、なされている。

4 改善計画

現在のところ具体的な改善計画はない。

教員の研究活動に対する支援のうち経済的支援については、国立大学法人運営費交付金の削減に象徴されるように、国立大学を取りまく環境が年度を追うごとに厳しくなるとともに、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の継続的な実施により次年度の予算が見通せない状況が続くなど、科研費など外部資金の獲得に向けた教員個々人の努力に委ねざるを得ないのが現状である。

在外研究制度については、本研究科の国際化・グローバル化及び地域社会に有為な法曹人材の育成という本研究科の教育理念の観点からも重要であるので、法学部との連携をさらに深める中で、有効な方策を考えていきたい。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

ア 取り組み体制

法科大学院の教育課程の編成を決定する権限は教授会にある（岡山大学大学院法務研究科教授会規程第3条第4号）。教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組みについては、法務研究科発足時に「FD基本方針」⁸⁷が定められ、また、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第8条に基づき、FD委員会が置かれている（同第9条第7項：研究科長及び2名の副研究科長の計3名で組織されている）。そして、FD委員会が主体となって、研究科の全教員を対象とした「FD協議会（教育内容・方法検討会）」を組織し、教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みを行っている。さらに、教務委員会と協力して、授業評価アンケート、授業・中間アンケート⁸⁸を実施している。

このほか、全在学生を対象に行っている定期的な個別面談も、教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みの一貫と位置づけることができる。面談では、科目ごとに学生の満足度や授業への要望を聞いており、教育内容・教育方法の改善に向けた対応が必要と思われるものについては、適宜、教務委員長が教員との面談を行うなど、対応をしている。

また、平成28年7月に九州大学法科大学院との間で、包括的な教育連携協定⁸⁹を結び、法律基本科目の相互的な改善に向けた取り組みを内容とする取り組みを行っている。九州大学法科大学院とのFDは、大学間科目間FDと共同FDからなる。「九州大学法科大学院と岡山大学法科大学院との間における教育連携に関する協定」に基づき、教育連携の具体的内容について全体の計画と調整を行うため、両法科大学院の間に連携協議会を設け、連携協議会において当該年度のFD活動の内容を協議し決定している。

イ 科目内・科目間FD体制

全教員を対象としたFD協議会のほか、教育分野ごとに、科目ごとのFD（科目内FD）、系ごとのFD（科目間FD）の体制が構築されている。

⁸⁷ 【A5】「FD基本方針」（平成16年4月1日教授会承認）参照。

⁸⁸ 【A5】「授業・中間アンケートの実施について」（平成25年3月18日教授会承認）参照。

⁸⁹ 【A41】「九州大学法科大学院と岡山大学法科大学院との間における教育連携に関する協定」（平成28年7月29日）参照。

科目内 FD 体制は、複数の教員が共同して同一の科目を担当する場合に行うものである。共同開講には、複数の教員が同じクラスを担当する場合（平成 30 年度前期の「刑事訴訟法演習」など）と、個々の教員がそれぞれ異なるクラスを担当する場合（平成 29 年度後期の「商法演習」など）とがあるが、教員間で教育方法・教育内容の共有が図られているほか、とりわけ後者については、教員間で教育方法・教育内容、授業進度の共有を図るため、科目内 FD が行われている。なお、同一科目について年度ごとに教員が交代する場合（法学未修者 1 年次の「商法」がこれにあたる）には、教員間で年度ごとに教育内容・教育方法のばらつきが生じないように科目内 FD 活動が行われている。

科目間 FD 体制は、「会社訴訟法演習」、「民事法事例研究」、「刑事法総合演習」など、複数の法律科目を横断的にまたぐ形の授業科目について、実施されている。これらの科目は、複数の教員が連携して授業を実施していることから、担当教員が協働して教育内容・教育方法について協議している。

ウ 大学間 FD

九州大学法科大学院との FD は、大学間科目間 FD と共同 FD からなる。既述のように、教育連携の具体的内容について全体の計画と調整を行うため、両法科大学院の間に「連携協議会」を設け、連携協議会において当該年度の FD 活動の内容を協議し決定している。連携協議会は、それぞれの大学の執行部及び教務の責任者によって構成され、本研究科からは研究科長と 2 名の副研究科長が加わっている。なお、本研究科では、連携取り組みを円滑に進めるため、「大学間 FD 運営委員会」⁹⁰を設け、執行部と法律基本 7 科目の教員各 1 名で組織している。

(2) FD 活動の内容

ア FD 協議会

FD 協議会では、全教員を対象として、成績評価・プロセス評価のあり方など、全体に関わる内容が協議されている。平成 26 年度以降の具体的なテーマは、「厳格な成績評価について」（平成 26 年度第 1 回：参加者数 16 名）、「前期成績分布について」、「授業参観意見交換会について」、「再試験・成績評価の在り方について」（平成 26 年度第 2 回：参加者数 15 名）、「民法科目における教育の現状および課題」（平成 27 年度第 1 回：参加者数 16 名）、「憲法、刑法、行政法科目における教育の現状および課題」（平成 27 年度第 2 回：参加者数 16 名）、「商法、民事訴訟法、刑事訴訟法科目における教育の現状および課題」（平成 27 年度第 3 回：参加者数 14 名）、「香川大学法学部と岡山大学法科大学院の連携の在り方について」（平成 27 年度第 4 回：参加者数 16 名）、

⁹⁰ 委員会という名称を用いているが、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条に基づき研究科教授会及び運営会議のもとに常設される委員会ではなく、広報委員会と同様に、ワーキンググループという位置づけである。

「時間割編成について」，「少人数教育について」（平成 28 年度第 1 回：参加者数 17 名，平成 28 年度第 2 回：参加者数 17 名），「法律基本科目のフォローアップのあり方について」（平成 28 年度第 3 回：参加者数 16 名），「コア・カリキュラムについて」，「大学間連携・科目間 FD チェック項目について」（平成 29 年度第 1 回：参加者数 17 名），「法律基本科目のフォローアップのあり方について」（平成 29 年度第 2 回：参加者数 16 名），「平成 30 年度連携取組について」（平成 30 年度第 1 回：参加者数 15 名）となっている。個別具体的な科目に特有の事情を加味した FD 活動（教育内容に関する検討）は，次に述べる科目内・科目間の FD 組織に委ねられている。この他，「授業評価アンケート」で授業評価の高い教員にお願いして，授業実施の実践報告などをしてもらい，教育方法のあり方を検討することも行われている。

科目内 FD や科目間 FD では，個々の科目特性を踏まえた教育方法等の改善が図られるという効果が期待される反面，教育方法の改善に向けた視野・視点が狭くなりかねないという弊害も懸念される。FD 協議会における授業実践例の検討は，このような弊害を回避する効果が期待されており，後述する教員間の授業参観制度とリンクして，各教員が個々の担当科目を離れた視点で教育方法を捉え直す機会となっている。

イ 科目内・科目間FD

同一の科目を複数の教員が担当する場合や，横断的な科目を複数の教員が担当する場合には，科目内FD，科目間FDをとおして，教育内容と教育方法の統一を図っている。また，授業教材の作成をとおして，各科目における教育内容・教育方法を継続的に全員が参加して検討していく体制がとられている。

研究者教員と実務家教員が共同して行う科目では，授業内容を理論・実務それぞれの立場から検討することにより，理論と実務の相互理解もはかられている。また，派遣検察官や非常勤の実務家教員との間でも，授業内容や成績評価方法についての情報交換は密である。

科目内・科目間FDについては，活動記録を残し，協議内容を事後的に確認できるようにしている。もっとも，日頃から教員間の意思疎通が盛んに行われていることもあって，FDに関係する意見交換のすべてを記録として残しているわけではない。

ウ 大学間 FD

九州大学法科大学院との大学間 FD は，連携協議会により活動内容を決定した上で，平成 29 年度から開始している。平成 29 年度は，前期に憲法，民法，刑法の 3 教科について，後期は民事訴訟法，刑事訴訟法の 2 教科について，法学未修者 1 年次の科目を対象に相互授業見学及び意見交換会を実施したほか，定期試験問題の相互検討を行った。意見交換会には，授業を担当する教

員だけでなく、関係する科目の教員も適宜参加している。平成 30 年度は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法について取り組みを継続するとともに、行政法、商法について、新たに科目間 FD をすすめている。

連携協議会については、協議内容を議事録として残し、また、大学間 FD については、科目ごとに活動記録を残すことにより、それぞれ、大学間で共有している。

エ 学生による授業評価

学生の視点に立った教育方法・教育内容の改善という観点から、教務委員会が主体となって、各学期に学生による「授業評価アンケート」を実施している（詳細は、4-2 参照）。授業評価アンケートの集計結果および結果に対する授業担当教員のコメントについては、冊子として発行し、資料室に配架して学生が閲覧できるようにしている。また、既述のように、研究科長及び教務委員長を務める副研究科長が全在学生を対象に定期的な個別面談を行っており、その際、受講科目ごとに学生の満足度や授業への要望を聞き、教育内容・教育方法の改善に向けた必要な対応をとっている（面談の対象は、教育内容・教育方法に限られず、学生生活全般に関する事項も対象としている）。

オ 教員相互の授業参観

教員間の相互の授業参観は、研究科発足以来、FD 委員会を通じて各教員に呼びかけ、専任教員は、1 年度に 1 回以上は自分が担当していない科目の授業の参観を義務づけられている。授業を参観する側が、参観によって刺激を受け、自分の授業方法を見直す機会を設けるという趣旨の制度である。このように、教員相互の授業参観は、他の教員の授業の問題点や改善点を指摘するというよりも、他の教員の授業のよい点や取り入れるべき点を見出すことで、各自の授業の改善に役立てることを目的としている。なお、「自分が担当していない科目」を対象とするのは、自分が担当する科目については、授業参観として制度化するまでもなく、科目内または科目間 FD として、互いに授業内容の共有等を行うべきであるとの考えによるものである。授業参観後は、授業参観シートの提出を義務づけている。

平成 29 年度からは、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て実施している岡山弁護士会所属弁護士による授業参観（前期と後期の年 2 回実施）の時期とあわせて教員相互の授業参観を行うように呼びかけており、専任教員と弁護士とが同じ授業を見学することにより、その後に実施される意見交換会をより活性化するようにしている。弁護士会による授業参観は、授業を批判的に見ていただくことを念頭においているので、その意味でも、専任教員と弁護士とが同じ授業を参観し意見交換を行うことには重要な意義があると捉えている。

なお、授業参観制度は、全学的に行われている教員活動評価において、参観者にポイントが加算されることにしている。

カ 外部研修等への参加

外部研修等については、司法研修所や法科大学院協会、公益財団法人日弁連法務研究財団等の主催する教育内容・方法に関するシンポジウムについては、全教員に参加の機会を提供している（案内があるたび、全教員に通知している）。

（3）FD 活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

教員相互の授業参観については、既述のように、教員各自の自己研鑽という位置づけであるが、授業参観報告を作成することにより、参観成果を自覚させるようにしている。他方、後述する岡山弁護士会会員による授業参観については、授業担当教員と参観弁護士を招いての意見交換会を実施し、外部者の声を直接聞くことにより、問題意識を共有するようにしている。意見交換会は、全教員を対象としているのはもちろん、授業を参観していない弁護士も出席可能である。

また、「授業評価アンケート」の結果を全教員に配布し、個々の授業に対する評価結果を全教員が把握し、問題を共有できるようにしている。「授業・中間アンケート」については、提出があった場合、記載内容を教務委員長（必要に応じて研究科長）が確認するとともに、該当する教員に個別に連絡し、授業改善に役立ててもらおうようにしている（詳細は、4-2参照）。

（4）教員の参加度合い

FD協議会は、法務研究科に所属する全ての専任教員（研究者教員及び実務家教員）を対象に行っている。教授会に引き続き実施していることから、出張などにより教授会を欠席した教員を除き、すべての研究者教員・実務家教員が参加している（参加状況については、（2）を参照）。

また、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携して行う授業参観については、外部者の視点を踏まえた教育内容・教育方法の一層の改善を図るという観点から、参観した弁護士ほか岡山弁護士会所属の弁護士を招き、いわば拡大FD協議会というべき形態で、意見交換を行っている。専任教員による授業参観の実施状況については、平成29年度が前期・後期で17名、平成30年度は前期の時点で11名となっている。また、岡山弁護士会からの参加人数は、平成29年度が前後期合わせて19名、平成30年度前期が13名、意見交換会への参加人数は平成29年度が前期・後期合わせて9名、平成30年度前期が7名となっている。

(5) 特に力を入れている取り組み

上記以外に特になし。

(6) その他

上記以外に特になし。

2 点検・評価

FD にかかる組織体制については、法務研究科の明文規定に基づき、FD 委員会が主体となって、組織的かつ継続的な取り組みとしてなされており、また、全体で行われる FD 協議会と、各科目内・科目間の FD 活動との二本立てで取り組んでおり、充実した実施体制となっている。さらに、九州大学法科大学院との間で、大学間 FD を組織的に実施している。

FD 協議会は、研究科発足以来、継続的に開催しており、教員の出席率も良好である。FD 協議会で審議すべき課題を取りまとめ、教務委員会でも確認するなどして連携を図っている。

科目内 FD、科目間 FD は、授業内容・授業方法の検討を含めて、活発に行われている。

授業参観については、教員相互の授業参観のほか、外部者による授業参観も定期的実施している。岡山弁護士会による授業参観に際しては、あえて法科大学院草創期の本研究科修了生に授業見学をしていただいたり、特に他大学法科大学院出身の弁護士に呼び掛けて授業を参観していただいたりすることで、多様な観点から授業を客観的に見ていただくように心がけている。引き続き、この取り組みを充実させるため、より多くの外部の参観者を得ていくよう努めたい。教員相互の授業参観についても、全員の教員が確実に実施するよう、継続して取り組みをすすめていく必要がある。

九州大学法科大学院との間で大学間 FD は、上記のように、年度ごとに段階的に発展させており、充実した FD 活動となっている。

このほか、学生による授業評価アンケートとは別に、全在生を対象に定期的な個別面談を実施していることも、教育内容・教育方法の改善という点で大変重要である。このような取り組みは、個々の学生の学習ニーズを踏まえた徹底した少人数教育を実践できる本研究科だからこそなし得る取り組みであり、「在学生の誰 1 人取り残さない」(SDGs)との信念のもと、今後も取り組みを強化していきたい。

このように、本研究科では、FD に向けた組織体制が整備され、かつ内容においても充実したものとなっていると評価できる。

3 自己評定

A FDの取り組みが質的・量的に見て非常に充実している。

4 改善計画

これまでの取り組みについて、恒常的に問題点をチェックしつつ、個々の学生の学習ニーズに対応した徹底した少人数教育を实践すべく、引き続き、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組みを継続・強化していきたい。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

学生による授業等の評価の把握方法としては、①授業評価アンケートの実施、②意見箱の設置、③全在学生を対象とした定期的な個別面談、④授業・中間アンケート⁹¹などが挙げられる。このうち、①授業評価アンケートと④授業・中間アンケートが、アンケート調査の方法によるものである。

まず、①授業評価アンケートについては、岡山大学大学院法務研究科規程第4条第1項第1号に基づき、研究科発足以来、全学的に行われる共通アンケートとは別に、法務研究科独自の「授業評価アンケート」を実施している。実施主体は教務委員会であり、FD委員会と密接に連携しつつ、各授業の最終日もしくは期末試験終了後に担当教員により実施している。回収率は、ほとんどの科目が100%であり、100%でない科目も90%以上となっている。アンケートの対象は非常勤教員による科目も含め、法務研究科が開講するすべての科目である（ただし、受講者が5名未満の科目については対象外としている。なお、対象科目、実施項目及び実施方法については、毎年度、教務委員会において見直しを行っている）。

アンケートは、マークシートに記入する方法と自由記載による方法とを併用している。従前は、法曹を志す学生に対し責任ある回答を求めるため、いずれも回答自体は記名式で行っていた。ただし、集計に際しては、法務研究科教務担当において匿名処理が行われ、その結果、自由記述欄についても、誰が回答したかは一切分からない仕組みになっていた（法務研究科長、教務委員長であっても、知り得ない）。しかし、この点については、前々回の認証評価において、評価委員より匿名性の点で疑問が提起され、前回の認証評価においても適切ではないとの評価を得たため、法曹養成に対する本研究科の教育理念の根幹に関わることであるが、完全匿名式に変更した。

次に④「授業・中間アンケート」は、現在受講中の授業について学生からの要望等を伝える機会として、平成25年度より設けられたものである。「授業評価アンケート」は、制度上、すでに受講し終えた科目についての評価であることから、回答する学生がこれから受講しようとする科目に反映されることはない。「授業・中間アンケート」が設けられる前年、FD委員会と学生との

⁹¹ 【A5】「授業・中間アンケートの実施について」（平成25年3月18日教授会承認）参照。

意見交換会⁹²において「授業評価アンケート」の回収率が話題になった際、学生から、「授業評価アンケート」のもつこのような性質も回答意欲を削ぐ要因の一つではないかとの指摘があり、同時に、受講生の現在の授業に対する要望を聞く機会を設けてほしいとの要望が出された。受講中の授業に対する要望を匿名で伝える機会としては、(3) アンケート調査以外の方法で述べるように、②「意見箱」の制度を設けているところであるが、「授業・中間アンケート」を別途設けることは、学生の授業に対する関心を高め、教員にとっても授業のあり方を見直す機会として有意義であるとのことから、②意見箱の制度とは別に設けることとした。アンケートの提出方法については、所定の書式⁹³に、フォント、フォントサイズを指定して記入させ（無記名）、提出期間を設けて（平成29年度後期は11月20日（月）～27日（月）まで、平成30年度前期は、5月18日（金）～24日（木）まで）、プリントアウトして回収ボックスに提出するようにしている。提出期間を設けている趣旨は、意見を集中的に把握した方が教員の授業改善につなげやすい、と考えるためである。なお、「授業・中間アンケート」の実施は、受講生が授業に対する意見・要望を提出する機会を制限するものではない。既に述べているように、授業に対する要望は、②意見箱のほか、③全在生を対象とした定期的な個別面談においても把握するようにしており、適宜、教務委員長により必要な対応を講じている。

なお、前述の①授業評価アンケートについても、平成25年度より、授業担当教員からアンケート結果に対するコメントを付すようにしており、「授業評価アンケートへの教員からのコメント」として、全教員及び学生の閲覧に供している⁹⁴。これも、前述のFD委員会と学生との意見交換会の際に、参加学生から出された要望に応えたものである。

（2）評価結果の活用

「授業評価アンケート」については、結果を集計して専任教員および当該期に授業を担当した非常勤教員に個別に配付している。授業評価の数値及び自由記載については、すべて科目名・教員名が分かるかたちでそのまま公開されている。授業評価アンケートの集計結果および結果に対する授業担当教員のコメントについては、冊子として発行し、教員に配布するだけでなく、資料室に配架して学生が閲覧できるようにしている。

授業評価アンケートの集計結果は、各教員が自らの授業を振り返る貴重な資料であるにとどまらず、集計結果にコメントを付することにより教員自身が授業内容を自覚的に捉える契機となるものであり、授業改善に一定の効果を上

⁹² 在学生の学修状況・生活状況等及び在学生の本研究科に対する要望等を的確に把握するため、現在は執行部（研究科長及び教務委員長を務める副研究科長）が全在生と個別面談を定期的実施しており、このため、FD委員会と在学生との意見交換会は実施していない。

⁹³ 【A56】「授業・中間アンケート」のアンケート様式参照。

⁹⁴ 【A5】「授業評価アンケート結果に対する授業担当教員からのコメントについて」（平成25年9月10日教授会承認）参照。

ている。各教員が授業を振り返る契機となるという点は、授業・中間アンケートも同様である。

なお、「授業・中間アンケート」については、提出されたアンケート用紙を法務研究科教務担当で取りまとめ、教務委員長（必要に応じて研究科長）が内容を確認したうえで、該当教員に対し個別に配付している。アンケート用紙の本紙は、法務研究科教務担当で保管し、必要に応じて教務委員会及び教授会で状況を報告している。授業に対する意見・要望等に対する対応は、対応しないことも含め、各教員の判断に委ねている。

（３）アンケート調査以外の方法

アンケート調査以外に学生による授業等の評価を把握する方法としては、意見箱の設置と全在学生を対象に定期的な実施している個別面談が挙げられる。

意見箱は、資料室に所定の用紙と回収ボックスを置き、学生が匿名で投稿できるようにしている。要望の内容は、授業に限られず、学生生活全般に関する事項も対象となる。なお、「授業・中間アンケート」は、ワープロ作成文書での提出が可能であるが、意見箱への投稿は、手書きとなる。投書されたアンケート用紙は、資料室でファイリングされ、適宜、執行部が確認するようにしている。

全在学生を対象とした定期的な個別面談は、前期、後期にそれぞれ実施している。面談の内容は、教育内容や教育方法に限られず、学生生活全般に関する事項についても学生の意見を聞いている。

意見箱や定期的な個別面談で出された声については、個別に教員に伝えるほか、必要に応じて、教員全員で情報を共有するようにしている。

（４）特に力を入れている取り組み

上記以外に特にないが、定期的な個別面談は、法学未修者の抱える課題が年度によって様でないことを踏まえた、少人数教育の実践を徹底する取り組みであり、本研究科が特に力を入れている取り組みである。

（５）その他

特になし。

２ 点検・評価

学生による授業等の評価の把握については、授業評価アンケートのほか、意見箱の設置、授業・中間アンケート、定期的な個別面談など、多様な方法がとられている。アンケート調査の内容は適切であり、時期、回数、回収率も問題ない。調査結果のとりまとめは、筆跡等から回答者を教員が探知する

ことのないよう、事務職員において一括してとりまとめを行い、学生への公表、教員への通知も適切に行われている。

アンケートの調査方法については、前々回認証評価、前回認証評価の意見を踏まえ、多数の学生の率直な意見を把握することができるよう、完全匿名式に変更している。

評価結果の授業等の改善に向けた活用については、授業評価アンケート結果に対し授業担当教員からコメントを行う制度を導入することで、各教員が授業改善に向けた取り組みを自覚できるように促すとともに、執行部と在学生との個別面談を経て明らかになった課題については、教務委員長を通じて、適宜、改善に向けた対応を行っている。

3 自己評定

A 「学生による評価」を把握し活用する取り組みが非常に充実している。

4 改善計画

授業評価アンケートについては、自由記述欄の記載がほとんどないことが課題である。このことは、執行部と在学生との個別面談をとおして、個々の授業に対する要望を率直に伝えられる仕組みが整っていることにも一因かもしれないが、学生の生の声を吸い上げる効果的な仕組み作りについて、アンケートの回収方法も含め、課題を検討していきたい。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

1 現状

(1) 開設科目

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの開設科目数は、下記のとおりである。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	27	72	23	62
法律実務基礎科目群	7	16	5	11
基礎法学・隣接科目群	7	14	2	4
展開・先端科目群	37	74	2	4

(注) 上記「必修」には選択必修を含む。

本研究科は、法学未修者1年次から3年次に前、段階的・螺旋的な科目構成を取っており、初学者でも無理なく法科大学院の課程を修了できるように配慮している。また、法学未修者の学修状況等が年度によって様でないことから、全在生を対象に実施している定期的な個別面談により、個々の学生が抱える学修上の問題点を具体的に把握した上で、効果的なフォローアップ体制を構築することで、法学未修者だけでなく、法学既修者の学修も支援している。

前回の認証評価(平成25年度)以降、カリキュラムの大きな改革は、平成27年度に行い、平成28年度から新カリキュラムを施行している。前回の認証

評価以降の科目の改廃・新設状況は下記のとおりである。

まず、公法系科目については、行政法を法学既修者選抜試験の試験科目から外したことにより、法学未修者1年次配当の「行政法」を廃止し、法学未修者2年次（法学既修者1年次）で取り入れることとした。これに伴い、法学未修者2年次（法学既修者1年次）に配当されていた「行政訴訟法」を「行政法特論」、また、「行政訴訟法演習」を「行政法演習」と改め、行政法の内容を再編して組み込んだ。さらに、法学未修者1年次に選択必修科目として、「行政法解釈の基礎」を新設した。これは、行政法を素材として法解釈の基礎のまなびを深めることを目指す科目であり、本研究科がOATCの設立以降、「医療・福祉系」、「法とビジネス系」と並んで「行政法実務」にも力を入れ、行政法が本研究科の教育の重点の一つを形成していることをカリキュラムに反映させたものである。なお、法律基本科目である行政法として学修すべき事項は、すべて、法学未修者2年次（法学既修者1年次）以降に配当される行政法科目（行政法特論、行政法演習）において学修することになっている。

次に、民事法系科目については、法学未修者1年次配当の「民法Ⅰ（民法総則・物権法）」、「民法Ⅱ（債権総論・契約総論・担保物権法）」、「民法Ⅲ（契約各論・不法行為法）」を、「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」、「民法Ⅲ」に改めるとともに、法学未修者2年次配当の民法の演習科目の多様化を図った。民法の講義科目については、カッコ書きを付することでかえって授業内容を正確に表示していないくらいがあったため、カッコ書きを外したものであり、内容に変更はない。他方、民法の演習科目については、それまでは民法の演習科目は「民法演習Ⅰ（契約法）」、「民法演習Ⅱ（金融取引法）」、「民法演習Ⅲ（不法行為法）」の3科目計6単位で構成されていたところ、法学未修者2年次（特に、いわゆる純粋未修者）と法学既修者1年次の間に典型的にみられるように、学生の到達度に関きが見られることから、個々の学生の到達度に応じたよりきめの細かい演習を展開し、事案解決能力の涵養をより確実に達成するために、演習科目の多様化を図ることとした。具体的には、「民法演習Ⅰ（契約法）」、「民法演習Ⅱ（金融取引法）」、「民法演習Ⅲ（不法行為法）」を「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」と変更するとともに、あらたに、「民法展開演習Ⅰ」、「民法展開演習Ⅱ」を設け、受講生が各自の習熟度に応じた演習科目を選択し、無理なく事案解決能力を向上させることができるようにしたものである。受講生は、5つの演習科目から3科目6単位以上を履修することになる。なお、5つの演習科目のうち3つの演習科目を履修することで、民法の演習科目として学修すべき内容は網羅できるように配慮しているが、各自の習熟度に応じて、「民法演習Ⅱ」または「民法展開演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」または「民法展開演習Ⅰ」を履修するよう、教務委員長による履修指導を行っている。

最後に、刑事法系科目については、「刑法」と「刑法演習」との関係で科目としての位置づけが難しかった「刑法特論」を廃止した。本研究科の刑法科目は、

必修科目として、法学未修者 1 年次前期に「刑法」、同 2 年次（法学既修者 1 年次）後期に「刑法演習」が配当され、法学未修者については、1 年次後期から 2 年次前期には刑法の授業科目が置かれていない。そのため、「刑法」と「刑法演習」とを接続する科目として「刑法特論」の運用を図ったが、法学未修者 2 年次・法学既修者 1 年次には必修科目以外の科目選択の自由がほとんどないことから、「刑法特論」の受講生はほとんどが法学未修者 3 年次生・法学既修者 2 年次生という状況が続いていた。そこで、法学未修者 2 年次・法学既修者 1 年次以降の刑法科目を再編し、「刑法特論」で扱っていた内容を「刑法演習」と「刑事法総合演習」に振り分け、「刑法特論」を廃止することとした。

実務基礎科目群については、必修科目の「法情報基礎」を「法解釈入門」の授業内容に組み入れるかたちで再編するとともに、選択科目については「刑事弁護実務演習」、「裁判法」を廃止した。いずれも、担当教員の継続的な確保が難しい状況であったところ、「刑事弁護実務演習」については、刑事弁護を「刑事訴訟実務」に組み入れて学修した方が法科大学院における学修のあり方としては望ましいという観点から、「刑事訴訟実務」のなかに発展的に解消させた。

基礎法学・隣接科目群については、Ⅱ 隣接科目の「法と心理学」を廃止した。これは、担当者の恒常的な確保が難しいためである。

展開・先端科目群については、本研究科の教育の重点を踏まえた精査を行い、科目の改廃と新設を行った。

まず、医事法に関係する科目について、「法曹のための医学入門」、「生命倫理と法」、「医事法」、「医事刑法」、「民事医療過誤法」の相互に内容の重複等があることから、整理統合を行い、「医事法Ⅰ」、「医事法Ⅱ」、「医療裁判実務」とした。さらに、「人権救済手続法」は「憲法Ⅱ（人権）」及び「人権演習」で取り扱う内容と、「交通賠償法」は「民法Ⅲ」の不法行為法で取り扱う授業内容とそれぞれ重複していることから、それぞれ廃止することにした。他方、本研究科が養成しようとする法曹像をカリキュラムに反映させるため、「女性社会進出支援と法」、「福祉リスクマネジメント論」、「リーガルソーシャルワーク演習」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」を新設した。

その後、平成 29 年度には、「法医学」、「地方自治論」を廃止した。「法医学」は、恒常的に担当教員を確保することが見込めないことから、今後は、講習会・講演会などの機会を設ける方向で、岡山大学医学部法医学教室との間で調整を進めている。「地方自治論」については、OATC が所管する行政法実務研究会などにおける関連テーマの研究会への参加を促すなどしている。

（2）履修ルール

法律実務基礎科目（本研究科では、「B 実務基礎科目群」に該当する科目）については、合計 11 単位を必修科目として配置している。それゆえ、「法律実務基礎科目のみで 10 単位以上」の要件はクリアしている。なお、法律実務基礎

科目については、臨床法学教育を重視する観点から、必修科目 11 単位のうち 3 単位を選択必修科目とし、「ローヤリング・クリニック」または「模擬裁判・エクスターンシップ」のいずれかを履修することを義務づけている⁹⁵。

基礎法学・隣接科目（本研究科では、「C 基礎法学・隣接科目群」に該当する科目）については、4 単位以上を修得し得なければならない⁹⁶。それゆえ、「基礎法学・隣接科目のみで 4 単位以上」の基準はクリアしている。基礎法学・隣接科目は、法学未修者コース（修了年限 3 年型）については、1 年次前期から 3 年次前期にかけて段階的に学修できるよう配慮している⁹⁷。さらに、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」⁹⁸を課程修了要件としており、この点の基準もクリアしている。なお、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、基礎法学・隣接科目群のうちから 4 単位以上を修得し、かつ、展開・先端科目群のうち、「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから 4 単位以上を修得しなければならないこととしている。これは、本研究科の養成しようとする法曹像をカリキュラムに反映させたものである。

課程修了のために必要な単位数は下記のとおりである（平成 27 年度入学生までと平成 28 年度入学生以降とで課程修了のために必要な単位数は異なる）。

【平成 27 年度入学生まで】

	法学未修者コース	法学既修者コース
「A 法律基本科目群」のうち必修科目	(A I 科目及び A II 科目) 62 単位	(A II 科目) 26 単位
「A 法律基本科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位
「B 実務基礎科目群」のうち必修科目	11 単位	11 単位
「B 実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3 単位	3 単位
その他の科目	24 単位以上	24 単位以上
合計	102 単位以上	66 単位以上

⁹⁵ 【A3】 学生便覧 2018 年度版 4 頁参照。

⁹⁶ 【A3】 学生便覧 2018 年度版 5 頁参照。

⁹⁷ 【A3】 学生便覧 2018 年度版 32 頁参照。

⁹⁸ 【A3】 学生便覧 2018 年度版 5 頁参照。このことは在学生向けの学生便覧だけでなく、入学希望者に向けたガイドブックにも明記している。【A2】 ガイドブック 2019 年版 05 頁。

【平成 28 年度入学生から】

	法学未修者コース	法学既修者コース
「A 法律基本科目群」のうち必修科目	(A I 科目及び A II 科目) 60 単位	(A II 科目) 26 単位
「A 法律基本科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位
「B 実務基礎科目群」のうち必修科目	8 単位	8 単位
「B 実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3 単位	3 単位
その他の科目	24 単位以上	24 単位以上
合計	97 単位以上	63 単位以上

平成 27 年度カリキュラム改革（平成 28 年度より施行）において、課程修了要件単位数の見直しを行った。具体的には、「A 法律基本科目群」のうちの必修科目を 2 単位、「B 実務基礎科目群」のうちの必修科目を 3 単位それぞれ削減し、これにより、法学未修者コースの課程修了要件単位数は 102 単位から 97 単位に、法学既修者コースの課程修了要件は 66 単位から 63 単位に変更された。

まず、法学既修者選抜試験の試験科目から行政法が削除されたことにより、それまで法学未修者 1 年次の基礎科目として配置されていた「行政法」（2 単位）が配当科目から外された。なお、法学未修者コースについては、法学未修者の特徴が年度によって異なることから、少人数教育の利点を活かし、自学自修の時間の一層の確保とフォローアップ体制の強化を実現するため（レディ・メイドの教育からオーダー・メイドの教育へ）、減少した 2 単位を新規科目で補充することはしなかった。

さらに、法学未修者コースと法学既修者コースの双方について、「B 実務基礎科目群」のうち必修科目の課程修了必要単位数を 11 単位から 8 単位に変更した。具体的には、「法情報基礎」（1 単位）及び「要件事実・民刑事法演習」（2 単位）を必修科目から外した。「法情報基礎」は、「法解釈入門」に組み入れるかたちで再編し、「要件事実・民刑事法演習」は、刑事法分野を外したうえで「要件事実・民事法演習」として再編し、選択科目に位置づけた。そのうえで、減少した 3 単位を新規科目で補充することはしなかった。本研究科の実務実習科目である「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」は、後に述べるように、他大学に類を見ないほど濃密な内容で構成されている。これらはいずれも 3 単位科目であるが、実質的には 3 単位以上の内容となっている。そこで、「裁判法」および「刑事弁護実務演習」を廃止する

にあたり、実務実習科目の単位数を実態に合わせて増やすのではなく、「B 実務基礎科目群」のうち必修科目の総単位数を減らすことで、全体的な調整を図ることとしたものである。

以上の結果、法学未修者コースの課程修了要件単位数を 102 単位から 97 単位数に、法学既修者コースの課程修了要件を 66 単位から 63 単位に変更した。

(3) 学生の履修状況

平成 29 年度修了生（17 名）の履修単位数は下記のとおりである。課程修了に必要な科目群ごとの単位数は入学年度により異なる。平成 29 年度修了生の入学年度ごとの内訳は、平成 25 年度入学の法学未修者が 2 名、平成 26 年度入学の法学未修者が 2 名、平成 27 年度入学の法学未修者が 9 名、平成 28 年度入学の法学既修者が 4 名であり、平成 28 年度入学の法学既修者が平成 28 年度新カリキュラムの対象となる。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	78.46	30.00
法律実務基礎科目	15.62	13.00
基礎法学・隣接科目	8.62	4.50
展開・先端科目	17.23	20.00
4 科目群の合計	119.92	67.50

学生が現実に偏りなく履修できる環境を整備するという点では、本研究科では時間割の編成方法が大きな課題となった。

すなわち、学生数の減少により演習科目でも 1 クラス開講の科目が多くなったことから、学生からみれば時間割が固定化されるという状況に至った。他方、本研究科では、時間割の編成については基本的に各教員の希望を踏まえた編成を行っていたところ、結果として、必修科目が 3 時限連続して行われるなどの状況が生じた。このことがもたらす具体的な学修上の弊害は、定期的な個別面談において明らかになった。そこで、教務委員会において時間割の編成方法の大幅な見直しを行うことで改善を図った。具体的な編成方法は以下のとおりである。

必修科目の配置は、以下の方針に基づき行い、原則として固定制とする。①必修科目は、1～3 限、展開先端科目は 4・5 限に配置することを基本とする（非常勤講師の委嘱に際しても、本研究科の時間割基本方針を伝えることとする）。②4 単位科目は、月・木、火・金に配置することを基本とする。③法学未修者 1 年次の時間割を最優先して編成する（同じ日の同一学年の必修科目は、1・3 限、2・4 限に配置することを原則とし、必修科目が連続しないようにする）。

(4) 科目内容の適切性

法律基本科目群，実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容が科目名及び科目群に適合しているかどうかは，シラバス，定期試験問題，レジюмеなどを踏まえて教務委員会及び執行部において検証しており，適切性において問題がある科目は見られない。

なお，前回の認証評価においても，科目内容の不適切性を指摘された科目はなく，また，「継続的な補習への参加が事実上義務づけられている科目や司法試験対策を主目的に掲げる科目は存在しなかった」と評価されている。

(5) 特に力を入れている取り組み

法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群のすべてに必修科目（選択必修科目を含む）を配置するとともに，法律基本科目群の必修科目・選択必修科目，実務基礎科目群の必修科目・選択必修科目以外に 24 単位以上を履修しなければ修了できない制度になっており⁹⁹，法律基本科目に偏重した履修とならないよう配慮している。

また，教員確保が困難な地方大学であるにもかかわらず，多様な展開・先端科目を配置しているだけでなく，本研究科が養成しようとする法曹像を具体的なカリキュラムに反映させるため，「女性社会進出支援と法」，「福祉リスクマネジメント論」，「リーガルソーシャルワーク演習」，「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」といった他大学では例を見ないような特徴的な科目を新設している。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

授業科目は，法律基本科目に偏ることなく，法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目の 4 科目群のすべての科目群について必要な科目が開設されており，カリキュラムや単位配分について法令基準をクリアしているだけでなく，本研究科が養成しようとする法曹像に照らしても，充実した内容になっていると評価している。展開・先端科目に配置した科目について，法律基本科目の内容を取り扱うものが見られないだけでなく，司法試験の解答の作成方法に傾斜した教育を行う科目なども見られない。配当学期や時間割についても，学生の履修可能性に配慮したものとなっている。

なお，本研究科では，個々の学生の学習ニーズに応じたフォローアップ体

⁹⁹ 【A3】 学生便覧 2018 年度版 5 頁参照。

制の強化に取り組んでいるが、フォローアップへの参加は任意であり、継続的な参加を義務づけてはいない。

3 自己評定

A 全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮のいずれも非常に良好である。

4 改善計画

既述のように、法律基本科目に偏重しない科目構成など、科目配置上の問題は基本的にはないと受けとめている。

もともと、法学未修者コースの場合、1年次、2年次では必修科目の占める割合が多く、基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群について、余裕のある履修が可能な状態にあるとは必ずしも言えない。例えば、法学未修者コース2年次の履修単位数の上限は36単位であるが、必修科目だけで32単位（「A法律基本科目群」が24単位、「B実務基礎科目群」が8単位）を占める。選択科目として履修登録できるのは4単位までであり、1年次に4単位の科目を取りこぼした場合には、2年次で展開・先端科目群等の科目を履修する余裕はないことになる。法学未修者に対して充実した教育を行うためには、1年次、2年次における法律基本科目群の割合を少なくすることも困難であり、法律基本科目の教育を充実させつつ、いかにして展開・先端科目群を含めたバランスのよい科目設定を図っていくか、ジレンマを抱えているところである。

また、地方に位置する法科大学院という宿命上、授業担当可能な教員の確保については、恒常的に問題を抱えている。入学者数の減少により、展開・先端科目群については、受講者数が3名に満たない科目も少なくない。多様な人材の育成という観点からは、受講者数が少数であっても、展開・先端科目群としての多様性を確保することは必要であると受けとめており、授業担当可能な教員の継続的な確保とともに、展開・先端科目群の質と量を今後もいかに確保していくかが重要な課題であると受け止めている。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように配置されていることをいう。

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方, 工夫

本研究科の科目の体系性は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、実体法と手続法の体系的法理論と専門的知識の修得を段階的に目指しつつ、これと実務教育科目の学修などを有機的に結びつけ、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実践することにより、人権感覚豊かな法曹の育成を目指すことを念頭に構築されている¹⁰⁰。つまり、法律基本科目の段階的学年配置と実務教育科目とを有機的に結びつけ、段階的・螺旋的な科目構成をとることにより、理論と実務の架橋を意識した教育を行っている点に特徴がある。

本研究科では、法学未修者1年次生がゼロからでも無理なくスタートダッシュできるように、1年次には、公法系、民事法系、刑事法系の基礎となる科目(法律基本科目)を設置し、実体法と手続法の体系的法理論と専門的知識の修得を目指すことを目的としている。あわせて、司法制度の仕組みや法的な情報処理に関する基本的知識の修得・技能の修得のための科目(「法解釈入門」)を配置し、バランスのよい導入教育を行っている。法学未修者の抱える学修上の課題は年度によって様ではないことから、5-1でも述べたように定期的な個別面談を行い、個々の学生が抱える学修上の問題点を具体的に把握した上で、本研究科修了生を中心に構成される学修アドバイザー¹⁰¹を利用した効果的なフォローアップ体制を構築し、「誰一人取り残さない」(SDGs)という方針で、法学未修者が無理なく法律基本科目の学修に取り組めるように配慮している。なお、個別面談では、開設された科目の具体的な運用や時間割編成に問題がないかも常にチェックしている。このことは、法学未修者2年次・法学既修者1年

¹⁰⁰ 【A3】授業科目の開設状況については、学生便覧2018年度版、【A18】「平成30年度岡山大学大学院法務研究科(法科大学院)時間割」を参照。また、年次ごとの到達目標については、学生便覧2018年度版30頁以下(別表①:教育方針)を参照。

¹⁰¹ 従前は、専任教員が学習上の悩みなどの相談を受ける「学習アドバイザー制度」を設けていた。ここでいう「学修アドバイザー」はこれとは異なり、本研究科修了生が、主に法律文書の起案などに関するフォローアップを行うものである。従前の「学習アドバイザー制度」は、学習上の悩みは科目担当教員が個別に対応している実態があるなど、利用者がほとんどいなかったことから、現在は設けておらず、研究科長及び教務委員長を務める副研究科長による定期的な個別面談がその機能を担っている。

次以降を対象とした個別面談でも同様である。

法学未修者2年次・法学既修者1年次では、法律基本科目と法律実務基礎科目とを並置し、同時に履修させることで、法律基本科目及び法律実務基礎科目をより立体的かつ多面的に把握できる教育を実施することを目指している。具体的には、法律基本科目について少人数クラスで編成される演習科目を配置し、実体法と手続法の応用力を育成し、問題発見能力及び事案解決能力の育成を目指している。また、法律実務基礎科目については、「法曹倫理」のほか、実務の理論的側面を学ぶ「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」（実務教育科目）を必修科目として配置し、1年次に修得した法的知識を実務的に活用できる訓練をすることで、法律基本科目を立体的に把握することを目指している。また、ここでも、定期的に行う個別面談をとおして、基礎から応用への橋渡し期間における学修がスムーズに進んでいるかどうかを常にチェックし、個々の学生の問題状況に応じたフォローアップを行っている。

法学未修者3年次・法学既修者2年次では、実体法と手続法に関する総合的理解力・応用力を育成することを目的として、公法系、民事法系、刑事法系のそれぞれに実体法と手続法との横断的な演習科目を設置して、問題発見能力・事案解決能力の育成とともに、総合的判断能力・批判能力の育成を目指している。また、臨床法学教育を重視する観点から、本研究科の開設以来、実務実習科目である「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」を選択必修科目とし、これらの科目の受講を通じて、法理論教育と理論実務教育で学んだことを体験的に学びながら、実体法・手続法の立体的・現実的理解を深めるとともに、より実践的な事案分析能力の育成を図っている。このうち、「ローヤリング」はSC（模擬依頼者）を利用して臨場感をもたせた実習行うとともに、「クリニック」では、学生に見学をさせるのではなく、弁護士の付き添いのもと、実際に法律相談を受けさせることで、きわめて内容の濃いものとしている。また、「模擬裁判」では、STICS（映像配信システム）を用いたビデオ検討会を実施するなどして、実務実習科目としての教育効果を高めるように工夫している。このように、本研究科の実務実習科目は、臨床法学教育を重視し、法科大学院に求められる実務教育を実践できるよう、構成されている点に特徴がある。

なお、「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」の受講に際しては、受講資格をもうけ、適格性について法務研究科長の書面による認証を受けることを要件としている。実務実習科目の履修要件は、「法曹倫理」、「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」の単位、および「民事訴訟法演習」または「刑事訴訟法演習」のいずれかの単位を修得していることであり、履修要件を満たす場合でも、法律基本科目群の基礎科目及び法学未修者コース2年次・法学既修者コース1年次配当の基幹科目のうち3科目以上の単位を修得していない場合には、原則として認証しない。また、2

科目の単位を修得していない場合にも、他の科目の成績を総合評価して認証しない場合もあり得る¹⁰²。

イ 関連科目の調整等

上記のように、本研究科の授業科目は、法理論教育と実務教育を融合させ、段階的かつ螺旋的に授業を実施する形をとり、より効率的な法曹養成をめざすかたちになっている。それゆえ、個々の授業科目の教育内容についても、上記の観点から、科目間 FD および科目内 FD をとおして、調整が図られている。法律基本科目についていえば、公法系科目、民法系科目、刑事法系科目のいずれについても、法学未修者 1 年次の講義科目においては科目の全体像を把握し基本的な事項を学修するよう教育内容が生まれ、法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）の演習科目において、応用的・複合的論点を扱いつつ応用力の醸成を目指した教育内容が組み込まれるなど、教育内容の調整が行われている。

(2) 特に力を入れている取り組み

理論と実務の架橋を意識した科目開設を行っていることはもちろんであるが、くわえて、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」という観点から、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得ながら、地域に密着した実務教育を展開することを意識している。また、地域のニーズに対応した多様な科目を提供するという視点から、地域における組織内弁護士の養成を目的とする「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」、女性の社会進出を支える法曹の養成を目的とする「女性社会進出支援と法」、障がい者等との共生社会を支援する法曹の養成を目的とする「リーガルソーシャルワーク演習」「福祉リスクマネジメント論」を平成 28 年度から開講している。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科の授業科目は、本研究科が設定する法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえて、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目がバランスよく体系的に開設されており、さらに、法律基本科目と法律実務基礎科目とを有機的に結びつけた段階的・螺旋的な科目構成により、基礎から応用へ、理論と実務を架橋した実践的応用力の完成へと到達できるよう、配慮がなされている。とりわけ、展開・先端科目群

¹⁰² 【A3】 学生便覧 2018 年度版 12 頁以下参照。もっとも、2 科目の単位を修得していない場合で認証が認められなかったケースはこれまで皆無である。

については、いわゆる地方大学としてはかなり多様な科目構成となっていると認識している。また、実務教育の位置づけについても、地域に奉仕し、地域に根ざした人権感覚豊かな法曹の育成という本研究科の教育目的・理念に沿ったものとなっている。関連する科目相互間の内容の確認・調整も、科目間FDなどをとおして、適宜検討がなされている。

科目の配当学期や時間割についても、時間割の編成方法を工夫するなど、教育効果に配慮した対応がなされており、本研究科の教育理念及び養成しようとする法曹像を踏まえた科目の新設も積極的に行われている。さらに、定期的な個別面談をとおして、開設された科目の具体的な運用や時間割編成に問題がないかも常にチェックしている。

このように、科目の体系性、履修効果を上げるための工夫が良好に機能している。

3 自己評定

A 授業科目の体系性が、非常に良好である。

4 改善計画

既述のように、展開・先端科目群については、いわゆる地方大学としては、かなり多様な科目構成となっている。もっとも、入学者の減少により、展開・先端科目群を中心に選択科目については、受講生が2名ないし3名といった状況も生じている。少人数での教育効果等も見据えながら、授業規模と授業科目の多様性とのバランスをいかに図っていくかは、授業担当教員の継続的な確保に関する地方法科大学院に固有の課題であるとともに、本研究科が取り組むべき恒常的な課題である。さらに、時代や地域の要請・ニーズを踏まえた新たな科目の新設の必要性についても、地域の関係団体等との連携を密にしながら、検討していきたい。

5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理については、まず、独立の必修科目として「法曹倫理」という名称の科目を置いている。法曹倫理では、①弁護士倫理、②裁判官倫理、③検察官倫理を取り上げる。法学未修者2年次(法学既修者1年次)後期に相当され、2単位科目である。

次に、法曹倫理を取り扱う科目として、「民事訴訟実務」(①②を中心に)、「刑事訴訟実務」(①②③)が法学未修者2年次(法学既修者1年次)後期にそれぞれ必修科目(2単位科目)として配当されている¹⁰³。

第三に、実務実習科目である「ローヤリング・クリニック」(①を中心に)および「模擬裁判・エクスターンシップ」(①②③)でも、法曹倫理が取り扱われる。これは法学未修者3年次(法学既修者2年次)に配当され、両科目が選択必修科目となっており、学生はいずれかの科目を履修しないと修了要件を満たさない。いずれも3単位科目である。

「法曹倫理」は、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」とともに、実務実習科目である「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」の履修要件としている。すなわち、「法曹倫理」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」のすべてについて、法学未修者2年次(法学既修者1年次)に単位修得ができなかった場合、最終学年に配置された実務実習科目を受講できず、標準修了年限での修了はできないこととなる。

(2) 特に力を入れている取り組み

経験豊富なベテラン弁護士と中堅弁護士が自らの体験を踏まえて実践的な授業を展開しており、講義内容もいわゆる共通的到達目標に沿ったものとなっている。

(3) その他

法曹倫理を法曹となるための最も基本的な素養であると位置づけ、「法曹倫理」

¹⁰³ 平成28年度までは「刑事弁護実務演習」(①を中心に)を法学未修者3年次(法学既修者2年次)に選択科目(2単位科目)として配当していたが、刑事実務科目を再編し、「刑事弁護実務演習」の授業内容を「刑事訴訟実務」に組み入れ、「刑事弁護実務演習」は廃止した(5-1)。

を必修科目とするとともに、その単位修得を同じく必修科目である実務実習科目の履修要件とするなど、カリキュラム上、その重要性を明確にしている。

2 点検・評価

法曹倫理科目は必修科目として開設されており、内容も適切である。また、既述のように、法曹倫理は「法曹倫理」以外の法律実務基礎科目においても繰り返し取り扱われており、カリキュラムの全体として法曹倫理の実質的な教育が行われている。

3 自己評定

合 法曹倫理が必修科目として開設されている。

4 改善計画

特になし。

5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

本研究科では、適切な履修選択指導とは、学生が本研究科の養成しようとする法曹像と本研究科の教育理念・教育方針を踏まえたうえで本研究科のカリキュラムの特徴を正しく理解し、各自が必要とする履修科目を適切に選択できるよう指導を行うことであると考えている。このような観点から、本研究科では、学生に対して、履修登録に先立ち本研究科が養成しようとする法曹像と本研究科のカリキュラムの特色について履修例¹⁰⁴を用いるなどして明らかにしつつ、学生が法律基本科目や実務基礎科目のアウトラインをイメージするだけではなく、本研究科の教育理念・教育方針を踏まえたうえで各自が必要な履修科目を適切に選択することができるよう、オリエンテーションを実施している。

なお、本研究科では、計画的な学修を行わせる観点から、履修登録は、年度初めに一括して行わせており、前期・後期に分けた履修登録は認めていない。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

履修にあたっては、後述する民法演習科目の履修指導のほか、履修についての相談は、随時教務委員長が対応するようにしている。

ア オリエンテーション、ガイダンス等

オリエンテーションは4月初旬と9月下旬にそれぞれ実施している。4月のオリエンテーションは、毎年、年度開始の4月1日から1週間程度をオリエンテーションの期間と定め実施している（平成30年度は、4月1日から6日まで）。この時期に行う趣旨は、正式な授業開始に向けた助走期間を設け、とりわけ新生入生については法科大学院の生活に慣れる期間を設けることも目的としている。また、9月下旬には、後期配当科目のスムーズな履修に向けて、後期配当の法律基本科目を中心に、オリエンテーション（「後期オリエンテーション」）を実施している¹⁰⁵。

4月のオリエンテーションでは、法律基本科目の学習方法及び履修上の留意点などを伝える学習ガイダンス、選択科目の履修選択に資することを目的とした選択科目ガイダンス、図書館ガイダンスなどを内容とするオリエンテーショ

¹⁰⁴ 【A3】 学生便覧 2018 年度版 32 頁以下参照。

¹⁰⁵ 【A57】 平成 30 年度後期オリエンテーション実施予定表参照。

ン¹⁰⁶を実施している。とりわけ、法学未修者1年次生に対しては、教務委員長から、本研究科の教育方針¹⁰⁷のほか、年次ごとの履修単位数の上限や進級要件、履修要件が定められている科目と履修要件、各学年で履修できる科目、実務実習科目の履修に関する注意、演習科目のクラス数に関する本研究科の方針、成績評価方法、試験・追試験、再試験に関する事項など履修手続上必要な事項とともに、本研究科が養成しようとする法曹像とカリキュラムに基づく履修例¹⁰⁸についても詳細に説明し、学生が法律基本科目や実務基礎科目のアウトラインをイメージするだけでなく、本研究科の教育理念・教育方針を踏まえた履修科目の選択が可能になるように配慮している。

オリエンテーションでは、実務家教員による導入授業やパブリック岡山大学内支所の弁護士などの協力を得て、講演会¹⁰⁹の機会を設け、法曹へのモチベーションを高めている。なお、この講演会は、全学年を対象としている。さらに、学生が法曹へのモチベーションを維持しつつ、適切な履修選択に基づいて有意義な学修生活をおくることができるよう、岡山大学保健管理センターの医師によるメンタルヘルスの講演会も催している（なお、学生のメンタルヘルスに対する理解を深めるため、平成29年度には、教職員を対象とした講演会¹¹⁰も実施した）。

在学生に対しては、新年度授業への準備の確認のほか、実務実習科目の履修に際しての留意点の伝達とともに、履修指導の時間を設け、専任教員の授業については応用力の醸成に向けた科目ごとのガイダンスを実施している。なお、3年次生向けには臨床心理士によるクリニック入門¹¹¹の時間を設け、倫理的な素養の涵養にも務めている。

オリエンテーションに先立ち、入学予定者に対しては、入学前の必読文献¹¹²の指定と併せて、予習事項の提示を行い、入学後の学修がよりスムーズに可能となるように配慮している。必読文献の指定は入学前の自学自修を誘うことを目的とするものであり、入学前に読んでおくべき必読文献を当該文献についてのコメントを付して指定し、それについてオリエンテーション時に簡単な確認テストを実施することを事前に示している。必読文献に関するコメントを付す趣旨は、新入生が当該書籍に向き合う意味を自覚できるよう配慮する点にある（法学既修者試験の試験科目の見直しにより、平成28年度からは行政法を対象から外している）。なお、確認テストは、あくまで入学前の学修のモチベーションを高めるためのものであり、確認テストの成績は、教員の教育上の便宜に資するため教員に知らせてはいるものの、学生の有利にも不利にも扱っていな

¹⁰⁶ 【A58】平成30年度前期オリエンテーション日程表参照。

¹⁰⁷ 【A3】学生便覧2018年度版30頁以下参照。

¹⁰⁸ 【A3】学生便覧2018年度版32頁以下参照。

¹⁰⁹ 【A59】パブリック岡山大学内支所弁護士による講演会参照。

¹¹⁰ 【A60】教職員対象メンタルヘルスに関する講習会参照。

¹¹¹ 【A61】「クリニック入門」特別講演会参照。

¹¹² 【A62】平成30年度必読書案内参照。

い。この点については、事前に学生に周知している。

この他、4月の入学前に、入学予定者を対象に行っている入学前ガイダンスも、よりよい法曹への意欲を高めることを目的とする企画である。入学前ガイダンスは、平成29年度は、10月と2月の2回実施している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

履修は学生が主体的に行うことを原則としており、個々の学生に予め個別に履修選択指導を行うことはしていないが、「履修登録状況確認表」を確認して、履修要件等に照らして問題があると思われる履修登録を行っている学生に対しては、教務委員長が個別に履修選択指導を行っている。

たとえば、民法演習について、個々の学生の到達度に応じたよりきめの細かい演習を実現するために、個別の学生（法学未修者1年次の民法の成績において、Cの評価を受けた科目がある者全員）を対象に、教務委員長による民法演習科目の選択に関する履修選択指導を行っている。

ウ 情報提供

履修モデルは、学生便覧に、「医療・福祉に強いローヤーを目指す学生」向け、「ビジネス・ローヤーを目指す学生」向けの2パターンを掲載している¹¹³。オリエンテーションにおける履修指導の際には、本研究科の教育理念及び本研究科が養成しようとする法曹像を踏まえ、補充説明をしている。

なお、学生便覧には、本研究科における教育方針を、年次を追って理解できるよう、各年次と各科目群の関連を図示している¹¹⁴。これについては、既述のように、オリエンテーションにおいても詳しく説明を行っている。

エ その他

展開・先端科目群の科目のうち、非常勤教員に担当をお願いしている科目については、履修者が3名以下の場合、授業展開に支障がないかどうかを確認するという観点から、担当教員に開講の可否について意向を聞いている。これは、受講者数が少ない場合、双方向・多方向形式の授業形態など、担当者が展開しようとする授業を実施できないおそれがあることに配慮したものである。展開・先端科目の多様性を維持する観点から、各教員の工夫により開講していただきたいというのが本研究科のスタンスであるが、履修者数が一定のラインを下回ると個々の受講者が負う予習等の負担が大きくなることも考えられることから、開講するかどうかは教員の判断に委ねている。なお、非常勤講師に担当をお願いしている科目で履修者数が少ない場合には、学生に履修の意思を確認することにしているが、履修しないよう指導することはない。履修の意思を確

¹¹³ 【A3】 学生便覧 2018 年度版 32 頁以下参照。

¹¹⁴ 【A3】 学生便覧 2018 年度版 30 頁以下参照。

認する趣旨は、開講当日になって事実上履修を取りやめるといった事態を回避するためである。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生便覧に示した履修モデルやオリエンテーションでの履修指導を踏まえて、学生は、履修科目の選択を適切に行っている。

イ 検証等

学生の履修選択状況は、「単位修得状況確認表」および「履修登録状況確認表」などで確認可能であり、法務研究科教務担当（事務職員）と教務委員長が確認している。

(4) 特に力を入れている取り組み

法曹という職業を具体的にイメージし、各自が志向する法曹像を構築するとともに、適切な履修選択に資するという観点から、オリエンテーション時にはパブリック岡山大学内支所の弁護士による講演会を設定している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

履修選択に際しては、学生が本研究科の教育理念及び養成しようとする法曹像を踏まえて適切な履修選択ができるよう、学生便覧に履修モデルを示すとともに、オリエンテーションや適宜の履修指導をとおして、指導及び働きかけを行っている。上記のとおり、学生に対する指導や働きかけは適切である。

学生が各自の履修選択について問題を抱えていないかどうかは、定期的な個別面談でも確認を行っている。展開・先端科目については、学生は、各自、自分の目指すべき法曹像を踏まえた履修選択を行っており、履修選択の誤りを訴える学生はいない。

履修モデルを示した学生便覧や詳細なシラバスは、オリエンテーションでは不十分な当該科目に対する履修方法、内容、概要等を知る資料として、重要な役割を果たしている。本研究科における履修指導は、学生に対し、適宜かつ適切に情報を伝達できるようになっている。

3 自己評定

A 履修選択指導が、非常に充実している。

4 改善計画
特になし。

5-5 履修（2）履修登録の上限

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

（注）

- ① 修了年度の年次は 44 単位を上限とすることができる。

1 現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数は、平成 21 年度までは 36 単位を上限としていたが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」（平成 21 年 4 月 17 日）を受けて、平成 22 年度より、法学未修者教育充実の観点から、法学未修者コース 1 年次の上限を 6 単位増強¹¹⁵して 42 単位とし、法学未修者コースの学生が 3 年間で履修できる単位の上限を 120 単位とした¹¹⁶。

その後、平成 28 年度より、法学未修者 1 年次後期の「行政法」（2 単位）を廃止したため、平成 28 年度以降現在まで、法学未修者コースの学生が 3 年間で履修できる単位の上限は 118 単位、法学既修者コースの学生が 2 年間で履修できる単位の上限は 78 単位となっている¹¹⁷。単位の換算方法は、週 1 コマ（90 分）15 回の授業で 2 単位としている。この点は、法務研究科発足以来、変更していない¹¹⁸。

修了年度の年次の上限は、法学未修者コース、法学既修者コースともに、42 単位である。学期毎の上限は設けていない。

（2）法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

本研究科では、法学未修者教育の充実の見地から、平成 22 年度、1 年次前期に「法解釈入門」（2 単位）を新設するとともに、1 年次後期の「刑事訴訟法」を週 1 コマ 2 単位から週 2 コマ 4 単位に 2 単位分増加させた。その後、法学既修者試験における法律科目試験から行政法を除外したことにより、平成 28 年度より、法学未修者 1 年次後期の「行政法」（2 単位）を廃止した。これらのカリキュラム改革を経て、現在、法学未修者コース 1 年次において年間 40 単位の履修を認めている。

¹¹⁵ 6 単位増減の内訳は、以下のとおりである。①1 年次前期に「法解釈入門」（2 単位）を設けた。②法学未修者コース 1 年次後期の「刑事訴訟法」を 2 単位から 4 単位に増やした。③A 法律基本科目群 I 基礎科目の公法系を再編して 2 単位を増やし、「統治の基本構造」（2 単位）、「基本的人権の基礎」（2 単位）の 4 単位構成から、「憲法 I（統治）」（2 単位）、「憲法 II（人権）」（2 単位）、「行政法」（2 単位）の 6 単位構成とした。

¹¹⁶ 【A63】2010 年度学生便覧 1 頁参照。

¹¹⁷ 【A3】2018 年度学生便覧 6 頁参照。

¹¹⁸ 岡山大学では、平成 28 年度より全学の学士課程教育において「60 分授業・4 学期制」が導入されているが、本研究科は平成 28 年度以降も「90 分授業・2 学期制」を維持している。

なお、自学自修を阻害しないための工夫・配慮は特にしていないが、定期的な個別面談をとおして、予習時間が過重になっている科目がないかどうかチェックを行い、対応が必要と判断した場合には、教務委員長が教員との面談を行うなどして改善に努めている。他方、法学未修者の自学自修を支援するため、主に法律文書の起案能力を高めることを目的として、本研究科修了生により構成される学修アドバイザーによるフォローアップ体制（通称「未修者フォローアップゼミ」）を構築している。フォローアップゼミへの参加は任意であり、参加するかどうかは学生の自主性に委ねている。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無
特になし。

(4) その他年間 36 単位（修了年度の年次は 44 単位）を超える履修の有無
(2), (3) の場合以外で、年間 36 単位を超える履修を認めていない。

(5) 無単位科目等
単位認定されない科目等、履修単位数に算入されない科目は、平成 30 年度現在、設けていない。

(6) 補習
平成 29 年度は、「刑法演習」について補習を 2 回実施している。参加は任意とし、受講登録者のほぼ全員が参加した。

(7) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(8) その他
特になし。

2 点検・評価

法学未修者コース 1 年次について履修できる単位数は年間 40 単位であり、年間 36 単位を超えているものの、これは法学未修者教育の充実を図るためのものであり、特段の合理的な理由があるといえる。このほか、年次ごとの履修単位数の上限など履修科目登録ルールは適切であり、遵守されている。補習や補講によって自学自修が阻害されているという実態も存在しない。法学未修者のフォローアップに向けた課外の取り組みについても、参加は任意であり、参加するかどうかは学生の自主性に委ねている。

このほか、定期的な個別面談をとおして、予習時間が過重になっている科目

がないかどうかなどチェックを行っており，学生の自学自修を阻害しないための工夫・配慮もなされている。

3 自己評定

- 合 ①1年次及び2年次の履修単位数上限が年間36単位以下であるか，超えていても特段の合理的理由があり，かつ
②修了年度の年次の履修単位数上限が年間44単位以下である。

4 改善計画

特になし。

第6分野 授業

6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

(注)

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

(1) 授業計画・準備

各科目の授業計画(シラバス)は、全学統一の様式にて、前年度の3月に、Webをとおして学生に公開している。シラバスでは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容及び学年ごとに設定された「教育方針」¹¹⁹及び各法系・科目ごとに設定されたコア・カリキュラムを踏まえ、科目ごとに、授業の概要、学習目的、到達目標、授業形態、各回の授業計画、成績評価方法、テキスト等を明記し、学生が授業内容を的確に把握し、授業に向けた準備が可能となるよう配慮している。すなわち、各科目の学習目的、到達目標、関連する他の開設科目との関係は、シラバスをとおして把握できるようになっている。さらに、各回に配付される授業レジュメ等において、各回の授業内容等を明示し、学生が十分な授業準備をして授業に臨むことができるよう配慮している。

4-1で述べたように、複数の教員が分担して同一科目の異なるクラスを担当する場合には、各クラスの授業が事前の授業計画に即して行われることを担保するため、クラス間で授業内容に差異が生じないように、教員間で絶えず教育内容・教育方法を確認している。また、統一的・体系的な履修を実現するため、法律基本科目と実務基礎科目間においても、相互にシラバスを確認するようにしている。

(2) 教材・参考図書

本研究科では、授業教材については、既製の教科書、判例集にそのまま依拠するのではなく、市販の教材を用いる場合でも、本研究科の教育方針(これについては、5-2参照)に則した授業を展開するために、教員が主体的にレジュメ等の補助教材の作成に取り組んでいる。教員が教材作成に主体的に関与することは、教員自身が教育内容と教育方法について自覚的に検討するという観点からも重要であり、また、独自教材を用いて授業を展開するこ

¹¹⁹ 【A3】2018年度学生便覧30頁、31頁参照。

とは、授業を事後的に検証して今後の授業改善に役立てていくという観点からも重要であると考えている。なお、法科大学院開設当時は、教員が教材開発段階から主体的に関与し、本研究科の教育方針に則した授業教材を独自に開発することを目標としていた。しかし、最近では、法律基本科目の各分野において優れた市販教材が見られ、また、多くの法科大学院で教材として用いられている市販教材もあることから、市販教材を用いることで高い教育効果が期待できる場合には、独自教材自体の作成よりも、市販教材を用いた教育内容・教育方法の向上に力点を置いている。ただし、適切な市販教材が見当たらない部分については、独自教材の開発も続けている。この例として、憲法の事例問題の解答を起案する際の基礎を解説し、岡山大学版教科書として公刊した『憲法 事例問題起案の基礎』（岡山大学出版会、平成30年5月1日初版第一刷発行、ISBN：978-4-904228-90-9）がある。レジュメ等の授業教材は、後述する大学の学習管理システムなどをおして、事前に配付されている。

（3）教育支援システム

本研究科では、コンピュータネットワークを利用した大学の学習管理システム（Learning Management System）である Moodle（以下、単に「Moodle」という。なお、平成29年度までは「WebClass」）を活用している。教材やレポート課題、各レジュメは、Moodle を通じて、各教員が学生に提示し、学生が事前にダウンロードして授業に臨むことを基本としている。法律基本科目については、定期試験の問題、解説・講評は、学習管理システムにも掲載することとしている。また、教員の中には、小テストの解答・解説、試験の講評を載せている科目もあり、予習のみでなく復習のために資料をアップするなど、教員各自が工夫しながら学習管理システムを活用している。

（4）予習指示等

授業で使用するレジュメ等は、可能な限り、少なくとも授業日の1週間前には学習管理システムを通じて掲載することを目標としている。

なお、各回の授業で達成すべき目標は、各回の授業内容とともに、シラバスで事前に告知されているが、授業時に事前配付されるレジュメ等により、各回の授業内容の詳細や予習の具体的な指示がなされている。

（5）到達目標との関係

授業計画・準備及び実施は、既述の「教育方針」を踏まえたものとなっている。授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択は、科目内FD及び科目間FDをおして、科目ごとに判断されている。自学自修すべき部分や学修方法の提示については、授業ごとに一様ではないが、概ね、資料配付や参考文献

を指示するなどして対応している。また、自学自修を支援する体制として、既述のように、オフィスアワー制度を設けている。

これらの諸点が適切に機能しているかについては、適宜の科目内 FD 及び科目間 FD をとおして検証するとともに、FD 協議会において検証している。

(6) 特に力を入れている取り組み

学年ごとの「教育方針」を明確化し、学生便覧においてこれを学生に示すとともに、科目内および科目間の FD をとおして、学年ごとの教育内容及び関連科目間の教育内容を常に検証している。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

授業計画は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものになっており、授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分も適切に選択されている。また、進級年次ごとの「到達目標」については、「教育方針」として学生便覧においても明記され、教員の共通認識となっている。また、各科目の段階的な到達目標とそれを前提とする教育内容についても、教員間で共通理解ができています。

授業準備については、科目内 FD・科目間 FD を通して、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、各科目において修得すべき内容を検討し、そのうえで、全学統一様式によりシラバスが作成され、シラバスには、授業の概要のほか、学習目的、到達目標、授業計画、授業時間外の学習(予習・復習)方法、授業形態、教科書・参考書、履修上の注意などが明記され、受講生は各科目の全体像をあらかじめ詳細に把握することができるようになっている¹²⁰。シラバスは前年度の3月に公開され、受講生が、次年度の授業内容を早い段階で把握できるように配慮している。また、予習教材を含む授業教材のうち、レジュメなど教員が独自に作成するものについては、学生が十分に授業準備可能な時期に Moodle を通じて配布されている。

教員は、シラバスに沿う形で効果的な授業準備を行い、学生も事前に有効な予習を行うことが可能となっている。シラバスに記載された内容に変更・修正があった場合には、Moodle を通じて、速やかに学生に周知する方策がとられている。また、独自に開発された授業教材は、Moodle を通じて、事前に配付されている。

授業実施については、シラバスをもとに、さらに科目内 FD・科目間 FD を重ねて各回の教育内容・教育方法を調整して実施されている。講義科目は講述

¹²⁰ <https://gs.okayama-u.ac.jp/ex/index.html>

形式を中心とするものが多いが、演習科目は双方向・多方向の形態を中心として進められている。

3 自己評定

A 授業計画・準備・実施が、非常に充実しており、完成度が高い。

4 改善計画

特になし。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

科目毎の教員の授業担当能力に関しては、別紙1 教員調書及び別紙2 のとおりである。

イ 授業全般の実施状況の適切性

（ア）教育内容

教育内容については、法学未修者コース、法学既修者コースともに、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容及び学年ごとに設定された「教育方針」¹²¹を踏まえ、各学年における教育内容が決定されている¹²²。

法学未修者コースについてみれば、1年次は、司法制度の仕組みや法的な情報処理に関する基本的知識・技能の修得のための科目を基礎に、講義科目を中心に実体法と手続法のそれぞれについて基本的事項の体系的理解を目的とし、2年次は、演習科目を中心に問題発見能力及び事案解決能力の育成を目的とする。そして、3年次には、実体法と手続法にまたがる演習科目を設置し、実体法と手続法に関する総合的判断能力と批判能力の育成を目指している。これらと並行して、法律実務基礎科目群を2年前期から3年前期にかけて段階的に配置し、あわせて、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を配置されている。

（イ）授業の仕方

法学未修者コース1年次の講義科目では、市販教材を参考書としつつ、教

¹²¹ 【A3】2018年度学生便覧30頁，31頁参照。

¹²² 【A3】必修科目の授業展開については、2018年度学生便覧32頁以下参照。

員が独自に開発した教材（以下、独自教材という。）を中心に授業を展開しているものが多い。独自教材では、予習事項、授業で扱う内容、復習事項などが詳細に指示されており、授業は、適宜受講生に発言を求めつつも、おおむね講述形式により展開されている。

これに対し、法学未修者2年次、3年次・法学既修者1年次、2年次に配置される演習科目では、市販の教材を用いて授業を展開しているものと独自教材を用いて授業を展開しているものがある。民法演習、刑法演習は前者に該当し、人権演習、憲法演習、商法演習などは後者に該当する。もっとも、前者についても、教員が独自に作成したレジュメなどの独自教材が併用される場合が多い。授業の形態は、事例分析をもとに、双方向・多方向の形態により展開されている。

（ウ）学生の理解度の確認

法律基本科目については、どの科目も、中間試験のほか、レポート課題や小テスト、起案などにより学生の理解度の確認に努めている（各回の授業終了前の5分程度を利用して、毎回小テストを行っている科目もある）。また、質問票を用いて、学生の理解度を確認している科目も見られる。

双方向・多方向の授業展開が中心となる演習科目では、レポートや小テストのほか、授業時における個々の学生の発言等をとおして、その理解度が適宜確認されている。

なお、中間試験については、従前は各教員が適宜日時を設定して実施していたところ、FD委員会と学生との意見交換会において、特定の日に中間試験が重なるなどして自学自修の障害になっていることが判明したことを承けて、平成27年度より、中間試験の実施予定を予め教務委員会で把握し、過密な日程とならないように事前調整を行うとともに、受講生に中間試験の全体的な実施日程を予め知らせることにより、効率的な自学自修を支援するための緩急を整備するようにしている¹²³。このほか、定期的な個別面談では、授業の全般にわたり、学生の理解度を確認し、個別のフォローアップ体制の構築につなげている。

（エ）授業後のフォロー

授業に対する質問について、担当教員が研究室などで個別に応じる制度として、オフィスアワーの制度を設けている¹²⁴。オフィスアワーの設定に際しては、例えば法学未修者1年次の必修科目を担当する教員のオフィスアワーの時間は他の1年次必修科目の時間に配置しないなど、学生が利用しやすい時間設定を心がけている。もっとも、選択科目との調整まではしていないが、教員は、オフィスアワーの時間以外にも、授業終了時や研究室在室時に随時対応しており、学生が授業内容について質問したり、レポートについて指導・助言を求めたり

¹²³ 【A5】「中間試験の日程調整について」（平成26年3月17日教授会承認）参照。

¹²⁴ 【A3】2018年度学生便覧8頁、39頁参照。

する環境は整っている。このほか、Moodle を利用して質問の機会を提供したり、メールでの質問を認めてこれに対応したりしている教員もいる。

レポートや小テストについては、解答・解説の公開のほか、それに基づいて適宜、個々のレポートや答案を踏まえた個別の指導を行っている。

(オ) 出席の確認

出欠は、授業時における点呼や、小テスト等によって適宜確認されている。

なお、同じ授業科目について3回連続して欠席した学生については、授業担当教員より法務研究科教務担当に連絡し、教務委員長が個別面談をするなどの対応をしている。また、本研究科は、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合には、当該授業科目の成績評価を「不可」としている¹²⁵。

なお、本研究科では講義科目及び演習科目のいずれについても座席は固定化していなかった。しかし、岡山弁護士会所属弁護士による授業参観後における専任教員との意見交換会において、受講者数が少ない授業において座席を自由化することで授業全体の緊張感が失われているとの指摘があったことを踏まえ、平成27年度より、一定の科目について座席の固定化を行っている¹²⁶。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

科目特性に応じて、新聞記事を素材にしたり、映像教材を用いたりするなどのほか、板書効果を高めるためホワイトボード用の視覚教材を独自に開発するなど、教員各自が授業内容に応じたわかりやすさの工夫を行っている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

法律基本科目については、既述の「教育方針」に則して、講義科目、演習科目が各年度に、段階的・連続的に構成されており、また、各学年にふさわしいものとなっている。また、実務基礎科目についても、「教育方針」を踏まえ、実務理論の基礎知識の習得、実務理論の応用力の育成、実践的運用能力の育成という段階的教育課程を踏まえて配置されている。基礎法学・隣接科目は、法学未修者コースの場合1年次で履修できるように配置し、展開・先端科目についても、2年次からの履修に対応できるように、対象学年にふさわしいものとなっている。

(2) 到達目標との関係

授業計画・準備及び実施は、既述の「教育方針」を踏まえたものとなっている。授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択は、科目内FD及び科目間FDをとおして、科目ごとに判断されている。自学自修すべき部分や学修方

¹²⁵ 【A3】2018年度学生便覧9頁。

¹²⁶ 【A5】「授業時の座席の固定化について」（平成26年3月17日教授会承認）参照。

法の提示については、授業ごとに一様ではないが、概ね、資料配付や参考文献を指示するなどして対応している。また、自学自修を支援する体制として、既述のように、オフィスアワー制度を設けているほか、法律文書の起案方法などを内容とする個別のフォローアップ体制を構築している。

これらの諸点が適切に機能しているかについては、適宜の科目内FD及び科目間FDをとおして検証するとともに、FD協議会において検証している。

(3) 特に力を入れている取り組み

学年ごとの「教育方針」を明確化し、学生便覧においてこれを学生に示すとともに、科目内および科目間のFDをとおして、学年ごとの教育内容及び関連科目間の教育内容を常に検証している。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

授業はすべて、授業担当能力のある教員によって実施されており、授業内容も、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっている。授業で扱う内容と自学自修に委ねる内容との峻別に関する考え方及び自学自修の仕方についても、学生に伝えられている。

教員は、シラバスに沿う形で効果的な授業準備を行い、学生も事前に有効な予習を行うことが可能となっている。法学未修者1年次の講義科目については講述形式が主体となっているが、適宜、双方向さらには多方向の形式がとられ、法学未修者2年次・法学既修者1年次の演習科目については、事例に分析に基づく双方向・多方向の授業が展開されている。授業の教材については、市販の教材を用いる場合でも、教員がレジュメ等の補助教材を積極的に作成し、当該授業の到達目標を達成できるよう、学生の理解の助けとしている。また、独自に開発された授業教材は、Moodleを通じて、事前に配付されている。中間試験のほか、レポート課題や小テスト、起案などにより学生の理解度の確認に努めている。法学未修者を中心にフォローアップの体制も充実している。授業内容を検証するためのFD活動も活発に行っている。当該科目の授業時間の大半を学生の答案作成に費やしている科目は存在しない。

3 自己評定

A 授業が非常に充実しており、完成度が高い。

4 改善計画

特になし。

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本研究科では、「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、研究者と実務専門家との協働のもとで行われる、そして、両者の協働のもとでしか成り立たない授業として捉えており、このような教育を実践することは、法科大学院の教育理念でもあり、司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の養成という本研究科の教育理念・目的の根幹でもあると位置づけている。なぜなら、現実の紛争は、法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており、それゆえ、社会紛争の解決という視点からすれば、法的解決だけでなく他の解決案も要請されており、このような認識の下では、体系的法理論と専門的知識の習得のためには、研究者と法実務専門家、さらには法律専門家以外の専門家も含めた協働が必要であるからである。このような認識は、研究者教員及び実務家教員の共通認識となっている。そして、このような観点から様々な専門家とのネットワーク¹²⁷を構築し、多角的・立体的な教育を実践している。また、本研究科の公法系教員によるFD活動の成果として共同教材が出版されている¹²⁸。

（2）授業での展開

本研究科では、「理論と実務の架橋」を目指して、以下のような授業展開を行っている。

まず、法律基本科目については、各科目を段階的・螺旋的に配置するとともに、それに対応した実務教育科目、展開・先端科目等の段階的配置を行い、さらに、最終学年において実体法・手続法の総合的理解力及び実践的運用能力を総合的に学ぶ機会を提供している。法学未修者1年次前期には、「法解釈入門」を配置し、法理論の体系的理解の基礎を学ぶだけではなく、法情報処理に関する基本技能の修得を目指している。これは、法実務に携わる者（実務家）としての基本的なスキルを修得させることを目的とするものであり、理論と実務を架橋した教育を行ううえでの基礎的素養を身につけさせることを目的とするものである。また、法律基本科目の学修においても、単に法理論を抽象的に学ぶのではなく、事例問題・判例などを素材として、事実のもつ法的意味を考えさせるよう工夫している。これにより、常に実務との関係を意識しながら法律基本科目を学修できるようにしている。さらに、法学未

¹²⁷ 【A2】2019年度ガイドブック14頁参照。

¹²⁸ 岡山大学法科大学院公法系講座編著『憲法事例問題起案の基礎』（岡山大学出版会、平成30年5月1日初版第一刷発行、ISBN: 978-4-904228-90-9）。

修者 2 年次（法学既修者 1 年次）以降に配置される演習科目について、研究者教員と実務家教員とが協働して開講する科目を複数設置し、法律基本科目における理論と実務を架橋した教育を実践していることも特徴として指摘できる。

法律実務基礎科目については、上記のように法律基本科目の段階的・螺旋的科目配置に対応させて実務教育科目を配置することで、理論と実務との架橋を意識しつつ実務基礎科目を学修できるようにしている。さらに、法学未修者 3 年次（法学既修者 2 年次）には、「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」の受講をとおして、法理論教育と理論実務教育で学んだことを体験的に学びながら、実体法・手続法の立体的、現実的理解を深めるとともに、より実践的な事案分析能力の育成を図るようにしている。本研究科では、既述のように、臨床法学教育を重視する観点から、クリニックまたはエクスターンシップのいずれかを選択必修科目としており、また、理論と実務との架橋を重視した教育を実践するため、これらの臨床科目を受講するためには、実務基礎科目だけではなく、法律基本科目についても厳格な履修要件を課している¹²⁹。

展開・先端科目では、科目の多くを岡山弁護士会に所属する弁護士などの実務家に担当していただいているほか、法律家以外の専門家との連携をとおしたネットワーク・セミナー方式を活用した科目を複数配置し、多角的な視点から法的問題を解決できる能力（総合的判断能力）を修得できるようにしており、本研究科における「理論と実務の架橋」を意識した教育の大きな特徴となっている。具体的には、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」（いずれも法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次配当、選択科目）がこれに該当する。

（3）理論と実務の架橋を意識した取り組み

「理論と実務の架橋」を意識した取り組みとして、本研究科では、①専門家のネットワークの活用、②附設法律事務所の活用、③IT 教育ツールの活用という 3 つの柱を立てて、実践している。

まず、①専門家のネットワークの活用については、平成 17 年、法律相談・法的紛争処理のワンストップサービスをめざし、法律分野と医療福祉分野に関係する各種専門職によって「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」（通称「専門家ネットワーク」）が設立され、協働して個々の案件に総合的な分析・検討を行い、学生・教員スタッフと共に理論的・実務的対処を検討していく仕組みが構築されていたところ、平成 24 年に OATC が設置され、「専門家ネットワーク」はこれに発展的に解消された。OATC には、岡山行政法実務研究会、

¹²⁹ 【A3】2018 年度学生便覧 6 頁、12 頁。

岡山権利擁護研究会などの研究会の他、組織内弁護士研修、法務担当者養成基礎研修などの研修活動を通じた各種のネットワークが設けられており、新人・若手弁護士の研修のみならず、シンクタンクとしての機能をとおして、従来の「専門家ネットワーク」の機能を果たしている。なお、OATC の各研究会には学生の参加も認められており、学生には、法律家の活動の多様性を学ぶ機会として、積極的に参加するよう促している。さらに、既述のように、平成 29 年度後期から、展開・先端科目群の科目として、従来の「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」に加えて、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」が開講されており、インハウスローヤーや企業の法務担当者らが出講している。

次に、②附設法律事務所の活用については、効率的で充実した実務教育を実現するため、大学内に法律事務所（パブリック岡山大学内支所）を置き、弁護士が法律相談や訴訟活動を行いながら、連携して学生の教育に当たる仕組みが構築されている。

最後に、③IT 教育ツールの活用については、法学教育の向上を目指し、名古屋大学で開発された「STICS」（映像配信システム）などの IT ツールが用意されており、これにより、学生と教員が共に法律案件についての理論的・実務的対処を検討し、それに基づいた教材資料を作成することで、教育・研究への効果的フィードバックを図る仕組みが構築されている。

（4）特に力を入れている取り組み

本研究科では、開設以来、研究者教員と実務家教員とが協働して授業内容の検討や授業教材の開発を行い、さらに、学外専門家で構築されたネットワークや大学内に附設された法律事務所を背景とした実務教育の充実に努めてきており、これらは「理論と実務の架橋」を目指す本研究科の教育の大きな特色であるといえる。

このほか、全学年を対象とした岡山地方検察庁主催に係る『法科大学院生体験型プログラム』について、刑事訴訟法を担当する研究者教員と刑事系科目を担当する実務家教員が取りまとめを行い（Moodle 及び掲示板における案内書の掲示により周知）、学生に参加を促すとともに、同プログラム当日は学生を引率している。また、同プログラム終了後は、同地検主催に係る懇談会が行われることが多く（検察官・検察事務官が参加）、同教員らにおいて学生に参加を促すとともに、自らも参加している。

（5）その他

本研究科では、「理論と実務の架橋」を、単に法科大学院教育における取り組みとしてのみ捉えるのではなく、OATC の設置や、OATC が所管する岡山行政法実務研究会、岡山権利擁護研究会などの活動に見られるように、「法曹継続教育」

というかたちで法科大学院が専門教育にコミットし、法科大学院が地域のシンクタンクとしての役割を果たしつつ、そこでの研究成果を、地域に還元するとともに、さらに法科大学院教育に反映・還元していくというサイクルの中で捉えている。このような理念のもと「理論と実務の架橋」を図ろうとする試みは、全国でも画期的な試みであると思われる。

2 点検・評価

上述した「理論と実務の架橋」に関する本研究科の理解は、専任教員の共通認識となっている。法律基本科目、実務基礎科目ともに、事例研究・判例研究などを盛り込みながら、法学未修者 1 年次から学年ごとに段階的に「理論と実務の架橋」を意識した学修が可能となるよう科目配置がなされている。また、法学未修者コース 2 年次（法学既修者コース 1 年次）配当の演習科目の中には研究者教員と実務家教員とが協働して担当する科目もあり、ここでは、授業準備に向けた適宜の FD 活動をとおして、教員相互の「理論と実務の架橋」が図られている。さらに、法学未修者コース 3 年次（法学既修者コース 2 年次）に配置される科目横断的な授業においても、実務家教員と研究者教員との授業実施に向けた協働体制も構築されている。「理論と実務の架橋」を目指した授業は、十分に目標どおりに運営されていると思われる。さらに、OATC が所管する岡山行政法実務研究会や岡山権利擁護研究会における活動のほか、岡山公法判例研究会や岡山民事法研究会、岡山刑事法研究会などをとおして、研究者教員が実務に触れ、他方、実務家教員が学術的研究に触れる機会にも恵まれている。

もともと、法律実務基礎科目について、研究者教員が一体となって理論面の検証を行う点については、必ずしも十分とはいえず、改善の余地がある。

3 自己評価

A 理論と実務の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て非常に充実している。

4 改善計画

OATC の活動の充実化とともに、附設法律事務所（パブリック岡山大学内支所）との連携をさらに強化しつつ、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」という本研究科の教育理念に即した教育を実践し続けるべく、努力を続けていきたい。

また、法律実務基礎科目の理論的検証という観点からも、研究者教員と実務家教員との連携を一層強化していきたい。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

本研究科では、「理論と実務の架橋」を目指した授業の一環として、臨床科目（実務実習科目、ネットワーク・セミナーなど）を設置している。現実の紛争は、法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており、それゆえ、社会紛争の解決という視点からすれば、法的解決だけでなく他の解決案も要請されているとの認識のもと、学生を法曹として養成していくためには、そのような総合的な判断能力を育成することが不可欠であると考えており、臨床科目は、このような能力を育成するために不可欠な科目と位置づけている。

また、本研究科の教育理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」という観点からみれば、実務実習は、地域社会の抱える法律問題に直に接する機会を提供するものであり、「地域に根ざした法曹育成」という観点から求められる紛争解決能力を涵養する上でも不可欠であると考えている。

このような考え方のもと、本研究科では、①様々な専門家とのネットワークの構築、②附設法律事務所の活用、③IT 教育ツールの活用を柱として、クリニックまたはエクスターンシップのいずれかを選択必修科目として配置するなど、臨床法学教育を重視した科目運用を行っている。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア 開設状況

本研究科では、臨床科目として、実務基礎科目群の中に「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」という 2 つの実務実習科目を設置し、選択必修科目としている。さらに、ネットワーク・セミナーを活用した科目として、展開・先端科目群に、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」、「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」、「リーガルソーシャルワーク演習」（いずれも法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次配当、選択科目）を開設している¹³⁰。これらの科目は、本研究科の教育理念及び本研究科が養成しようとする法曹像を臨床科目の中に反映したものである。

本研究科における実務実習教育は、シミュレーション教育と実務実習を連動させて教育する方法をとる点に特色がある。これは、学生にいきなり実務を体験させることはできないし、学生にとっても、実務のシミュレーションを受けたうえで実務に入る方が、学んだことを生の事件について自ら実践しやすくか

¹³⁰ 【A64】臨床科目履修状況（履修人数と単位取得人数）参照。

つ理解も早くなる、との考え方に基づくものである。このような考え方にに基づき、シミュレーションと実務実習を融合させた科目、具体的には、ローヤリングとクリニックを融合した「ローヤリング・クリニック」、模擬裁判とエクスターンシップを融合した「模擬裁判・エクスターンシップ」を設置している。いずれも、法学未修者コース3年次、法学既修者コース2年次に設置している。3単位科目であり、既述のように、これら2つの科目が選択必修科目となる。すなわち、いずれかの科目を履修しなければ、修了要件を充たさない。また、後述するように、これらの科目を履修するためには、厳格な履修要件を充足することと適格性に関する認証を受けることが求められる。

実務実習科目の実施時期は、通年開講科目であるものの、概ね前期で終えている。クリニックについては、平成30年度は5月28日から実施し、7月末までに終えることを予定している。エクスターンシップについては、学生の他の科目の履修状況と調整しながらすすめている。

イ 履修要件

「模擬裁判・エクスターンシップ」、「ローヤリング・クリニック」には、一定の受講要件を設定している。

まず、①履修要件として、「法曹倫理」、「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」の単位、および「民事訴訟法演習」または「刑事訴訟法演習」のいずれかの単位を修得していることが履修要件となる。このほか、②守秘義務を遵守する旨の誓約書を岡山大学大学院法務研究科長宛に提出していること、③適格性について、岡山大学大学院法務研究科長の書面による認証があること、も受講要件である¹³¹。

なお、③の認証においては、履修要件の他に、法律基本科目群の基礎科目及び法学未修者2年次・法学既修者1年次配当の基幹科目のうち3科目以上の単位を修得していない場合には、認証を認めていない。また、2科目単位を修得していない場合にも、他の科目の成績を総合評価して認証を認めない場合もあり得るとしている¹³²。

実務認証は、「岡山大学大学院法務研究科実務実習科目履修の認証に関する内規」に基づき行われ、実務認証は、実務家専任教員全員と民事訴訟法と刑事訴訟法の研究者教員（専任）によって行う。

ウ 適法性の確保、守秘義務への対策等

実務実習科目の開始にあたって実務家専任教員から「学生実務実習規則」についての説明がなされ、特に、守秘義務の厳守と、義務違反の場合は退学を含む厳重な処分が科せられるおそれのあることを告知している。このほか、

¹³¹ 【A5】「学生実務実習規則」第2条参照。

¹³² 【A3】2018年度学生便覧13頁参照。

同じく毎年 4 月のオリエンテーション時に臨床心理士を招いて、「カウンセリング」に関する講演を行い、ロールプレイなどを交えて、カウンセリングにおいて留意すべき点など、実践的に学ぶ機会を設けている¹³³。

なお、実務実習科目の受講にあたっては、学生教育研究災害傷害保険および法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入が義務づけられている¹³⁴。

エ 成績評価・単位認定

「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」の成績評価は、「修了」または「不可」により行っている。

このうち、「ローヤリング・クリニック」は、担当教員（ローヤリングを担当する専任教員およびクリニックを担当する指導弁護士）から提出された評価シートに基づき成績評価を行っている。他方、「模擬裁判・エクスターンシップ」については、模擬裁判の成績、エクスターンシップ受け入れ先弁護士からの成績評価書、エクスターンシップ記録簿、エクスターンシップ報告書に基づき成績評価を行っている。

オ 実施状況

（ア）ローヤリング・クリニック

「ローヤリング・クリニック」は、附設法律事務所の協力も得ながら、現実の多様な事件の処理に携わる臨床経験を持たせ、現実の案件を解決に導く思考能力及び実務能力の養成を目的として行われている。

前半 8 回程度がローヤリング（シミュレーション型）、後半 15 回がクリニック（実務実習型）となっている。「ローヤリング」の授業を経たうえで、無料法律相談におけるクリニックに適合する事案につき、指導弁護士による監督の下で学生が主体的に相談に応じている。なお、より多くの方に利用していただくため、相談は 1 回限りであり、2 回目の相談は受け付けていない¹³⁵。

まず、「ローヤリング」は、専任教員が主に指導にあたる。「ローヤリング」では、一般的な相談についての講義を行い、その後、ボランティアからなる模擬相談者（SC）による法律相談のロールプレイを実施している。これにより法律相談とはどういうものかをまず実体験として学び、実際の一般市民を対象としたクリニックでの法律相談に備えるのである。相談のロールプレイ終了後は模擬相談者（SC）を交えて検討会を実施している。相談のロールプレイ後は、学生同士による模擬交渉の体験、模擬接見、仲裁（和解あっせん）のロールプレイを行い、これにより教科書から得た法律知識を立体化しクリニックで活用できる実践的な知識となるように具体化しているのである。なお、「クリニック」においては、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て選ばれたベテラ

¹³³ 【A61】「クリニック入門」特別講演会参照。平成 30 年度は担当講師の都合で 5 月 2 日に実施された。

¹³⁴ 【A3】2018 年度学生便覧 13 頁参照。

¹³⁵ <http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/society/index.html>

ン弁護士が指導担当弁護士として指導にあたっている。実際の「クリニック」においては、学生が指導弁護士の監督のもと直接市民の法律相談を担当し、学生の相談終了後に指導弁護士が相談者に対し補足説明を行い、相談者の退室後に指導弁護士が学生に対しクリニックに対する講評と指導を行っている。「クリニック」では、各学生が5件の法律相談を受けることとしている。相談件数については、平成22年度までは、1人が単独で5件の法律相談を受けることとしていた。しかし、至るところで無料法律相談の機会が増加し、相談件数そのものが大きく減少しているなかで、教育効果の高い事件の量的確保が困難な状況が生じていた。また、キャンセルが相次ぐなどにより、法律相談が後期に入ってもいつ終わるかわからない状態となり、学生の学修ペースを乱す虞が懸念されていた。そこで、徒に相談件数だけをこなすという弊害に陥ることを回避し、相談内容を絞り込むことでより教育効果を高めるという観点から、平成23年度より、2人1組のペアでの対応で5件の法律相談を受けることとし、また、事前に相談内容を絞り込むことにより、学生が教育効果の高い事件に接することができるよう、変更している¹³⁶。なお、研究者教員は、学生からアドバイスを求められた場合に対応する場合を除いて、特に関与していない。また、学生による報告書の提出も求めている。

(イ) 模擬裁判・エクスターンシップ

「模擬裁判・エクスターンシップ」は、模擬裁判を通じて弁護士、裁判官、検察官の役割を疑似体験させ、それを踏まえて、法曹が関与する現場を実際に体験することにより、法曹としての将来の活動内容について具体的イメージをつかむことを目的として行われている。前半13回が模擬裁判（シミュレーション型）、後半10回がエクスターンシップ（実務実習型）となっている。模擬裁判は、刑事模擬裁判と民事模擬裁判を隔年で実施している。

刑事模擬裁判は、実務家教員が作成したオリジナルの教材を用い、公判前手続の一部及び第一審公判手続の全部の手続を学生に実演させ、指導を行っている。指導教員は、検察官経験者の実務家教員のほか、裁判官経験者の弁護士、刑事弁護実務に精通している弁護士の3名である。その他、刑事訴訟法担当の研究者教員、修了生、現職弁護士も訴訟関係人役として模擬裁判に参加し、充実した指導を行っている。

民事模擬裁判は、STICS（映像配信システム）を利用してフィードバックが十分にできるようシステムを構築している（特に、裁判官グループが、判決のため、集中証拠調べの記録用として利用している）。教材は、PSIM（法実務技能教

¹³⁶本研究科ホームページ「地域の方」。<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/society/index.html>。

1. 現在、裁判所にかかっている（または過去にかかっていた）事件、2. 現に弁護士・司法書士などに対して委任がされている（または過去に委任がされていた）事件、3. 税金・税務に関する相談、4. 入管関係（在留資格・期間等）についての事件、5. 涉外家族関係についての事件、6. 刑事事件、7. 行政事件、8. 公的年金・保険等に関する相談、9. その他、学生の教育目的として適さないと判断された事件は、相談対象としないことを事前に告知している。

育教材研究開発コンソーシアム)作成のものを用い(平成29年度は岡山大学作成・提供のセクハラ事案の模擬裁判教材),参加学生を原告,被告,裁判官の各グループに分け,裁判官グループの訴訟指揮の下で,訴状作成から口頭弁論手続,争点整理手続,交互尋問,判決に至るまで第一審手続のすべてを体験させている。交互尋問の準備については,担当教員のほか,2名の実務家専任教員が事前指導し,また,模擬裁判の当事者役4人は,パブリック岡山大学内支所のスタッフ弁護士3名(すべて,本研究科の卒業生)及び事務員1名の協力を得ており,集中証拠調べの終了後は,参加者全員で,裁判官グループの心証形成に影響を与えない限度で反省会を実施している。なお,交互尋問は,公開であり,法廷教室外の共同研究室に映像を流せるようにしており,模擬裁判を選択しなかった学生,教員,法学部生,弁護士会等に傍聴を呼びかけている(かつては,岡山地裁の裁判官や弁護士,研究者教員が傍聴していたが,近時は,ほとんど参加者が見られない)。

エクスターンシップについては,指導担当弁護士はエクスターンシップの制度趣旨・目的を十分に理解し効果的な指導を行える資質を備えている必要があることから,本研究科では,岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て,会内でアンケートを実施し,司法修習生の指導の経験がある,概ね弁護士経験10年以上の会員に依頼している。実際には,ほとんどが司法修習生を受け入れた経験のある20年以上のベテランが多い。受け入れ先は,年度によって,多少の変更はあるものの,大きな変更はない(毎年,附設法律事務所で3~5名程度,その他約10~15事務所が各1名程度)。

指導内容については,法律事務所における実務一般の体験(法律相談,事実調査,書面の作成,資料の収集,法廷傍聴など)を重視し,各事務所の特徴に応じ,弁護士の日常業務を体感させることとしている。必ずしも,難しい事件の起案等は必要ではなく,どんな小さな事件でもよく,いわゆる「生きた事件」を体感させることが重要と考えている。また,「弁護士職務基本規程」等を参考に,法曹としての義務・倫理・マナーを含めてご指導するようお願いしている。

指導内容として最も多いのは,法律相談の立会いである。法律相談の同席については,もちろん相談者の了解をとることをお願いしている。また,単に同席するだけでなく,担当弁護士の指導の下,実際に一部対応をさせることを期待しているが,学生に相談の一部対応を認めるかについては最終的には,各指導担当弁護士に任せている。事案にもよるであろうが,実際に対応させている例は少ないようである。次に多いのが,法廷傍聴である。通常的口頭弁論のみならず,和解期日や弁論準備手続への参加,珍しいものでは,少額訴訟手続を傍聴した例も見られた。もちろん,簡易裁判所や家庭裁判所の調停への同席も多くみられた。公開の法廷は別として(もともと,傍聴席からで,当事者席に座ることはない),他の手続への参加に際しては,裁判官等の同意を得るようお願いしており,これまでのところ,トラブルはないようである。なお,遠隔地

の裁判所に出かける例も見られるが、交通費の支給はなく、原則として、非常勤講師の講師料の中からご負担いただくこととなる。また、破産事件における債権者集会、債務者審尋、さらには検証の立会いも報告されている。これら以外には、書面作成等の起案も多くなされている。例えば、訴状・答弁書、準備書面の作成、各種契約書の作成、また、依頼人宛文書の作成も報告されている。その他には、証人テスト、証拠の収集（現場の視察やインターネットの利用）、株主総会への同席、担当弁護士の主催するセミナーへの参加などもあった。

なお、学生には、実習終了後に「エクスターンシップ報告書」の提出を求めている。

（ウ）医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）

平成28年度までの「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」では、教員が出題する市民生活上の医療・福祉に関する「生の事例」に対し、学生が問題発見、論点整理、解決方法の検討報告を行い、全員で討論した後、理論・実務の両側面から研究者、弁護士、社会福祉士から構成される教員が助言を行うことを学習の柱とした。そのほか、「NPO 高齢者・障害者ネットワーク懇談会」実施の相談会への陪席・研究会参加、地域権利擁護に係るセミナーなどでの学習を行った。事例対象範囲が多岐にわたるため、平成29年度より下記「リーガルソーシャルワーク演習」を開講し、平成30年度以降の本科目は、上記授業方法に変更は加えず、対象領域を「成年後見実務」に特化し、実務の即戦力となりうる教育内容に変更した。担当研究者は、地域の権利擁護センターにおいて、事例検討・方針決定の実務に従事しており、また、担当弁護士および社会福祉士は、弁護士法人岡山パブリック法律事務所後見センターのセンター長および副センター長で実務に精通している。

（エ）リーガルソーシャルワーク演習

「リーガルソーシャルワーク演習」では、医療福祉研究同様、研究者、弁護士、社会福祉士による事例出題と検討報告を受けた討論を柱とし、「NPO 高齢者・障害者ネットワーク懇談会」実施の相談会への陪席・研究会参加、地域権利擁護に係るセミナーなどでの学習を行っている。シラバス上は（ネットワーク・セミナー）と付記していないが、本科目構想段階では、外部担当講師が流動的であったため、研究者教員1名での開講もありうるとして、カリキュラムの上では（ネットワーク・セミナー）の表記を用いなかった。しかし、平成29年度シラバス作成中に外部講師が確定し、その後安定的にネットワーク・セミナー方式をとりうる体制となったため、平成31年度以降は実態に合わせて、当該標記を付記する予定である。上記「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」が成年後見制度に特化した内容であるのに対し、本科目は、司法福祉の観点を重視し、虐待、アルコール依存、ホームレス、不

登校、生活困窮者支援、更生保護など、司法と福祉の連携が不可欠な市民生活上の課題を取り上げている。事例によっては、解決手段として成年後見制度が関連することはあるが、後見人等になった後の実務には深入りせず、上記「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」との住み分けをしている。また、担当研究者は、地域の生活困窮者自立支援協議会、ひきこもり支援センター、および権利擁護センターにおいて、事例検討・方針決定の実務に従事しており、担当弁護士は当該分野に精通する 2 名、担当社会福祉士は、もっぱらホームレスやアルコール依存問題に対応する NPO 法人岡山・ホームレス支援きずなの理事長で実務に精通している。

（オ）地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）

様々な地域組織（企業、大学法人、行政機関等）の事業内容、法務業務、法律問題、問題となる典型的テーマについて、組織内弁護士、組織内法務担当者等の法律実務家がゲストスピーカーとして報告を行い、質疑応答をも含め議論を行う。地域における組織内法務の実務を学ぶことにより、地域組織内法務の実務家になるために必要な基礎的・専門的知識および組織内法務の実務に即した解決能力を身につけることを目的とする。

（3）特に力を入れている取り組み

本研究科における実務実習科目の特徴としては、臨床法学教育を重視するという観点から、ローヤリングとクリニック、模擬裁判とエクスターンシップ、という、シミュレーションと実践とを組み合わせた科目設定を行い、これらの科目を厳格な履修要件のもとで選択必修科目として配置している点が挙げられる。また、クリニック及びエクスターンシップ附設法律事務所を活用し、シミュレーション教育と実務実習を連動させてすべてを実施している法科大学院は、他に例を見ないと思われる。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

クリニックまたはエクスターンシップを厳格な履修要件のもとで選択必修科目として配置していることから分かるように、本研究科では臨床法学教育を重視しており、その位置づけは本研究科の教育理念に照らして明確かつ適切であり、法科大学院教育の理念に相応しいものといえる。クリニック及びエクスターンシップを含め、臨床教育全体の単位数も問題なく、実施時期についても、学生が履修しやすいよう配慮がなされている。クリニック及びエクスターンシップについて、教員の関与のあり方、学生が取り組む内容、

報告書の提出とそれに基づく検討体制なども適切である。事前のガイダンスも十分に行っており、法令遵守、依頼者利益の確保、実習先での規律維持等必要な事項について万全の措置がとられている。そして、学生、教員スタッフ等は、前記規則の精神とその遵守の必要性を十分に自覚して実習等に臨んできており、これまでのところ、関係者、依頼者等から危惧の念が表明されたことは一度もない。

このように、本研究科における臨床科目の設置と運用は、法科大学院教育に求められる臨床法学教育として、質的・量的に見て、きわめて充実した内容になっている。もっとも、法学未修者教育の充実や法学部と法科大学院との接続教育科目の充実に向けた講義負担、さらには、志願者数の増加と入学定員の充足に向けた様々な取り組みにかかる負担など、教員全体にかかる様々な負担が増加している中で、実務教育科目への研究者教員の関与の度合いが開設当時よりも低くなっており、この点は、今後の課題としたい。

3 自己評定

A 臨床科目が、質的・量的に見て非常に充実している。

4 改善計画

実務実習教育においては、相談事件等実習に適した多様な事件が豊富に確保されることが必要である。今後とも教育効果の高い事件の選別と確保に務めていきたい。また、OATC を活用した実務ネットワーク利用型法曹養成システムのあり方についても、検討を続けていきたい。

6-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 国際性の涵養

本研究科では、国際性の涵養を目的とする科目として、「英米法」(2単位)、「国際法」(2単位)、「国際私法」(2単位)を展開している。このうち、例えば「国際私法」においては、国際結婚や国際契約など一国の枠組みを超えて形成される生活関係(渉外的生活関係)が法的にどのように規律されるのかについて、その規律の中心となる国際私法の内容を概説し、その規律のあり方を学ばせている。国際化の進展に伴って、人々の生活関係も日本の国内にとどまらず、様々な形で外国と関わりを持つようになっており、その結果として、渉外的な法律問題が近年急激に増加している。このような法律問題に対しては、そもそもどの国の法によってその問題を解決すべきかが問題となるが、この授業では、そのような準拠法の決定の問題を中心として、国際私法に関する基本的知識を修得するとともに、国際的な法律問題の解決のために必要な問題発見能力および分析能力を身につけることを目標としている。

(2) 特に力を入れている取り組み

法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム(通称PSIMコンソーシアム)の中心メンバーとして、アメリカのNITA(National Institute for Trial Advocacy, USA)と連携し、外国の実務教育について調査・研究している。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

国際性の涵養を目的とした講義が準備されており、外国の実務教育について調査・研究も一貫して進めていることから、国際性の涵養に配慮した取り組みは、法科大学院に必要とされる水準を満たすものと認識している。

もともと、国際法及び国際私法について履修者数は必ずしも多くはない(平成28年度開講「国際法」、同29年度開講「国際私法」、同30年度開講「国際法」の受講者数は、それぞれ各1名である)。また、国際性の涵養という点では、OATCとも連携しながら、地域企業等の東アジア・ASEAN進出に対応しうる法曹人材の養成とそれに向けた授業カリキュラムの構築も課題であると認識している。

3 自己評定

C 国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て法科大学院に必要とされる水準を満たす程度になされている。

4 改善計画

OATC と連携しつつ、本研究科の教育理念及び本研究科の養成しようとする法曹像に即して、本研究科の国際化の方向を見据えながら、本研究科独自の「国際性の涵養」に向けた取り組みを進めていきたい。また、そのために、諸外国のロースクールや研究機関と学術交流を締結するなどして、「国際性の涵養」のための取り組みを促進していきたい。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていること、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。なお、60人を大幅に超えるか否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

1 現状

（1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

評価実施年度を含む過去3年分の開設科目ごとの履修登録者数は、別紙の表として添付する¹³⁷。

（2） 適切な人数となるための努力

法律基本科目群の授業を含め、1クラスの人数が60人以上となる授業はこれまでない。

他方、法律基本科目群の必修科目において、1クラスの人数が10名を下回るクラスについては、過去3年間でみれば、下記の科目が該当する。

【平成29年度】

科目名	配当年次	履修者数
民法Ⅰ	未修1	8
民法Ⅱ	未修1	7
民法Ⅲ	未修1	6
商法	未修1	7
刑法	未修1	8
民事訴訟法	未修1	8

¹³⁷ 【A65】履修登録者数一覧(平成28年度～平成30年度) 参照。

刑事訴訟法	未修 1	7
法解釈入門	未修 1	7
刑事訴訟法演習①	未修 2・既修 1	9
刑事訴訟法演習②	未修 2・既修 1	8

【平成 30 年度】

科目名	配当年次	履修者数
商法演習②	未修 2・既修 1	8
刑法演習②	未修 2・既修 1	9

履修者数が 10 名を下回った理由は、平成 29 年度の法学未修者 1 年次配当科目については、入学者数の減少によるものである。平成 30 年度は入学者数が前年度を上回り、法学未修者については 11 名の入学者を得たことから、法学未修者 1 年次配当科目において 10 名を下回るクラスは生じていない。

他方、法学未修者 2 年次（法学既修者 1 年次）配当科目については、科目によって理由は異なる。平成 29 年度の「刑事訴訟法演習」は、派遣検察官も担当する科目であるため、前年度の早い時期に法務省に派遣要請を行う必要がある。派遣要請の時期は、入学者数が未だ確定せず、また、進級要件を満たす者の数も確定していない状況であることから、要請時に見込まれる最大の履修者数を想定して派遣要請を行っている。履修者数見込みと実際の履修者数に齟齬が生じた場合でも、開講クラス数を優先していることから、1 クラスあたりの履修者数が 10 名を下回る結果となっている。これに対し、「商法演習」及び「刑法演習」については、再履修者が多いことから他の演習科目よりも全体の履修者数が多くなっており、双方向・多方向の演習を実践する環境を維持する観点から、2 クラス開講とすることで 10 名を下回るクラスが生じることを承知の上で、2 クラスの開講としている（本研究科では、演習科目については 1 クラス 10～15 人程度の少人数教育を行うことをガイドブックで明記している）¹³⁸。なお、クラス間で人数の不均衡が生じているのは、学生の履修希望を優先しクラス調整を行っているためである。

（3）特に力を入れている取り組み

法学未修者コース 2 年次（法学既修者コース 1 年次）以上の演習科目については 1 クラス 10～15 人程度の少人数教育を行うことをガイドブックで明記し、少人数教育によるきめ細かな指導を教育の特色として周知している。

（4）その他

既述のように、演習科目については 1 クラス 10～15 人程度の少人数教育を行

¹³⁸ 【A2】2019 年度ガイドブック 4 頁参照。

っているため、履修者数が16名以上20名未満の演習科目については、複数クラスを設けることで1クラスの人数が10人を下回る場合が生じる。その場合は、履修者の法学未修者1年次における履修状況及び成績、再履修者の割合などを踏まえ、教務委員長と授業担当教員とが協議のうえ、複数クラスの開講とするかどうかを判断している。

2 点検・評価

法律基本科目の1クラスの学生数は、概ね、10人以上50人以下である。もともと、入学者数の減少により、たとえば平成29年度開講の法学未修者1年次の講義科目では、ほとんどの科目において10名を下回る結果となっているが、平成30年度は、入学者数の増加によって改善されている。また、演習科目で1クラス10名を下回るものについては、少人数教育と双方向・多方向授業の徹底の観点から、あえて10名以下のクラスが生じることを承知の上で複数クラス開講とした結果であり、10名を大幅に下回るものではなく、多様な意見を持つ学生同士の議論が可能な状況を維持できていると認識している。

3 自己評価

A 法律基本科目の1クラスの学生数が10人以上50人以内である。

4 改善計画

1クラスの学生数を10名以上で構成するためには、入学者の安定的な確保が不可欠である。引き続き、入学定員充足に向けて、入学者選抜に向けた取り組みを強化していきたい。

7-2 学生数(2)〈入学者数〉

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

(注)

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

1 現状

(1) 過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
26年度	45 人	17人	37.8%
27年度	30 人	17人	56.7%
28年度	30 人	19人	63.3%
29年度	24 人	13人	54.2%
30年度	24 人	17人	70.8%
平均	30.6人	16.6人	54.2%

過去5年間における入学定員, 入学者数, 定員充足率は上記のとおりである。
なお, 入学定員については, 平成27年度から30人に削減し, 平成29年度からさらに24人に削減している。

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

上記(1)に示したように, 本研究科では過去5年において入学者数が定員を10%以上上回った年度はない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

過去3年間において、入学者数が入学定員を上回った年度はなく、入学者数が過剰となることで収容定員に対するバランスを失するという事態は生じていない。

3 自己評価

合 入学者数が入学定員の110%以内である。

4 改善計画

定員を充足するために、近隣大学はもちろんのこと、志願実績のある大学を中心に、積極的に説明会を実施しているところであり、一定の効果が上がっていることから今後もこれを継続する。加えて、本学独自の「岡山大学法科大学院奨学金」を給付ないしは免除要件を拡大することにより、安心して勉学に励むことのできる環境整備を図り、受験生にとっての魅力を高めることを計画している。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
26年度	135 人	78 人	57.8 %
27年度	120 人	61 人	50.8 %
28年度	105 人	57 人	54.3 %
29年度	84 人	50 人	59.5 %
30年度	78 人	46 人	59.0 %
平均	104.4 人	58.4 人	55.9 %

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数（未修）	在籍者数（既修）	合計
1年次	13 人		13 人
2年次	7 人	6 人	13 人
3年次	12 人	8 人	20 人
合計	32 人	14 人	46 人

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

上記（1）に示したように、本研究科では過去5年において在籍者数が収容定員の110%を上回った年度はない。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

過去3年間において、在籍者数が収容定員を上回った年度はなく、在籍者数が過剰となることで収容定員に対するバランスを失するという事態は生じていない。

3 自己評価

合 在籍者数は収容定員の110%以内である。

4 改善計画

特になし。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

本研究科の講義室、演習室、資料室などは、文化科学系総合研究棟（以下、「総合研究棟」という。）と呼ばれる建物に集中しており、その玄関には本研究科の看板を掲げている。ただし、総合研究棟は、本研究科専用ではなく、本研究科の他、文学部、法学部、経済学部及び大学院社会文化科学研究科の3学部1研究科と共用であり、このほか、パブリック岡山大学内支所、放送大学岡山学習センターが入居している。

①講義室として、総合研究棟2階の共同研究室を使用している。標準80人（3人掛席に2人）・最大120人（3人掛席に3人）の収容が可能で、主に1年生の講義科目で使用している。

入学者数の減少により、ここ数年、クラスの人数規模と教室面積とが対応していないきらいもある。しかし、自習室や資料室と同じ建物内にあるという利便性を活かすため、今後も共同研究室を講義室として利用し、座席の固定化¹³⁹などにより、双方向・多方向の授業が可能な環境を維持することとしている。

②演習室は、総合研究棟2階、3階の7つの演習室を使う。講義室、演習室とも他部局との共用であるが、文学部、法学部、経済学部及び大学院社会文化科学研究科と本研究科との協議により、本研究科が優先的に使用することが承認されている。

演習室の定員は24名である。本研究科では、演習科目は10名から15名を1クラスとして構成することを原則とし、20名を超える演習科目が存在しないことから、学生は比較的ゆったりと着席することができる状況にある。机上での筆記に支障が生じるといった問題は生じていない。

③模擬法廷教室は、総合研究棟2階に1か所ある。裁判員裁判形式の模擬裁判に対応しておらず、また傍聴人のスペースが充分ではない（現状では狭いスペースに9席を確保して対応している。）。)

④自習室は、総合研究棟3、4階に収容人数約110名を用意している。修了生に対しても、「法務研修生」の身分を与え、同様の場所に自習室を与えている。在学生及び法務研修生の人員分の座席数は確保されている。無線LANは各自習室内には騒音の問題もあり敷設していないが、総合研究棟3、4階のオープンスペースで利用できる。

¹³⁹ 【A5】「授業時の座席の固定化について」（平成26年3月17日教授会承認）参照。

⑤資料室は、総合研究棟4階に1室用意している。各種文献の他、判例検索などを行う端末PCを5台設置している。資料室に隣接するスペースに、PCを20台設置し、履修登録やメールなどが行える情報実習室を設置している。

⑥法律相談などの授業で使用するクリニック室は、総合研究棟3、4階に1室ずつ計2室設置している。なお、クリニック室には、安全確保のため、ブザー、防犯カメラが設置されている。

⑦教員研究室は文法経2号館に集中している。オフィスアワーは基本的に教員研究室で対応しており、オフィスアワーとして設定された時間以外にも、学生からの質問や種々の相談などを研究室内で行うことがある。非常勤講師室はなく、現在は、総合研究棟1階にあるOATC会議室を非常勤講師控室として代用している。

⑧上記の各施設の他、総合研究棟4階にあるオープンスペースに間仕切りをしてディスカッションルームを設置している。このほか、総合研究棟3階の1室を「自習ゼミ室」として確保して、学生同士の勉強会に提供するなどしている。なお、平成28年度末までは、文法経1号館1階の1室を議論や打ち合わせに使うスペースとして確保していたが、大学の施設管理の都合により、こちらは廃止している。そのほか、教員同席の場合は、クリニック室も利用可能としている。各自習室にはロッカーが設置されている。さらに、OATC事務局とそれに隣接する「OATC会議室」のスペースが総合研究棟1階部分にある。

電子ツールとしては、大学の学習管理システムであるMoodleのほか、7-5で後述する各種データベースを整備している。Moodleでは、各講義で配付する資料やレポートを掲示して学生の便宜を図っている。

イ 身体障がい者への配慮

身体障がい者（以下、「身障者」という。）への配慮として、学生総合支援センター内に設置されている「障がい学生支援室」¹⁴⁰とタイアップし、身障者が入学予定の場合は、同センター職員及び入学予定者本人らと面談の上、施設・整備上の改善点などを聴き、これに対応するようにしている。これまで、各建物出入り口にスロープ設置、専用機の配置、ノートテーカーの人員配置といった措置を採った。また、入試レベルでも、身障者に対しては別室受験や試験時間の延長、パソコン解答など、個々人の障がい特性に配慮した入試を実施している。このような配慮は、入学後の期末試験等でも継続して行っている。障がい者支援については、7-7の1-(2)参照のこと。

(2) 問題点及び改善状況

施設・設備についての問題点の指摘や改善要求には、適宜、執行部として対

¹⁴⁰ 岡山大学 学生総合支援センター 障がい学生支援室 HP
<https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/shien/syougai/>

応している。指摘及び要求事項の主なものとして、備品の購入・買い換えに関するもの、エアコンの修理、網戸の改修（虫除け対策）など自習室環境の改善を求めるものが挙げられる。備品の購入・買い換えについては、研究科として設置すべきと判断したものについては購入・設置を行っている。エアコンの修理は、必要に応じて適宜業者に依頼をしている。もっとも、自習室が自然豊かなキャンパスにあるため、虫除け対策には十分な対応をできていないのも事実である。

（３）特に力を入れている取り組み

定期的な個別面談では、学生の履修・学修上の課題の把握だけではなく、自習室の利用環境に問題がないか、施設面での改善要求がないかといった点も確認している。そのうえで、対応が必要な場合には、研究科長から自習室を所管する学生委員長（副研究科長）に状況を伝え、執行部として適宜対応するようにしている。

（４）その他

施設面での学生からの改善要求については、意見箱をとおして匿名による要求も可能な仕組みを作っている。しかし、前述の個別面談をとおして、あるいは、研究科長あるいは学生委員長に直接届けられているのが実態である。

このように、施設面での改善要求だけでなく、在学生あるいは法務研修生から執行部に直接意見を届けやすい環境を整備・維持している。

２ 点検・評価

授業等の教育の適切な実施や学習に必要な施設・設備については、合理的に必要な数量や広さが確保されている。講義室、演習室、資料室、自習室が同じ建物の中にまとまっており、学習の利便性はきわめて高いと言える。また、教員研究室は隣の建物ということもあり、授業の疑問や自学自修において生じた疑問をいつでも容易に教員に尋ねることのできる環境が整備されていると言える（７－８でも述べるように、各教員は、オフィスアワーとして設定された時間以外にも随時、授業終了後あるいは研究室在室時、授業に関する学生からの質問等に応じているのが実態である）。

なお、入学定員が60名であった頃は、たとえば演習室について、座席の間隔が狭隘なため机上での筆記に支障が生じるといった状況も指摘されたが、入学者数の減少とそれに伴う在籍者数の減少により、結果的にこれらの問題は解決されている。

３ 自己評定

B 施設・設備は適切に整っている。

4 改善計画

教育及び学習に必要な施設・設備は適切に確保，整備されており，施設・設備について具体的な改善計画の対象となるものは現在のところ存在しない。

なお，本研究科では，文学部，法学部，経済学部のように固有の会議室や委員会室を有していない。それゆえ，法務研究科の教授会は，法学部会議室を利用して開催し，法学部の教授会と重なるときは経済学部の中会議室を利用して開催している（なお，本研究科の附属機関である OATC は固有の会議室を備えており，OATC 運営委員会は OATC 会議室で開催しているが，本研究科の教授会を開催できるスペースはない）。

研究科の業務に支障が生じるといった状態にはないものの，独立研究科として，本研究科固有の会議室があるのが望ましいと認識している。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

図書は、大学附属図書館（中央図書館）に和洋書合わせて約 160 万冊、法科大学院資料室に約 1.1 万冊ある他、法学部資料室内にも法学雑誌、大学紀要が配架されている。これまでのところ、特に学生の側から図書、雑誌の不足について意見が出たことはない。判例検索は、TKC ローライブラリーおよび（株）LIC 判例秘書アカデミック版で行うが、アカウントは各学生に割り振っている。同時アクセス数に制限のあるものがあるが、これまでのところ、同時アクセスにより利用できないといった問題は生じていない。

資料室の開室時間は、平日 9 時から 21 時、土曜日 10 時から 17 時である¹⁴¹。講義室及び演習室、また自習室と同じ総合研究棟内 4 階にあるため利便性は高い。資料室業務には、司書 1 名を含む常勤及び非常勤の職員計 8 名を配置し、常に 2 名以上で勤務する態勢を組み、窓口を担当者が誰もいなくなることはないよう配慮している。

図書や判例検索システムなどの情報源は、常に学生の学修の便宜を第一義と考え整備している。図書については、職員が常時、新刊図書情報をチェックし、また、学生からの要望などを聞いて、専任教員（全学の図書委員）が選定を行い、学修に必要な基本書、判例集などを購入している。また、資料室内の図書は、原則として、教員であっても貸出禁止にし、学生の学修の便宜を阻害しないようにしている。情報検索についても、TKC 社と契約を結び、定評のあるローライブラリーで判例検索ができるようにしている。

（2）問題点及び改善状況

資料室に配架している図書は、教員及び学生とも貸し出し禁止としている。学生からは「貸出を認めて欲しい」という要望があるが、同一書籍を複数冊、購入しなければならないこと、貸出に伴う紛失の危険を避けられないこと、職員の手続の煩瑣などの理由から、現在、資料室内での閲覧と複写のみ認めている。ただし、専任教員については、研究目的の場合に限り、貸出期間を区切って、学生が頻繁に使用する可能性の低い図書の貸出しを認めている。

（3）特に力を入れている取り組み

資料室業務を担当する非常勤職員の複数勤務体制を維持し、学生の利便性を

¹⁴¹ 【A3】2018 年度学生便覧 15 頁参照。

確保していることが挙げられる。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

教育及び学習の上で必要な図書・情報源は、十分に確保されている。資料室は自習室に隣接しており、また、法学部資料室は自習室のある総合研究棟と隣接した建物にあることから、学生は必要な情報に適時に容易にアクセスできる環境にある。データベースへのアクセス環境も問題はない。

図書等の購入に際しては、執行部及び運営会議において図書購入に関する予算を確定し、専任教員による選定手続を経て購入しており、また、利用環境の確保・整備は、教務委員長・学生委員長を中心に執行部において対応しており、体制は整っている。

3 自己評価

B 情報源やその利用環境はよく整備されている。

4 改善計画

国立大学法人運営費交付金の削減により国立大学をめぐる財政状況が年々厳しくなる中で、また、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の継続的な実施により法科大学院に対する翌年度以降の予算状況が見通せない中で、図書・情報源の整備は厳しい状況に置かれていることは否めないが、引き続き、教育及び学習に必要な図書・データベースを整備し、学生の学習環境を維持できるように、努力したい。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

法科大学院の事務は、大学院社会文化科学研究科等事務部大学院教務学生グループ法務研究科教務担当（以下、「法務研究科教務担当」という。）の他、資料室、法科大学院事務室、OATC 事務局が担当している。

法務研究科教務担当には3名の事務職員が配置され、時間割の作成、非常勤講師の管理、TAの管理、履修登録、定期試験の実施準備及び成績の管理、授業評価アンケートの実施及び取りまとめなどの他、教育学習支援に関する業務の全般を取り扱っている。大学院社会文化科学研究科等事務部大学院教務学生グループには、法務研究科教務担当の他、社会文化科学研究科担当3名が配置されており、入試業務等、必要に応じて法務研究科教務担当を支援している。

資料室には常勤職員（特別契約職員）1名、非常勤職員2名が配置され、このほか、学生のアルバイトを適宜採用して、主に夜間・土曜日の開室業務を補助している。既述のように、法務研究科教務担当が学生の教育学習支援にかかる事項の全般を取り扱っているが、学生のレポートの提出など、自習室に隣接する資料室の職員が対応した方が学生の利便性に資するものについては、資料室の職員が窓口となって対応している。

法科大学院事務室には非常勤職員1人が配置されている。法科大学院事務室は資料室と同じ場所に配置されていることから、法科大学院事務室の職員も、適宜、資料室の職員をサポートしている。

OATC 事務局には、非常勤職員1人が配置されている。

(2) 教育支援体制

3-6で述べたように、本研究科では、TAによる教育支援も活用している。TAを採用するかどうかは、授業担当教員の判断に委ねられており、TAとして採用されるための条件（成績など）、業務内容もすべて採用する教員の判断に委ねられている。

TAの活用実績は以下の通りである。

平成26年度	13名	(6科目)
平成27年度	12名	(7科目)
平成28年度	11名	(5科目)
平成29年度	11名	(5科目)

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

資料室内に「意見箱」を設置し、学生からの要望を汲んでいる。なお、意見箱への投書は、平成 28 年 8 月以降はないが、これは同年以降、全ての学生に対し、定期的な個別面談を行っており、そこで学生が要望等を述べているためと思われる。

また、自習室利用に関する苦情相談は学生委員会で随時対応している。

2 点検・評価

法科大学院の事務取扱や、教員の教育活動及び学習支援のために、現状において、十分な数の事務職員体制が整っているといえる。また、教員の教育活動を補助するための制度としての TA も積極的に利用されている。

もっとも、国立大学法人の事務職員全般について業務が過重となっている中、法務研究科教務担当についても、法科大学院専任業務だけでなく、一般のセンター入試、学部・大学院入試への応援業務などがあり、かなりの業務負担となっている。また、資料室、法科大学院事務室、OATC 事務局については、すべて、特別契約職員(有期雇用)、非常勤職員で対応している。これらの職員については本研究科の予算による雇用であり、それゆえ、国立大学法人運営費交付金の削減のみならず、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の継続実施に伴う予算の不透明性から、事務体制を継続して維持できるかどうか不安を抱えていることは否定できない。

優秀な事務職員による充実した教育・学習支援体制をいかにして今後も維持していくかは、本研究科の恒常的な課題である。

3 自己評定

B 支援の体制が、充実している。

4 改善計画

特になし。

¹⁴² 平成 30 年度は予定である。なお、前期で雇用決定した者は 5 名である。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

まず、本研究科独自のものである「岡山大学法科大学院奨学金」がある。本法科大学院の支援組織である本研究科後援会および法学部（旧法文学部法学科を含む）卒業生ならびに教職員の寄付によるもので、月額10万円または5万円（学生自身の選択）を2年間貸与している¹⁴³。平成30年6月現在計10名の学生が貸与を受けている。現在貸与を受けている者を含め、平成21年度以降に41名が貸与を受けた。なお、本奨学金は、一定年数以上過疎地（およびそれに準ずる地域）で弁護士業務に従事する場合、返還が免除される¹⁴⁴。また、病気や著しい収入減など特別な事情がある場合には、本人の申請に基づき、法科大学院奨学金運営・選考委員会の議を経て、返還猶予措置をとっている¹⁴⁵。日本学生支援機構奨学金や各地域・財団による奨学金の情報提供も十分に行っている。地元銀行の協力により低利の法科大学院教育ローンを設定している¹⁴⁶。

経済的事情により納入困難であり、かつ学業優秀と認められる者については、入学料および授業料の免除・徴収猶予等の制度があり、願い出により許可されることがある。また、大学全体として、平成18年度から、入試成績優秀者には年間授業料相当額が給付される「岡山大学大学院法務研究科の成績優秀学生奨学金」があり、本研究科においては2名の枠が与えられている¹⁴⁷。さらに、近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる長期履修制度を設けており、本人の申請に基づき選考が行われている。これは、就学上の便宜のみならず、授業料を分割して支払うことも可能としており、経済的支援の一助となっている¹⁴⁸。

また、寄付金による「金光勉学奨励金」は、教科書代が高額になる学生にとって、有意義な経済的支援となっている。ただし、原資には限りがあるため、

¹⁴³ 【A5】岡山大学法務研究科奨学規程第5条

¹⁴⁴ 【A5】岡山大学大学院法務研究科奨学規程第19条

¹⁴⁵ 【A5】岡山大学大学院法務研究科奨学規程第16条

¹⁴⁶ 本研究科ホームページ 奨学金・授業料免除

<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/syougaku.html>

¹⁴⁷ 【A2】2019年度ガイドブック17頁参照。

¹⁴⁸ 【A3】2018年度学生便覧11頁，【A2】2019年ガイドブック13頁参照。

在籍学生のうち、成績優秀、かつ、人物的に優れた者として認められる者から、原則として新2年生につき2名及び新3年生につき3名を年度ごとに選び選出し、1人につき10万円を学習支援費用として給付している¹⁴⁹。平成26年度から実施されており、平成30年度までに計25名が支給対象となった。

(2) 障がい者支援

法務研究科では、身体に障がいがある学生が平成18年度から1名（未修者：平成21年度修了）、平成27年度から1名（未修者：平成29年度修了）が在籍していたが、現在は該当する学生はいない。そこで、これまでの実績を以下に述べる。

障がい等がある学生への学習支援として、講義室・演習室・自習室に車椅子専用の机の設置などを行った。また、施設面ではバリアフリー化を図っており、多目的トイレの設置・改修にも努めた。さらにノートテイクやコピーサポートなどの支援を行った。ノートテーカーの業務は、主として「教員が板書する事項や図解」あるいは「教員が『特に重要だからメモしておきなさい』と言った事柄」を中心にノートを作成することであり、コピー・サポーターの業務は、法務研究科の授業で必要な資料等の検索・借出し・複写等を代行することである。平成18年前期8名、同後期12名、平成19年前期7名、同後期6名、平成20年前期12名の法学部生および法務研究科生の協力を得ている。演習科目については守秘義務との関係で法学部生には担当させないなどの配慮をした。

平成27年度入学生は、平成18年度入学生ほどには障害状態が重くなかったため、中間・期末試験における試験時間延長を行っていたが、平成29年度に障害状態が悪化したため、本人と協議の上、パソコン受験（試験時間延長なし）に切り替えて対応した。

なお、本学では「障がい学生支援室」を設置し、障がいのある学生の就学・生活上の支援を行っている。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学では、セクシャル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメント（以下、セクシャル・ハラスメント等）を防止するための規則及び指針を設け、その防止に努めているが、万一、本学教職員・学生からセクシャル・ハラスメント等の被害に遭い、あるいは学友がそのような被害に遭っているのを認めた場合には、相談及び適切な対処を求めることができる¹⁵⁰。相談窓口は、各部局の相談員、ホームページの相談窓口、法務・コンプライアンス対策室、学生相談室など複数が用意されており、電話、手紙、電子メールおよび訪問のいずれの方法でも相談可能である。法務研究科においても1名の教員を相談員として任命

¹⁴⁹ 【A5】 岡山大学大学院法務研究科金光勉学奨励金支給要項 第2条、第3条参照。

¹⁵⁰ 【A3】 2018年度学生便覧 45頁以下参照。

している。また、意見箱も設置されている。

なお、相談内容の性質上、利用状況を研究科が独自に把握することは適さず、また、利用状況について研究科独自に把握することはしていないが、自習室の利用をめぐる相談（騒音や机の利用に対する不満など）については、学生委員長を中心に執行部が適宜事情を聞き、対応している。

（４）カウンセリング体制

本学には学生相談室が設置されており、本研究科専任教員1名も相談室委員となっている。学生相談室は、平日10時から17時まで開室されており、気軽に訪問できる場所として、カウンセラーのアドバイスや、必要に応じて心理カウンセリングを受けることができる¹⁵¹。また、学生の生活上の総合的ガイダンスや諸問題の相談ができる「何でも相談窓口」も平日8時30分から17時まで開室されている¹⁵²。このほか、本学内の保健管理センターで「よろず相談」として心身の健康相談が平日9時から17時まで実施されており、学生が精神面のカウンセリングを受けることができる。これらについては、学生便覧、本研究科のホームページなどで周知している。

本研究科としても保健管理センターの担当医師と密接に連絡を取り合っており、医師からアドバイスを受けるとともに、法科大学院生の状況ないし特殊性についてこちらから医師に説明するなどしている。

また、定期的な個別面談において、精神面のケアが必要と判断した場合は、上記の相談窓口での相談やカウンセリング受診を勧めるようにしている。

なお、相談内容の性質上、利用状況を研究科が独自に把握することは適さず、また、利用状況について研究科独自に把握することはしていない。

（５）問題点及び改善状況

学生生活支援体制について、学生から指摘されている問題点や改善要求は特にはない。

（６）特に力を入れている取り組み

本研究科独自の「岡山大学法科大学院奨学金」は特徴的で、経済的困難を抱える学生に重宝されている。今後は、より学生に使いやすいように知恵を絞っていきたい。

（７）その他

「7-6」に記載したように、資料室内に「意見箱」を設置し、学生からの要望を汲んでいる。なお、意見箱への投書は、平成28年8月以降はないが、こ

¹⁵¹ 【A3】 詳細は2018年度学生便覧39頁参照。

¹⁵² 【A3】 詳細は2018年度学生便覧39頁参照。

これは同年以降、全ての学生に対し、定期的な個別面談を行っており、そこで学生が各種相談を行っているためと思われる。また、自習室利用に関する苦情相談は学生委員会で随時対応している。

2 点検・評価

経済的支援については、研究科として独自の奨学金制度を設けるなど、学生を支援する体制として水準には達している。問題があるとすれば、学生寮などの設置であるが、本学では、その収容能力関係上、法科大学院に限らず、他の部局も含めた大学院生一般をその対象としておらず、特定研究科が不利益を受けているというわけではない。また身体的障がいをもつ学生にもノートテイクなどの授業支援を行っているが、構造設備のバリアフリー化にはまだ改善の余地がある。セクシャル・ハラスメント等についてはその相談体制は確立されており、その体制・対応について学生から特に問題点は指摘されていない。

本研究科として、独自の専門家によるカウンセリング体制はないが、医学部や心理系学科を有する総合大学という利点を生かし、学生の精神面のカウンセリング体制は十分に整っている。また、FD協議会に保健管理センターの精神科医を講師に招き、対応に関する研修の機会を持っている。保健管理センターのカウンセリングを利用する学生の増加傾向が見られるため、これに応じて、執行部が保健管理センターの医師との連絡を密にするなど、連携を強化するようにしている。

3 自己評価

A 支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。

4 改善計画

研究科として特に改善すべき点は、予算との関連が非常に深い。今後、別の障がいをもつ学生が入学した場合は、改めて支援の方策を検討する必要がある。本学の学生寮(女子寮のみ)は、学部生を対象としていて、大学院生の利用実績はないが、今後、要望が出てくるようであれば、入寮できるよう働きかけていく必要も出てこよう。

カウンセリングに関して、法科大学院独自にそのような専門スタッフを揃えることができたならば、非常に充実したカウンセリング体制になるものと思われる。これも、予算上の問題であり、大学本部に対して継続して交渉していく。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

①オフィスアワー

オフィスアワーとは，前期・後期の授業期間中，授業科目に関する質問について，担当教員が研究室などで個別に応じる制度である。講義や演習を補完することを目的としている。各教員のオフィスアワーは，時間割に表記されている。もっとも，各教員は，オフィスアワーとして設定された時間以外にも随時，授業終了後あるいは研究室在室時，授業に関する学生からの質問等に応じているのが実態である¹⁵³。

②研究科長及び教務委員長と在学生との個別面談

これまで随所で述べてきたように，本研究科では，研究科長及び教務委員長が，定期的に，全在学生と個別面談を行っている。個別面談では，一人あたり30分を目安に，受講中の各科目についての満足度や要望・意見，学習上の不安，自習室など学習環境に関する要望，進路に関する相談など幅広く聞き取りを行い，本研究科として対応する必要がある事項については対応を行い，保健管理センターに委ねる必要があると判断した場合には，保健管理センターと連携をとるなど，必要な対応を行っている。

③いわゆる純粋未修者に対するサポート

法学部出身ではないいわゆる純粋未修者に対していかなるサポートを講じていくかは，入学者に占める法学未修者の割合が一貫して法学既修者を上回っている本研究科においては，開設以来の課題である。本研究科では，入学前に読む本を指定し，それについてはオリエンテーション期間中に簡単な確認テストを実施することを予め示して，基本的素養の修得にインセンティブを与えている。確認テストは，入学後の成績評価等に用いるということは一切していないが，入学時における新入生とりわけ法学未修者コース入学生の準備状況を知るうえで重要な機会となっているが，法学部出身者で法学未修者コースに入学する学生も含め，法学未修者として入学する学生の抱える学習上の課題は年度によって様ではないことから，近時では，②の個別面談をとおして全体としての課題を発見し，学修アドバイザーを利用したフォローアップ体制の構築など，法学未修者の支援に向けた取り組みを強化している。例えば，個別面談を開始

¹⁵³ 【A3】詳細は2018年度学生便覧39頁参照。

した平成27年度前期には、個別面談をとおして、純粹未修者（法学部以外の学部出身者）が専門用語を調べるのに時間がかかりすぎ、予習を十分に行う時間が確保できないこと、法的文章の書き方を習う機会がないこと等が判明したことを承けて、予習サポート及び法的文章の作成方法の習得を目的とする純粹未修者3名に法学部出身者2名を加えた5名に対する、「フォローアップゼミ」と称する少人数の課外ゼミを実施し、結果として、純粹未修者全員が進級した。同様の取り組みは、その後も継続して行っており、平成28年度から、法学未修者コース1年次生および2年次生全員を対象を拡大し、1学年について、2名から3名の修了生によって、フォローアップゼミを実施している。

このほか、法学未修者1年次前期の講義科目を担当する教員に対し、教務委員長が適宜、学生の学修状況、履修状況を確認している。法学未修者1年次生の学修状況については、教授会及びFD協議会、さらには、教員相互の授業参観後の意見交換会をとおして、専任教員間で情報を共有するようにしている。

科目配置としては、法の体系的理解と法情報処理に関する基本技能を修得させることを目的として、法学未修者1年次の必修科目として「法解釈入門」を配置し、無理なく法律基本科目を学修できるように配慮している。

④進路選択の支援

本研究科では、学生の進路選択の支援のために、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て、執行部が地元企業・自治体を訪問するなど、受け皿づくりに努めている。また、組織内弁護士の養成と専門性の涵養を目的として、OATCを設置し、既存の弁護士事務所以外の選択肢を設ける取り組みをしている。

法科大学院修了生に対する進路選択支援の実施については、上記②の個別面談をとおして、学生の適性、家庭状況等を総合的に考慮し、学生に合った進路指導を行っている。法学未修者3年次生および法学既修者2年次生を対象とする個別面談においては、法曹以外の進路希望の有無（特に、民間企業法務担当者）を確認し、OATCによる就職支援制度の存在およびOATCによる就職支援を希望する場合には、学生から申し出る旨を伝えている。

（2）学生への周知等

オフィスアワーについては、時間割に記載している。

なお、活用状況については、既述のように、オフィスアワーとして設定された時間以外にも、教員が随時、授業後の教室、オープンスペース、研究室で学生の質問等に応じているのが実態であり、時間割に記載されたオフィスアワーの利用も含め、活用状況を統計的に把握することはしていない。

（3）問題点及び改善状況

アドバイス体制について、学生から指摘されている問題点や改善要求はない。

オフィスアワーや普段の教員と学生の関係を通して多くの問題が解決されている。個別面談も継続実施しており、学生の需要には十分対応できていると考える。

(4) 特に力を入れている取り組み

上記に掲げた取り組み以外では特記すべき事項はない。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

オフィスアワーは、時間割に記載された時間に研究室を訪ねて授業科目等に関する質問に応じる制度であるが、実際には、教員は、オフィスアワーとして設定された時間以外にも随時授業後の教室や研究室などで質問等に応じているのが状態であり、適切にアドバイスを受けることのできる機会は、十分に付与されていると言える。また、個別面談により苦手科目克服のアドバイスや勉強方法、進路相談、さらに生活相談まで対応している。

また、TAを活用している授業では、TAによる学習アドバイスをうけることが可能であり、さらに、現在はボランティアな活動と位置付けている修了生による学習支援体制（5-2, 5-5で述べた学修アドバイザーによるフォローアップゼミなど）をより組織化・高度化すべく、九州大学の取り組みを参考にしつつ、制度設計に取り組んでいるところである。

適切にアドバイスを受けることのできる体制は整備され、有効に機能していると言える。

3 自己評定

A アドバイス体制は非常に充実し、よく機能している。

4 改善計画

特になし。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本研究科における成績評価の方針は、岡山大学大学院法務研究科規程第18条に定めがある。同条第1項は、「学生が履修した授業科目の成績の評価は、授業科目担当教員が、試験、報告書、日常の成績及びその他適切な方法により行う」と規定している。法科大学院における成績評価は、法律専門家を育成することから学部より厳しくする必要があり、それゆえ、70点を単位認定の下限としている。

具体的な成績評価は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、①各学期の終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テスト（プロセス評価）などを総合的に評価して行う¹⁵⁴。評価の比率は、①50%、②50%である。

なお、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」については、「修了」または「不可」で評価している¹⁵⁵。

イ 成績評価の考慮要素

既述のように、成績評価は、定期試験だけではなく、平常点などのプロセス評価も考慮している。プロセス評価の客観性を担保するため、多様な評価項目を設定している。具体的なプロセスの内容として、レポート、中間試験、授業態度などが挙げられる。具体的な評価方法は個々の教員に委ねられており、個々の評価要素は、科目ごとにシラバスで示されている。

定期試験とプロセス評価との比率については、平成22年までは、演習科目については、授業のプロセスがとくに重視されるとの観点から、①40%、②60%としていたが、プロセス重視が小テストやレポートなどの負担荷重を招いているのではないかとの議論があり、平成23年度より現在まで、講義科目と同様、①50%、②50%としている。

なお、「C基礎法学・隣接科目群」、「D展開・先端科目群」については、科目特性、履修人数等に応じて、ある程度、当該比率については柔軟に対応してい

¹⁵⁴ 【A3】2018年度学生便覧9頁参照。

¹⁵⁵ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科規程」第18条2項但し書き参照。

る。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価は、次の6段階である。70点未満をD(不合格)とし、70～74点をC、75～79点をB、80～84点をB+、85～89点をA、90点以上をA+としている¹⁵⁶。CとDの基準は、絶対評価とし、合格者間の成績評価は相対評価としている。A+=0～5%、A=20～25%、B+=25%、B=25%、C=25%として、各割合については、教員の裁量により、±5%の上下変更を認める方式である。

また、本研究科では、法律基本科目群のうち、基礎科目(AⅠ科目)および基幹科目(AⅡ科目)については、GPA(Grade Point Average)制度を参考にした成績評価制度を導入している。すなわち、本研究科では、各セメスター毎に上述の成績評価に、A+=5、A=4、B+=3、B=2、C=1、D=0のグレード・ポイントを付加し、単位あたりの平均を出している。その結果を踏まえて、学生の履修指導などを行っている。もっとも、本研究科では、進級要件や科目履修条件を独自に課すことから、アメリカ等で実施されている退学勧告や卒業認定要件としてのGPA利用はしていない。

エ 再試験

本研究科では、再試験制度を取り入れている。すなわち、法学未修者1年次の必修科目(「A法律基本科目群」のうちⅠ基礎科目)については、授業段階、期末試験の段階でいずれも水準に達していないと評価された学生に対しては、再試験を実施し、再度、当該科目の理解を促すように制度化している。従来、法律基本科目群の各科目について、再試験を行ってきたが、平成28年度から、1年次科目の単位を修得できない場合には、原級留置となり、2年次科目の単位を修得できない場合(卒業延期)と比較して、より大きな不利益を被ることになるため、再チャレンジの機会を確保する必要があるとの理由から、対象科目を限定して行っている。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

個々の科目の成績評価基準は、授業開始に先立って公開されるシラバスで明示している。シラバスで「総合的に評価する」等と記載した場合には、初回の授業で(不可能な場合はできるだけ早期に)、その内容を学生に具体的に説明するよう求めている。また、基準の提示についても、「記述式小テストとレポートが50%、適宜に行う短答式テスト、穴埋め式テストが30%、授業中の質疑応答が20%」など、なるべく具体的な基準を学生に提示するよう求めている¹⁵⁷。

¹⁵⁶ 【A5】岡山大学大学院法務研究科規程第18条2項。【A3】2018年度学生便覧9頁参照。

¹⁵⁷ 【A32】(「授業開始にあたってのお願い」)参照。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

全ての科目に共通する全体の成績評価の基準は、学生便覧において明記するとともに¹⁵⁸、オリエンテーション時に説明している。成績評価基準の透明化と学生への情報開示は、厳格、適正な成績評価の基礎であるという認識の下、各科目において成績評価基準の学生への事前提示と事前説明を実施している¹⁵⁹。事前提示は、シラバス記載による旨を義務化し、また授業開始時における口頭説明または文書による配付を推進している。

また、厳格な成績評価をなすために、その過程がオープンにされることが必要である。学生、他の教員からのチェックが加わることは、上述の公正さの確保だけでなく、適正さの確保にもつながり、学生にとって学修の目安を提示することになる。そこで、試験講評を公開している。とくに、専任教員の担当する法律基礎科目についてはその講評公開を義務づけている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

以下のような取り組みを行っている。まず、①出題に際しては、複数の教員が担当する科目について教員間で協議を行うのはもちろんのこと、単独の教員が担当する科目についても、問題の作成や採点にあたり関係する科目の教員と協議を行うなどして、恣意性の排除に努めている。次に、②試験答案の採点についても、出題と同様、協議をし、評価の厳格性・客観性を担保している。③試験実施後・採点後の説明については、試験講評を公開し、そのなかで出題の趣旨、採点基準等を明確にして、客観性を確保し、④成績評価基準の適用状況については、成績分布を講評の中で公表している。

これらを前提として、各教員はオフィスアワー等をとおして、学生の個別質問等に応じており、さらに、再試験制度による再評価の機会保障と、単位修得ができなかった者に対する異議申立手続を設け、適正な成績評価確保を図っている。

イ 成績評価の厳格性の検証

本研究科では、「教育方針」に基づいて各学年の教育目標を設定し、それを踏まえて、各学年における個々の授業科目について、その教育内容が決定され、また、定期試験等が実施されている。

成績評価の実施については、既に述べたように、科目内および科目間FDをとおした共同評価体制によりその内容が検討されている。各期の成績分布につい

¹⁵⁸ 【A3】2018年度学生便覧9頁参照。

¹⁵⁹ 【A5】「岡山大学大学院法務研究科規程」第12条。

ては、執行部で情報を共有し、成績評価の厳格性について、常に検証を行っている。事後的に、FD協議会においても、全科目の成績評価状況を確認して、問題点を検討している。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

定期試験の実施に際しては、科目内・科目間FDにおいて確認された法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて行われている。また、定期試験の実施の他、レポートや小テスト等においても、出題の趣旨や講評を示して、学生が各自の到達度や理解度をチェックできるよう、配慮している。定期試験の実施においては、複写式の解答用紙を用い、複写したものを学生が保有することにより、採点後の講評をより理解しやすいものとしている¹⁶⁰。

自学自修部分を試験範囲とするかどうかについては、個々の授業担当者が適宜に判断して学生に事前に伝えている。

エ 再試験等の実施

再試験は、既述のように、所定の要件を充たしたのものについてのみ実施している。平成29年度前期及び後期の再試験の実施状況は下記のとおりである。

【平成29年度前期】

授業科目名	対象者数	合格者数
憲法Ⅰ（統治）	2	1
民法Ⅰ	3	2
刑法	3	1

【平成29年度後期】

授業科目名	対象者数	合格者数
憲法Ⅱ（人権）	5	3
商法	3	2
民事訴訟法	4	2
刑事訴訟法	2	0

（4）特に力を入れている取り組み

本研究科ではプロセス評価を重視した成績評価を実施しているところ、プロセス評価については、その客観性をいかに担保するかが重要な課題となる。また、評価項目を多様に設け、また、基本的知識の定着具合を確認しながら

¹⁶⁰ 【A5】「期末試験の答案返却について」（平成26年3月11日教授会承認）、【A5】「平成26年度以降の期末試験の解答用紙とその返却方法について」（平成26年3月11日教授会承認）を参照。

客観的評価を実施できるものとして、小テストなども評価項目に含めるなどの対応をすることにより、プロセス評価における恣意性の排除に努めている。なお、出席点は採用していない。出欠の確認は無断欠席等での学生の授業態度を評価するため、欠席の確認を中心にしている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

定期試験等は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容及び学年ごとに設定された「教育方針」¹⁶¹を踏まえ、配当学年に相応しいものとなっており、また、成績評価基準の設定状況・事前開示の実施状況は、基本的に問題なく、厳格かつ公正な成績評価が行われていると評することができる。

成績評価にあたっては、プロセス評価を重視し、その客観性を担保するための方法も講じている。プロセス評価の割合、及び、絶対評価と相対評価の運用も適切であると評価できる。再試験についても厳格な運用がなされており、いわゆる救済制度とはなっていないと評価できる。

成績評価基準も適切に設定されており、その事前開示も問題ない。また、共同評価体制をとることにより、評価の恣意性の排除にも努めており、あらかじめ設定された成績評価基準に従って、厳格かつ客観性のある成績評価が実施されていると言える。

3 自己評定

A 成績評価基準は、すべての科目について厳格で適切なものであり、すべての科目について学生への事前開示が徹底し、成績評価が厳格に実施されている。

4 改善計画

本研究科では、プロセス評価を重視し、また、その客観性を担保するため、多様な評価項目を設定している。これらのうち、授業態度については、プロセス評価の重要な要素であるものの、客観性の担保の難しい要素でもある。授業態度の評価のあり方については、今後とも検討していきたい。

また、プロセス評価の重視が、小テストやレポートの過度の負担をもたらし、学生の自学自修を阻害するものとならないよう、常に検証していく必要がある。小テストの実施日やレポートの提出期限をいつに設定するかは、各教員の判断に委ねられている。これまでのFD協議会でも、小テストの実施日等について、小テスト期間を設けるなど、組織的対応のあり方について議論してきたが、未

¹⁶¹ 【A3】2018年度学生便覧30頁，31頁参照。

だ妙案の浮かばないところである。今後とも検討を続ける必要があると考えている。

このほか、法学未修者を主体とする法科大学院では、入学者の均質性の確保が難しい法学未修者に対する各学年の教育目標と評価基準のあり方について、常に検証が必要である。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，及び，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならないが，100単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

(1) 修了認定基準

修了は，必要な在学期間を満たしていることのほか，いわゆる単位積み上げ方式により，法学未修者コースの学生は計97単位以上，法学既修者コースの学生は計63単位以上の修得により認定される。それ以外に特別の修了要件は設けていない¹⁶²。5-1において述べたとおり，必修・選択必修科目の単位数を交えた修了要件は下記の表のとおりである（修了要件を満たすためには，「B実務基礎科目群」「C基礎法学・隣接科目群」「D展開・先端科目群」のうちから合計で33単位以上を修得しなければならない。また，「C基礎法学・隣接科目群」のうちから4単位以上を修得し，かつ「D展開・先端科目群」のうち，「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから4単位以上を修得しなければならない¹⁶³）。

	3年標準型	2年短縮型
「A法律基本科目群」のうち必修科目	60単位 (AⅠ科目及び AⅡ科目)	26単位 (AⅡ科目)
「A法律基本科目群」のうち選択必修科目	2単位	2単位
「B実務基礎科目群」のうち必修科目	8単位	8単位
「B実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3単位	3単位
その他の科目	24単位以上	24単位以上
合計	97単位以上	63単位以上

¹⁶² 【A5】「岡山大学大学院法務研究科規程」第19条。「岡山大学大学院学則」第28条，第36条の5も参照。

¹⁶³ 【A3】2018年度学生便覧5頁参照。

なお、平成 23 年度入学生から平成 27 年度入学生までは下記のとおりであった。（年度について、要確認—前回）

	3 年標準型	2 年短縮型
「A 法律基本科目群」のうち必修科目	62 単位 (A I 科目及び A II 科目)	26 単位 (A II 科目)
「A 法律基本科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位
「B 実務基礎科目群」のうち必修科目	11 単位	11 単位
「B 実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3 単位	3 単位
その他の科目	24 単位以上	24 単位以上
合 計	102 単位以上	66 単位以上

進級要件は、法学未修者コースの 1 年次から 2 年次への進級についてのみ定めている。進級要件は、「1 年次に修得しなければならない必修科目 A I 科目群（法律基本科目の基礎科目）34 単位のうち 26 単位以上を修得していること」である。なお、平成 22 年度から平成 27 年度までの進級要件は、「1 年次に修得しなければならない必修科目 36 単位のうち 28 単位以上を修得していること」であった。

進級できなかった者は、単位を修得できなかった科目についてのみ翌年度に再履修をする。進級要件は、単位積み上げ方式による修了要件に何らかの影響を及ぼすものではない。なお、進級の可否の判断は、本研究科教授会規程第 3 条第 1 項第 5 号に従い、教授会で行う。また、平成 19 年度前期より、進級認定に対する異議申立手続も設けている¹⁶⁴。

（2）修了認定の体制・手続

修了認定は、本研究科教授会規程第 3 条第 1 項第 5 号に従い、教授会で行う。まず、成績評価の異議申立期間の終了・成績確定後、教務委員会で修了認定案を作成する。その後、修了認定予定者の発表、修了認定に対する異議申立手続（8-3 参照）を経て、教授会に修了認定案が提出される。

進級認定も、本研究科教授会規程第 3 条第 1 項第 5 号に従い、教授会で行う。まず、成績評価の異議申立期間の終了・成績確定後、教務委員会で進級認定案を作成する。その後、進級認定予定者の発表、進級認定に対する異議申立手続（8-3 参照）を経て、教授会に進級認定案が提出される

（3）修了認定基準の開示

¹⁶⁴ 【A5】「進級認定に対する異議申立手続に関する内規」（平成 19 年 6 月 20 日法務研究科教授会承認）参照。

修了認定基準は、学生便覧等に記載されている¹⁶⁵。進級認定基準も学生便覧に記載されている¹⁶⁶。学生便覧はホームページにも掲載しているため、それを通じてこれらの基準を知ることが可能である。

修了認定基準については、この他、ガイドブックにおいて、入学予定者に対しても開示されている。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

平成 29 年度前期および平成 29 年度後期の修了認定の実施状況は下記のとおりである。

まず、平成 29 年度前期については、当該学期において修了要件を満たす単位修得ができれば修了できる学生が 3 名おり、全員の修了が認定された。

次に、平成 29 年度後期は、修了認定の対象者が 19 名いたが、内 5 名は修了することができなかった。なお、前期修了については、当該学期において修了要件を満たす単位修得ができれば修了できる学生のみを修了認定の対象としているが、後期については、最終学年の者全員が修了認定の対象となる。それゆえ、後期については、修了認定されなかった理由は、後期開講の必修科目の単位を修得できなかっただけでなく、前期に修得すべき単位を取得していない者、休学中の者も含まれる。

本研究科では、在学年数と単位積み上げ方式による単位修得数を充足すれば修了要件を満たすため、修了要件を満たしたにもかかわらず教授会において修了が認定されないということは、制度上あり得ない。

未修者・既修者の別で見ると、未修者は対象者数 19 名に対し 13 名が修了認定されている。他方、既修者は、対象者数 6 名に対し 4 名が修了認定されている。

修了認定者の修得単位数の最多、最小、平均は以下のとおりである。

	法学未修者コース (13 名)	法学既修者コース (4 名)
最多	109	67
最小	105	67
平均	106.8	67

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については、科目内または科

¹⁶⁵ 【A3】 2018 年度学生便覧 5 頁参照。

¹⁶⁶ 【A3】 2018 年度学生便覧 6 頁参照。

目間のFDにより協議・調整されており、修了認定においてこれを独自に評価する仕組みは設けていない。

(5) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

修了認定の体制および手続は設定されており、また、修了認定基準についても、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた適切なものであり、その基準についても、ガイドブック、学生便覧等で適切に開示されている。修了認定基準の設定、修了認定の体制・手続の整備とその実施のいずれについても、全く問題はない。

3 自己評価

A 修了認定の基準・体制・手続の設定、修了認定基準の開示のいずれも非常に適切であり、修了認定が適切に実施されている。

4 改善計画

特になし。

8-3 意義申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

期末試験については、教員による解説・講評の制度を設けている。科目によっては、時間を設けて受講生全員を対象とした解説を行っているものもあるが、その有無にかかわらず、学生は個別に教員に対して試験の講評を求めることができる。教員は、オフィスアワー等を利用して対応している。

本研究科では、試験講評を前提にして、適正な成績評価確保のために、再試験制度と異議申立手続を設けている。異議申立手続は、「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」により規定されている。本研究科の学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、教務委員会が、その都度、定め、掲示する。異議の申し立ては、異議理由を記載して、所定の様式を記載した書面を法務研究科教務担当に提出する。異議は、1科目につき1回のみ申し立てることができる。その際、学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。異議が申し立てられた場合には、教務委員長は、当該担当教員の意見を聴取し、異議が明らかな誤解などによる場合には却下できるが、学生が納得しない場合に異議審査手続に移行する。却下の場合以外は、すべて異議審査手続に移行する。異議審査手続は、異議審査委員会により実施される。審査委員会は、教務委員会により選出された2名の審査委員により構成される。

異議審査は、当該教員の説明及び学生の意見を聞いたうえで、両者に対する口頭での尋問により審査する。審査期日は、1回のみとする。異議審査の結果について、審査委員は、審査報告書を作成し、研究科長及び教務委員会に提出し、研究科長及び教務委員会の承認を受けるものとする。審査結果は、研究科長及び教務委員会の承認を得た場合には、該当教員及び学生に報告書の写しを送付するものとする。異議が認容された場合には、直ちに当該教員及び法務研究科教務担当は、成績変更手続をとる。

異議の棄却に対して、学生は、再審査の請求をなすことはできない。

このように、異議申立手続は適切に整備されている。申し立て件数は、これまでのところ1件を数えるのみである（なお、この他に1件、申し立てがあったが、本人との事前面談の結果、誤解があったということで取下げがなされている）。

イ 異議申立手続の学生への周知等

異議申立手続が存在することについては、学生便覧¹⁶⁷などを通して学生に周知されており、日程についても事前掲示により周知が図られている。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

修了認定は、在学期間と修得単位の積み上げによるため、成績評価に対する異議申立手続のほかに、修了認定に対する異議申立手続を独立に設ける意義に乏しい。しかし、在学期間や修得単位の計算において事務的な過誤が発生する可能性が皆無とも言えないことから、平成19年度前期より、修了認定に対する異議申立手続も設けている。「修了認定に対する異議申立手続に関する内規」（平成19年6月20日法務研究科教授会承認）に従う。異議の理由は、修了要件単位の集計等、事務的処理に関するものに限られる（内規第3条2号）。

異議の理由が事務处理的なものに限られることから、異議申立期日は一日で足りることとし、教務委員会での修了認定案確定・学生への発表後、修了認定の教授会までの一日をあてる。異議申立があった場合、教務委員長・法務研究科教務担当が調査し、正当な理由があった場合には教授会前に教務委員会で承認する。教授会に提出される修了認定案は修正したものとなる。なお、原因究明には時間がかかる場合も想定されるため、審査報告書は教務委員長が速やかに作成することとし、研究科長に送付した後、直近の教授会において報告することとしている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

修了認定に対する異議申し立ては、どの学生にとっても修了間際の時期においてのみ問題となる。そこで、学生便覧への記載などではなく、期末試験にかかる日程のお知らせ・注意事項の中に、修了認定についての異議申立期日も含ませている。学生がもっとも関心を寄せる時期の掲示物において具体的な期日等を周知している。

これまでのところ、修了認定における異議申立は皆無である。

(3) 特に力を入れている取り組み

異議申立制度は学生の権利であるが、異議申立に至る前段階、すなわち、期末試験の解説や答案講評などを通して学生が成績評価に納得できるよう、きめ細かな対応をとっている。

¹⁶⁷ 【A3】2018年度学生便覧10頁参照。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

異議申立制度は整備されており，また，学生にも周知されている。現在までのところ，成績評価における異議申立は1件を数えるのみであり，異議申立に至る前段階での対応も含め，適切に実施されている。

3 自己評定

A 成績評価及び修了認定の説明や異議申立手続の整備，学生への周知等いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

（1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

（ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本研究科は、高度専門職業人たる法曹養成を目的に、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を設置理念とし¹⁶⁸、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目指して、これまで法曹養成教育に取り組んできた。さらに、平成24年12月には、本研究科の教育理念の一層の実現を目指して、本研究科の附属機関としてOATCを設立し、地域の自治体、医療機関・福祉機関、企業等と連携しながら、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」に貢献する法科大学院として、組織内弁護士の養成を中心とした地域に有為な法律人材の輩出と法曹のリカレント教育にも積極的に取り組んできた。守られるべき個人の尊厳、個人の権利を擁護できるのは、社会的弱者にとことん寄り添うことのできる心豊かな法律家だけなのであり、実践的法運用能力や職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念、それらを支える教養と深い洞察力、ならびに、地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力などを涵養することが必要であると考えている。

本研究科における教育の基本方針は、ホームページ「研究科紹介」欄において、「岡山大学大学院法務研究科の教育における3つの方針（ポリシー）」¹⁶⁹として、「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」として、具体的に明記されている。これらを集約すれば、本研究科の教育の方針は、第一に、「地域に奉仕し、地域に根ざした」、「司法過疎地域や社

¹⁶⁸ 【A2】2019年度ガイドブック1頁参照。

¹⁶⁹ <http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/policy.html>

会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな」法曹としての使命と責任を自覚させること、第二に、「職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念」を涵養することに求められる。

日弁連法務研究財団が示す「2つのマインド（法律専門職責任）」に関連する事項として、本研究科では、学生及び受験生に対し、本研究科が求める人材像をアドミッション・ポリシーの形で提示している¹⁷⁰。すなわち、a 社会問題への幅広い関心を持つ人、b 倫理観・正義感を持つ人、c 論理的思考力を持つ人、d コミュニケーション能力を持つ人こそが、まさに本研究科が求める人材であり、本研究科が養成しようとする法曹に求められる素養・能力として、本研究科入学段階から在学中、そして修了後を経て、一貫して変わらない普遍的価値であると考えている。

このうち、「a 社会問題への幅広い関心を持つ人」とは、社会の現状や社会的問題に幅広い関心を持ち、その解決に力を尽くそうとする姿勢・能力（問題解決能力）、未知の事柄について知的好奇心を持ち、自ら調査し探求する態度・能力（事実調査・事実認定能力）を有する人をいう。「b 倫理観・正義感を持つ人」とは、「社会生活上の医師」とも言われる法曹には、単に紛争を解決し、予防するだけでなく、倫理的にも社会的に妥当な判断が求められるとの認識のもと、本研究科はその基礎となる倫理観・社会的正義感を持つ人を受け入れようとしている。「c 論理的思考力を持つ人」とは、法曹に必要なとされる、問題を法的に整理し論理的に理由付ける能力（法的知識、法的分析・推論能力）と論理的思考力を有する人をいう。「d コミュニケーション能力を持つ人」とは、法曹としての活動はコミュニケーションを基礎にはじめて適切に行いいうとの認識のもと、他者の置かれている状況を理解し、その気持ちを汲んだ上で、自分の考えを明確に表現できるなど、対話による適切な問題解決を行う能力（法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）のある人をいう。

これら a から d は、法曹としての使命・責任感を涵養し、また法曹としての高い倫理観を会得することによってはじめて意味を有するものであり、日弁連法務研究財団が示す「2つのマインド」と合致するものといえる。

また、本研究科では、「法曹に必要なマインド」を前提にして求められる法曹のスキル（具体的能力）に関するものとして、①体系的法理論と専門的知識の習得、②法律の実践的運用能力、③新しい法分野に対する適応能力、④職業法曹人にふさわしい倫理観や人権感覚・社会的正義観念、⑤倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力、⑥問題発見、事案の解決能力、⑦地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力（地方における経済活動・公共的活動・司法の実態を踏まえ、その健全な自律的發展に資する理解力・批判力）の7点（教育方針）を設定している¹⁷¹。これらのスキルは、日弁連法務研究財団の示す「法曹

¹⁷⁰ ホームページ (<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/policy.html>) や【A7】2019年度学生募集要項など参照。

¹⁷¹ 【A3】2018年度学生便覧3頁参照。

に必要な7つのスキル(法律専門職能力)」と大筋において異なるところはない。すなわち、「7つのスキル」が示す、(1) 問題解決能力は、上記④や⑥、(2) 法的知識には、上記①や⑤、(3) 事実調査・事実認定能力には上記②、(4) 法的分析・推論能力には上記②、(5) 創造的・批判的検討能力には上記③や⑦、(6) 法的議論・表現・説得能力には上記②や⑦、(7) コミュニケーション能力には上記②が対応する。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

「2つのマインド」に関わるアドミッション・ポリシーに示された上記 a ないし d、あるいは「7つのスキル」に関わる上記①ないし⑦は、教務委員会、教授会の議論を経て決定されたものである¹⁷²。これら項目自体の正当性や合理性は既に自明のものとして設定されており、これらの基本方針に依拠してカリキュラム改訂や成績評価のあり方などが教授会及びFD協議会において議論されることになる。また、ホームページ、ガイドブック、学生募集要項等の改訂作業においても、これら項目が指針の役割を果たしており、そのような作業を通して、本研究科の基本方針に対する意識の共通化が図られることになる。

さらに、本研究科の特色の一つである実務実習教育への研究者教員の参加、演習科目における実務家専任教員と研究者教員との協働授業体制は、「理論と実務の架橋」を強く意識した授業運営を行うための教育体制であるが、これも「法曹に必要なマインド・スキル」修得の実質化を図るための方策といえる。すなわち、単に小手先、近視眼的な法解釈や、また、現実から乖離した理論倒れの法解釈を学生に教授することのないよう、実務家教員と研究者教員が綿密に連携を取りつつ授業運営を実施することで、学生がどのような法曹として育て欲しいか、教員相互で検討し、確認することができるのである。

さらに、毎年3月に開催される実務実習科目履修認証判定においては、実務家教員及び訴訟法担当の研究者教員が協議し(実務実習科目履修認証判定委員会)、「法曹に必要なマインド・スキル」に依拠しながら履修認証判定を行う他、特に法曹倫理に関して、若手法曹が注意すべき点についてベテラン実務家教員がおりにふれ指導を行い、法曹としての使命感や責任感、倫理の涵養を促している。

(ウ) 科目への展開

本研究科において、「法曹に必要なマインド・スキル」は、すべての科目において達成すべき目標であると考えており、各教員は、常にこのことを意識して法曹養成教育に当たっている。本研究科が設定する各科目において求められる水準を総体として示すと、「体系的法理論と専門的知識の習得とともに、実践的法運用能力や職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念、

¹⁷² 【A66】特にアドミッション・ポリシー4項目は、平成17年度の学生募集要項から明記された。

それらを支える教養と深い洞察力，ならびに，地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力」ということになる¹⁷³。この水準を達成するため，すべての科目において指針となっている上述の「a 社会問題への幅広い関心」ないし「d コミュニケーション能力」の涵養が目指されているが，とりわけ，実務系科目を例にとると，下記のように各科目に展開，反映されている。

a 社会問題への幅広い関心

社会の現状や問題に幅広い関心をもつためには，実際に実務に携わっている実務家法曹から話を聞くことが最良の方法である。このような観点から，法学未修者1年次に開講される「法解釈入門」では，法解釈という営みを具体的に生起する社会問題との関連で捉える視点を涵養するよう，具体的事案を素材として授業を構成するなどの工夫を凝らしている。また，展開・先端科目群の「企業法務」では，実際に企業法務を取り扱っている弁護士が企業法務の最先端の議論を実際の経験を踏まえて講義している。

このほか，年度初めのオリエンテーション時に附設法律事務所の弁護士による講演会を開催し，このほか，適宜，外部講師による講演会を企画するなどして，法曹へのモチベーションを高めるとともに，法を取り巻く社会問題への関心を高めるよう配慮している。さらに，事実調査・事実認定能力については，上記「法解釈入門」において，法情報基礎に関する部分（法令，判例，学説等の探索・整理・分析の技法），基本書の読み方，判例の読み方，条文の押さえ方など，実務における法解釈のあり方という視点を踏まえて，これらの能力を涵養するよう努めている。なお，この「法解釈入門」を通じての試みは，法学未修者教育の充実に向けた実践例として，中央教育審議会法科大学院特別委員会第52回における配付資料でも紹介されている¹⁷⁴。

なお，「社会問題への関心」に目を向けさせるための試みは，実務系科目だけでなく，他の理論科目においても意識され，授業展開されていることは言うまでもない。

b 倫理観・正義感

本研究科は，前記のとおり，「地域に奉仕し，地域に根ざした法曹養成」を設置理念とし掲げており，そのために，地域の実情を見据えたうえで，倫理観，人権感覚，社会的正義観念の滋養を主要な教育目標とし，従来の大学教育で欠けていたところの，人間として「信頼」に足りうる，「社会的弱者にとことん寄り添うことのできる，心豊かな」人材の育成を行う。そのためのカリキュラム

¹⁷³ <http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/prospective/policy.html>. 「研究科紹介」における「カリキュラムポリシー」参照。

¹⁷⁴ 中央教育審議会法科大学院特別委員会第52回配付資料2-2「法学未修者教育の充実に向けたその他の実践例」9頁参照。URLは下記のとおり。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2013/02/01/1329229_3.pdf

として、実務基礎科目において、(i)「法曹倫理」を2単位必修としている。しかし、これだけでは不十分である。それゆえ、(ii)基礎法学・隣接科目により、その歴史的・比較的視点を学ばせ、さらに(iii)「ローヤリング・クリニック」や「模擬裁判・エクスターンシップ」で、実践的な倫理教育を施す。また、「無料法律相談」を定期的に開催し、プロボノ活動への意識を滋養している。また、(iv)カリキュラムとは別に適宜開催している講演会も、法曹に求められる倫理観の育成という観点から重要な機会であると位置づけている。これらを有機的に関連させながら、人間としての「信頼」に足りうる法曹育成を目指している。

c 論理的思考力

法曹には問題を法的に整理し論理的に理由付ける能力が必要とされ(法的知識、法的分析・推論能力)、論理的思考力を有することが求められるところ、民事・刑事の裁判実務全般について、民事及び刑事の基本科目との有機的な関連性に配慮しつつ、基本的な知識の習得と実務に即した理論の理解が教育目標の中心となる。そこで、本研究科は、そのために必要なカリキュラムとして、「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」を必修科目とし(各2単位)、さらに、「要件事実・民事法演習」(2単位)を選択科目として配置している。さらに、「クリニック」、「エクスターンシップ」の効率的かつ有効な実践のために、岡山大学内に附設法律事務所を設置する一方で、これらに先行して「ローヤリング」、「模擬裁判」を配置することにより、シミュレーションと実践とを組み合わせた科目設定を行うことで、法的分析・事実認定能力の育成を補完している。また、「法解釈入門」においても、事案を解析し問題点を抽出し法解釈を加えて法を適用する、という法的三段論法の基本構造をしっかりと身につけさせるとともに、実務における法解釈という視点を重視しつつ、実務家として必要な条文解釈能力、文章表現力を身につけさせるように努めている。

d コミュニケーション能力

法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の修得については、演習科目等の通常の双方向性、多方向性の授業により、この能力の育成を考えている。特に、実務実習科目で意識的に育成実施をはかっている。例えば、「民事訴訟実務」では、法廷教室で模擬尋問を実施している。さらに、選択必修科目として「模擬裁判・エクスターンシップ」では、実務で使用する書面の起案を行っている。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本研究科が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」として前提とされるのは、平成22年9月に公表された「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」（以下、「第二次案修正案」あるいは単に「修正案」という。）である。「第二次案修正案」は、法科大学院版の学修指導要領ともいえることから、これが公表された後の教授会及びFD協議会において、授業実施の際には、「修正案」に留意しつつ、本研究科の授業を行い、あるいは教材作成にあたるのが教員間で確認された。その際、本研究科の「教育における3つの方針（ポリシー）」の踏まえ、年次ごとの到達目標に留意しつつ、各法系において、本研究科のカリキュラムに即した内容・水準を設定することも確認されている。「最低限修得すべき内容」は、総体としては、「2つのマインド、7つのスキル」、あるいは本研究科が志向するアドミッション・ポリシーに列挙した4項目、あるいは学生便覧に示された「カリキュラム編成における教育方針」7項目、同じく学生便覧に示された別表①「教育方針」¹⁷⁵に合致するものである。

もともと、「修正案」自体は、もともと、科目ごとに法科大学院で解説すべき最低限の諸項目と解説指針が列挙されているに過ぎず、また、その多くが、その後の法改正に対応しないものになっている。本研究科では、第4分野で言及したように、教育分野ごとに開かれる科目内FD及び科目間FDにおいて、本研究科として学生に求める学修内容及び水準について絶えず見直しを行っているところである¹⁷⁶。

（イ）本法科大学院による検討・検証等

上記の「学生が最低限習得すべき内容」の設定にあたっては、上述した科目内FD、科目間FDにおいて検討し、共通化を図っている。

本研究科において法曹に求められる最低限修得すべき内容の輪郭が固まっていた経緯は、平成21年6月から同年9月にかけて部内に設置された「カリキュラム改革ワーキンググループ（WG）」内での検討¹⁷⁷、文部科学省「専門職大学院等における高度職業人養成教育推進プログラム」の支援を受けて開催したシンポジウム「地方法科大学院における教育連携のあり方」（平成21年3月21日開催）及び同「コア・カリキュラムとモデル授業」（平成22年2月27日開催）に求められる。カリキュラム改革WGでは、特に、未修者教育の充実を図るため、従来のカリキュラムを根本的に見直し、全体の総単位数、展開先端科目等の問題点の洗い出し、進級要件の改定等の検討を行った。また、前記2つのシンポジウムでは、教育の質を高める方策、協働FD体制の構築方法、厳格な成績評価方法、共通的到達目標第一次案を前提とした授業のあり方などを検討し、教員

¹⁷⁵ 【A3】2018年度学生便覧30頁，31頁

¹⁷⁶ 【A16】授業の概要、学習目的、到達目標、授業計画などは、シラバスにおいて毎年詳細に学生に提示されている。

¹⁷⁷ 平成21年6月から同年9月にかけて公法系、民法系、刑事系及び選択科目系の代表教員が集まり、5回にわたって検討会を行った。

間で法曹に必要とされるマインド・スキルの内容につき、共有化を図った。このような検討や検証を踏まえて、本研究科では、「カリキュラム編成における教育方針」を決め、平成 22 年度から新カリキュラムを編成するに至った。前回認証評価後の平成 27 年度カリキュラム改正においても、こうした経緯を踏まえ、本研究科における「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を検証しつつ、科目の新設・改廃を行ったところである。

(ウ) 科目への展開

(イ) で述べたような検討、検証を踏まえ、本研究科では、その教育目標である「理論と実務の架橋」を強く意識したカリキュラムを擁し、そのカリキュラムの実践には、研究者と実務専門家の協働はもちろん、さらに法律専門家以外の専門家にも協力を仰いでいる。なぜなら、法的紛争の解決という視点からすれば、現実の紛争は法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており、法的解決だけでなく、他の解決案も要請されているからである。そこで、学生を法曹として養成していくためには、法的思考のみならず、総合的判断能力を育成することが不可欠だという認識の下、本研究科では、従来、①「専門家によるネットワーク・セミナー」、②「附設法律事務所」、③「IT 教育ツール」を活用した教育システムの構築を考えてきた。その主眼である臨床教育では、「専門家のネットワーク」と「附設法律事務所」を活用した教育システム、すなわち、シミュレーション教育、実務実習教育、及び実務報告会とネットワーク・セミナーでの理論教育による法曹教育システムの構築が実施されてきた。その中核を担うのが、「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」である。

これらの授業では、内容に応じて研究者教員、広義の実務家（法律実務家以外の者）など、多様な講師が参加して授業を運営している。その概要をいくつかの科目を例にとって示すと以下のようなになる。

「ローヤリング・クリニック」では、現実の法律相談に携わる経験は、法曹としての将来の活動内容につき具体的イメージを与え、勉学のモチベーションともなり、他の科目における理解の深化にも大いに役立つということを前提にしている。そして、附設法律事務所を中心とする岡山弁護士会所属弁護士による幅広い協力を得ながら、現実の多様な事件に携わる臨床経験を持たせ、現実の案件を解決に導く思考能力及び実務能力の養成を目指す。

「模擬裁判・エクスターンシップ」は、弁護士、裁判官、検察官の役割を疑似体験すること、及び法曹が関与する現場を実際に体験することにより、法曹としての将来の活動内容について具体的イメージをつかむことを目的とする。そして、民事、刑事手続に関する理論書や判例の理解はもちろん、他の科目に対する理解を深め、授業を通じて断片的に学んだ手続法の知識を、具体的事件を通して全体的な裁判手続の流れとして認識させ、実務科目の総括とする。さ

らに、模擬裁判における法曹三者役の体験と、法律事務所等における現場体験を通して、実務家法曹に求められる思考能力及び実務能力を養成する。それには実務家教員のみならず、研究者教員も模擬裁判に関与する。

「要件事実・民事法演習」は、要件事実、民法、民訴法等の基礎知識を前提に、これらの知識を実際の紛争に応用し、紛争解決に導いていくのが法曹の職務であること、また演習では、要件事実論を接点として、実体法と手続法相互の有機的結びつきを考察し、これにより両法の理解をより一層深めることを目的とする。

これらは実務科目系における展開であるが、理論科目系においても、既に述べたように、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を前提とした授業展開がなされている。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

「入学者選抜」について、とりわけ、「面接・書類審査」において、「志望動機の明確さ及び、本学入学者受入方針にかなう人物かどうか」¹⁷⁸をみている。そして、すべての受験者を対象とする面接試験では、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき、客観的かつ厳格な評価を行っている。志望理由書には、「なぜ法曹を志望し、そのためになぜ本研究科の入学を希望するのかを、具体的に記入してください」¹⁷⁹、「社会人は、特にこれまでの自己の社会的経験、社会的活動、これまでに取得した各種資格等が法曹にどのように関連し、また法曹としてそれらをどのように活かせるのかを、具体的に記入してください」¹⁸⁰と指示している。

「カリキュラム」について、本研究科は、「法曹に必要なマインド・スキル」はすべての科目において達成すべき目標であると考えており、常にこれを意識しつつカリキュラム編成を行っており、具体的には第5分野及び本分野の(1)に記載のとおりである。とりわけ、岡山大学法科大学院では、設置の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、理論と実務の架橋を強く意識した教育を目指しており、その目的達成のため、とりわけ臨床法学教育の充実を特色としている。本研究科は、ローヤリング・クリニック、模擬裁判及びエクスターンシップのすべてを開講し、その充実に努めているところである。

「授業」について、公表されているシラバスにおいて、学生に「授業の概要」、「学習目的」を告知するとともに、演習では研究者教員と実務家教員との協働実施態勢を取り入れるなど、「法曹に必要なマインド・スキル」について周知徹底を図るようにしている。また、後記のとおり、FDや岡山弁護士会会員弁護士の授業参観制度を取り入れ、様々な方法で、検討・検証を行えるようにしてい

¹⁷⁸ 【A7】 たとえば2019年度学生募集要項4頁参照。

¹⁷⁹ 【A7】 たとえば2019年度学生募集要項12頁参照。

¹⁸⁰ 【A7】 たとえば2019年度学生募集要項12頁参照。

る。

「成績評価・修了認定」において、第8分野に記載されたとおりである。実務実習科目においては、合否判定により成績判定を行っているが、客観性を担保するため、複数の担当教員によるチェックがなされ、また、「模擬裁判・エクスターンシップ」において、エクスターンシップ担当の各指導担当弁護士の個別の判定を基礎に模擬裁判の判定を加え、総合判断を実施している。

「教育体制」については、第3分野に記載したとおりである。とりわけ、本研究科では、「法曹に必要なマインド・スキル」の育成を重視し、5名の実務家専任教員（検察官経験者1名）、また、客員教授として裁判官経験者と検察官経験者をバランスよく配置し、さらに、地元岡山弁護士会等の協力の下に多数の非常勤講師を配置している。

「FD」については、第4分野に記載のとおりである。従前より、岡山弁護士会法科大学院支援委員会と連携して、岡山弁護士会所属の弁護士による授業参観と、それを踏まえた専任教員との意見交換会を実施し、理論と実務の両面から授業の実施方法等を検証する仕組みを構築してきた。加えて、平成28年7月に締結した九州大学法科大学院との教育連携協定に基づき、平成29年度より、法律基本科目の相互的な改善に向けた取り組みを内容とする大学間FDを実施し、より多角的な視点から教育内容・教育方法の改善に取り組んでいる。

「学習環境」については、第7分野に記載したとおりである。本研究科において、特筆すべきは、実務科目を通して、学生が多くの方の非常勤講師である岡山弁護士会所属の弁護士と交流でき、また、現在、岡山弁護士会所属の本研究科出身のOB弁護士が約80名おり、OB組織を通しての交流も盛んである。

最後に、法科大学院全体としての「自己改革」については、第1分野に記載したとおりである。本研究科では、研究科長及び2名の副研究科長で構成される執行部がFD委員会を構成し、教務委員長、入試委員長、学生委員長を副研究科長が兼務する体制をとっていることから、執行部とFD委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会が緊密に連携をとりながら自己改革に向けた課題に迅速に対応できる仕組みが構築されている。また、大学本部執行部とも、常に課題を共有し、解決に向けた方策を検討できる関係が構築されている。そのうえで、法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキルを学生に修得させることができているかどうかを、授業評価アンケートに代表される学生アンケートのほか、全在学生との定期的な個別面談、授業参観後やそれを踏まえた意見交換などをおして随時把握し、改革に向けた課題をFD活動や上記の委員会にフィードバックできるようにしている。

法曹養成状況の達成状況については、平成29年は合格者9名（合格率18.0%）、平成28年は合格者11名（18.0%）、平成27年は合格者12名（合格率18.5%）、平成26年は合格者13名（合格率18.1%）、平成25年は合格者17名（合格率24.3%）である。特に平成29年3月卒業の既修者と平成28年3月卒業の既修

者は全員司法試験に合格している。

(3) 特に力を入れている取り組み

本研究科が特に力を入れている取り組みとしては、設置の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、理論と実務の架橋を強く意識した教育を目指しており、その目的達成のため、とりわけ臨床法学教育の充実を意識していることがあげられる。臨床法学教育の科目としては、ローヤリング・クリニックなどの依頼人サービス型、模擬裁判などの技能シミュレーション型、法律事務所での法律業務の実習などのエクスターンシップ型などに分類されるが、本研究科では、ローヤリング・クリニック、模擬裁判及びエクスターンシップのすべてを開講のうえ、「ローヤリング・クリニック」または「模擬裁判・エクスターンシップ」を選択必修科目とし、その研究・充実に努めている。ローヤリング・クリニック、エクスターンシップには、岡山弁護士会所属の多くのベテラン弁護士が担当・指導する体制がとられている。

(4) その他

平成24年12月に岡山大学大学院法務研究科附属弁護士研修センター(OATC)を開設した。OATCが主催する弁護士研修セミナーや研究会は、本研究科出身の弁護士の他、本研究科の学生も参加可能である。自分の先輩であるOB・OG弁護士らとの交流を通じて、本研究科の学生は、法曹として必要なマインド・スキルを修得することができる。

2 点検・評価

本研究科は、「法曹に必要なマインド・スキル」を適切に設定しており、日弁連法務研究財団の示す「法曹に必要なマインド・スキル」と大筋において異なるところはない。また、カリキュラムポリシーに基づき編成されたカリキュラムを実施することにより、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的法運用能力を備えた人材の育成の体制も整っており、「法曹に必要なマインド・スキル」を実現するための科目配置も適正になされている。

また、本研究科の設定する「法曹に必要なマインド・スキル」は、上記のとおり、入学者選抜から成績評価・修了認定までの過程全体において組織的に適切に実施され、機能しているといえる。

本研究科は、開校時から、設置の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、理論と実務の架橋を強く意識した教育を目指しており、臨床法学教育の充実が特色となっている。これらの科目において、学生は多くの非常勤講師である岡山弁護士会所属の弁護士と交流でき、また、現在、岡山弁護士会所属の本研究科出身のOB弁護士が約80名おり、OB組織を通して

の交流も盛んである。本研究科の学生は、弁護士をはじめ、裁判官・検察官などの実務家法曹と現実に触れ合う環境の下で、自然と「法曹に必要なマインド・スキル」を身につけていくことが可能である。

3 自己評定

A 法曹養成教育への取り組みが、非常に良好に機能している。

4 改善計画

法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が適切に実施されているかどうかについて、今後も引き続き、学生アンケート、定期的な個別面談、FD活動などをおして組織的に課題を把握するとともに、他大学との教育連携、地元弁護士会との連携を踏まえ、検証していきたい。

■憲法分野

科目分野毎に, 下記の項目ア~ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>(1) 憲法Ⅰ(統治)及び憲法Ⅱ(人権) 未修1年次を対象とする。憲法Ⅰ(統治)は憲法総論及び統治機構を扱い, 憲法Ⅱ(人権)は基本的人権を扱う。基礎知識を体系的に修得するにとどまらず, 判例及び学説の基礎的内容を精確に理解し説明できるようにすることを目標とする。授業内容については, 学生が理解しやすい事項から取り上げる方がよいという配慮から, 基礎事項, 重要論点及び典型事例を中心に選択するなどの工夫をしている。</p> <p>(2) 人権演習 未修2年次及び既修1年次を対象とする。人権解釈が争われる事例に含まれる重要な諸問題について憲法判断の手法を踏まえて検討することを通じて, 憲法上の争点提起, 憲法の解釈適用及び救済のあり方に関する法的推論を展開, 表現できるようにすることを目標とする。授業内容については, ①人権解釈の論証形式を踏まえて検討する, ②憲法上の争点提起から憲法判断を経て司法的救済へと至る過程を設定して, 憲法訴訟論と人権の実体的解釈論を関連付けるなどの工夫をしている。</p> <p>(3) 憲法演習(平成27年度以前入学者用は公法訴訟演習) 未修3年次及び既修2年次を対象とする。研究者教員と実務家教員が分担する。事例研究を通じて, 現実の紛争から生起する諸問題を綿密に分析, 検討できるようにすることを目標とする。授業内容については, 人権演習を踏まえて, 担当教員が協議して, 応用的及び先端的な憲法問題や憲法と行政法その他の実定法とが交錯する問題を含む事例を中心に選定するなどの工夫をしている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>(1) 全ての授業について, 毎回, 学生が能動的かつ効率的に予習できるように, 授業レジュメ及び予習用教材を事前に配付している。予習用教材は, 科目の特性に応じて, ①確認問題(基礎知識を確認するための短答式問題), ②基礎課題(授業内容に関する法理や判例, 学説等の内容に関する基礎的理解を問うもの), ③事例課題などから構成される。</p>

	<p>(2) 憲法Ⅰ（統治）及び憲法Ⅱ（人権） 質問や対話という双方向性を組み込んだ講義形態をとる。</p> <p>(3) 人権演習及び憲法演習 事例課題の検討を中心として、予習を前提に、事例解決のための解釈構成を問い、関連質問と応答を重ねる、場合によっては他の学生に発言を求めることによって、双方向・多方向の授業形態をとる。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>(1) 全ての授業科目において短答式の間接試験を実施して、基礎知識の理解度を確認している。</p> <p>(2) 憲法Ⅰ（統治）及び憲法Ⅱ（人権） ①授業終了前の5分程度を利用して、授業内容に関する小テストを実施している。②憲法Ⅰ（統治）については、論点に関わる問いに簡潔な文章により解答する形式の「復習シート」の提出を求めている。③憲法Ⅱ（人権）については、基礎的な事例論文式問題を課題とするレポートを実施している。これらにより、基礎的な法解釈・適用能力、論理的思考及び文章表現力などを確認している。</p> <p>(3) 人権演習及び憲法演習 担当を決めて事例課題の起案報告を求めるとともに、事例論文式問題を課題とするレポートを実施している。これらにより、事例解析能力、法解釈・適用能力、論理的思考及び文章表現力などを確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>(1) 憲法Ⅰ（統治）及び憲法Ⅱ（人権） ①授業後にフォローアップの時間を設けている。希望する履修者からの質問に応じ、説明を補足している。②復習シート及びレポートについては、担当教員がティーチングアシスタントの補助を受けて添削指導して、初歩から中級にわたる事項をきめ細かくフォローしている。</p> <p>(2) 人権演習及び憲法演習 ①授業後に寄せられた質問に応じている。②事例課題の起案報告及びレポートについては、提出後、比較的多く見られた問題点を中心に講評し、可能な限り添削指導している。</p>
オ 出席の確認	<p>全ての授業において、毎回、授業開始時に口頭で出席を確認している。</p>

カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>(1) 教材の図表や板書を活用し、概念や思考を視覚化した説明を行っている。</p> <p>(2) 政治・経済・社会における現実の憲法問題に関する理解を深めてもらうため、授業内容に関連する時事問題に言及し、参考資料を紹介している。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>(1) 各科目の内容設計について、履修者の習熟度と授業時間数を考慮して、①基礎的な知識と解釈能力の修得（憲法Ⅰ（統治）及び憲法Ⅱ（人権））→②具体的事件における争点提起及び解釈適用能力の修得→③重要な人権領域における解釈論の応用力の修得（以上、人権演習）→④発展的内容を含む領域及び憲法と他の実定法が交錯する領域における解釈能力の涵養（憲法演習）と、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を段階的かつ系統的に修得できるようにレベルを設定している。</p> <p>(2) 科目履修の段階に応じて、知識の摂取及び理解（憲法Ⅰ（統治）及び憲法Ⅱ（人権））から相手方への発信及び説得（人権演習及び憲法演習）へと学修すべきスキルの力点を変えていくことにより、修了時には法曹として不可欠な基礎能力を修得できるようにしている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>「共通的な到達目標モデル」に依拠して、憲法分野の全ての科目履修を終えた段階で法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を網羅できるように授業計画を作成し、授業を準備及び実施している。各科目における選択の考え方は、概要及び到達目標とともにガイダンスにおいて説明している。さらに、学修する事項の相互関連を授業レジュメに明示し、授業中にも伝えている。自学自修の支援は、授業後のフォローアップ及びオフィスアワー等における質問及び相談への対応や学生による自主ゼミの支援を通じて行っている。</p>
ケ その他	<p>憲法及び行政法分野の授業科目担当教員によるFD活動の成果として、岡山大学法科大学院公法系講座（編著）『憲法事例問題起案の基礎』（岡山大学出版会、2018年）を公刊している。これまでの授業経験を踏まえて、司法試験論文式試験公法系第1問を念頭に置き、答案作成の考え方及び技法に関する基礎を説明するものである。当該書の公刊により、履修者の実践的要望に応える一方、授業内容を憲法論の実質に傾注することが可能である。</p>

■行政法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>「行政法特論」「行政法解釈の基礎」では、行政法総論および行政訴訟法の全般について、主要制度や訴訟形式の概要など基本的知識を習得させることを目的として、教育内容を構成している。</p> <p>「行政法演習」では、演習問題を素材に、行政法・行政救済法の基礎理論を具体的に適用する訓練を積むことにより行政法分野での問題解決力を養成することを目的として、教育内容を構成している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「行政法特論」「行政法解釈の基礎」では、講述形式をとっている。</p> <p>「行政法演習」では、教員からの質疑を中心に双方向の授業スタイルを展開している。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「行政法特論」では、確認テストを活用することで学生の理解度を確認している。確認テストは成績評価の資料であると同時に学生の理解度についての情報収集手段として位置付けて積極的に実施している。例えば、ある問題につき正答率が低ければ、次回の授業で改めて説明をし直した上で同じ確認テストを解かせることで、より多くの学生にその問題を理解させている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>授業後の質問は、授業終了後やオフィスアワーに限らずいつでも対応している。またメールによる質問にも対応している。学生の起案に対しては、できる限り添削して返却している。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>「行政法演習」では、口頭で出席をチェックしている。</p> <p>「行政法特論」「行政法解釈の基礎」では、座席表に自筆でサインする方法をとっている。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>行政法分野における授業内の特徴的な工夫としては、大きく分けて、技術的な面と本質的な面の二種類があると考えている。まず、技術的な面での工夫としては、①行政法を身近に感じてもらうために、説明にはできるだけ地域や学生の生活に密着した法令を素材とするようにしている。講義や演習で</p>

	<p>取り上げた具体例としては、岡山市空き地の雑草防止条例、岡山県青少年保護育成条例などがあり、演習において自然公園法の規制による損失補償の要否を検討する際には岡山県土の11%が自然公園の指定を受けていること、原爆症の医療給付の問題を扱う際には県内医療機関の99%以上が被爆者援護法に基づく指定医療機関の指定を受けていること、大元駅の周辺で土地区画整理事業計画に基づく事業が実施中であること、岡山駅前のドレミの街やリットシティは都市再開発事業により建設されたものであることなどの情報提供を行い、行政法や行政紛争にできるだけ親近感を抱かせる工夫をしている。</p> <p>次に②視覚面での工夫として、講義や演習では、ヴィジュアルを重視することで、説明時のわかりやすさと印象の残りやすさを意識した授業を実践している。具体的には、行政法分野の現物教材として、岡山市都市計画図（市役所で1,000円で購入）を示したり、岡山市地震津波ハザードマップ（市役所で無料で入手）、岡山県内国立公園地域図（インターネットで入手）などを入手して授業で回覧させている。また、問題については必ず図示することで、行政法特有の複雑な事実関係を分かりやすく整理している。さらに、訴訟選択については、自作の発泡スチロールプレート（現在40枚）をホワイトボードに張り付けて説明に使用している。さらに③身振り手振りによる印象付けや指示棒の活用により、説明の分かりやすさを追求している。④聴覚面での工夫として、重要事項をキーワード化し、繰り返し述べることで耳からの印象付けを図っている。⑤難解な問題についてはたとえ話を多用することで、具体的なイメージを持たせるよう工夫している。最後に、⑥当日の学習内容が科目全体においてどのように位置づけられるのか、その関係を常に明らかにするよう意識している。これは、行政法が難解な科目であり、しかも抽象的であるために、教科書に沿って説明しても、どの部分を学んでいるのか、学んでいることが行政法全体においてどのような位置づけにあるのかが分かりにくいからである。以上、6点につき、技術的な工夫を凝らしている。</p> <p>次に、本質的な工夫としては、①授業内容の実体面において授業内容を絶えず見直すことで、コアカリキュラム等で示された法曹養成に必要とされる内容に常に対応する作業と、②講義内容が法曹養成にとって必要な内容であることを学生</p>
--	---

	<p>に納得してもらうまで説明する作業に力を入れている。両作業によって、学生との間に信頼関係を構築することができ、学生の授業への意欲を高めることができていると思う。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>行政法分野においては、研究者教員と実務家教員がそれぞれ1名しかいないので、情報の提供や交換などを含めて、教員間のコミュニケーションがとりやすい。例えば、同じ問題について、1年次の講義で説明する部分と2年次の演習で深く掘り下げる部分のさじ加減についてバランスがとりやすい体制になっているといえる。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>授業計画は、「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」を踏まえたものとなっている。原則的にコアカリキュラムの項目に対応するよう授業計画を策定している。また、知識の整理と定着は自学自修を基本とし、そのため、過剰な課題などを出さないように心がけている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>学会などに出席して得た最新の知見についても、適宜、授業で紹介するようにしている。</p>

■民法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>「民法」においては、純粹未修者を念頭において、法律用語・条文・重要判例・学説等の基本的な法知識・法理解の修得を目的とする教育内容から構成されている。「民法演習」「民法展開演習」においては、基本的な法知識・法理解を確認し、事例を分析しあてはめる能力を展開することを目的とする教育内容から構成されている。「民法」の教材(30 回分)は、【授業の目的】【事前の準備】【予習項目】【参考判例】【授業の内容】【復習項目】【経過措置】【判例確認】【展開項目】等から構成されている。「民法演習」においては、教材(15 回分)を提供し、受講生には、教材に示された【参考判例】【参考文献】を読み、【設例】を分析し【設問】の解答を用意してくることを求めている。「民法展開演習」の教材(15 回分)は、【基本的理解の再確認】【予習項目】【事例】【設問】【復習項目】【判例確認】【展開項目】から構成されている。授業対象は【授業の目的】において示している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>授業の仕方としては、双方向型の議論・理解を重視している。未修1年次の「民法」の授業においても、双方向型の授業に努めている。いずれの授業においても、まず、基本的な法知識・法理解の説明・確認を行った上で、設例を通じて、事実関係の理解、事実関係の要素の抽出、条文・判例・学説とのフィードバックに心がけている。設例の分析において、担当教員から解答を先に提示するのではなく、まず受講生が解答を報告し、その後質疑応答を行う双方向型の授業を目指している。特に、「民法演習」においては、未修1年次に学習した法知識、法制度の内容理解を確認した後、受講生が中心になって設例の事実関係の分析を行うことにしている。参考判例・学説に基づいて、設例の事案をどのように解決することが適切か、また、その法的構成をどのようにすればよいか等を議論する方式をとっている。「民法展開演習」においては、基本的理解の再確認を行い、関連条文・判例の確認を行った上で、事例分析を行い、最後に展開的な論点の分析も試みている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「民法」においては、小テストを実施し、基本的な条文・判例の理解度の確認を行っている。小テスト終了後、その解</p>

	<p>説・関連資料を配布し、復習を行うよう促している。また、中間試験（論述型）も実施し、事例分析能力と表現能力の確認を行っている。「民法演習」「民法展開演習」においては、事例式の間接試験を実施し、より高度な法知識の確認および事例分析能力の確認を行うとともに、試験の終了後、注意点の確認を行っている。また、授業における質疑応答を通じて受講生の理解度を確認に努めている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業後の質問については、オフィスアワーにおいて対応している。質問メモに疑問点および各自が調べた内容を記し、事前に提出することとしている。なお、教員が研究室に在室している場合は、適宜質問・相談に応じている。また、授業終了後もフォローしている。小テスト・中間試験等の内容については、解説資料・講評等を提示し、個別に質問等に対応している。</p>
オ 出席の確認	<p>「民法」「民法演習」「民法展開演習」ともに、毎回、口頭で出席・遅刻を確認している。欠席・遅刻者については、欠席・遅刻届(理由も記載)を法務研究科教務担当に提出し、そのコピーを担当教員が預かる方式をとっている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>事実関係の掘り下げ・主張整理も可能な限りで心がけている。権利関係が複雑な事例については、事実関係を図式化している。また、必須不可欠の法知識を抽出し、法知識・法理解の定着に努めている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>「民法」においては、純粋未修者を念頭において、法律用語の定義、関係条文の解説、基本的な法制度の内容説明を行った上で、参考判例および学説等の解説を行う方式をとっている。「民法演習」においては、未修1年次に学習した法知識、法制度の内容理解を確認し、それらの理解を応用することによって、受講生が中心になってより高度な設例の事例分析を行う方式をとっている。「民法展開演習」においては、基本的内容(重要条文・重要判例・通説)の再確認を行った上で、さらに応用的な事例分析力の展開を試みている。3年次対象に「民事法事例研究」も行った。</p>
ク 到達目標との関係	<p>授業計画等は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を前提としている。未修1年次の「民法」は、基本的な条文・重要判例・学説の体系的な理解を修得することを到達目標としている。「民法演習」においては、未修1年次に学習した「民法」の授業における法知識・法制度の内容理解を確認する段階的な法学習に配慮し、事例分析能力を修得する</p>

	<p>ことを到達目標としている。また、授業において提示された法知識を使って、整理ノートを作成し自学自修することを求めている。その際必要となるコアとなる条文・判例・学説等については、各授業において提示し、さらにオフィスアワー等において支援することとしている。小テスト・中間テスト等においても、到達目標の確認を適宜行い、授業に反映させることにしている。「民法展開演習」においては、基本的な内容(重要条文・重要判例・通説)の再確認を行った上で、応用的な事例分析力を要請し、民法演習と同程度又はそれ以上の内容理解を目標とする。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>授業での質疑応答・オフィスアワー等での質問事項等から、受講生が躓くことが予想される部分を念頭において、基本的な法知識、基本的な条文・重要判例・学説等を整理し提示するように努めている。</p> <p>「民法演習」「民法展開演習」の間では、授業の進め方、試験問題の作成、教材の内容確認・修正等について、調整・確認を行っている。</p>

■商法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>科目内 FD における検討を踏まえ、会社法を中心に、商法、手形法・小切手法をも対象とした授業内容が、「商法」及び「商法演習」により提供されるよう配慮している。具体的には、1 年次の「商法」では、会社法全般および商法総則・商行為法・手形小切手法の概略についての基本的知識を習得させることを目的として、教育内容を構成している。2 年次の「商法演習」では、会社法を中心に、「商法」で修得した基礎的知識を具体的な紛争事例に適用する訓練をし、さらにはより複雑な事例に対し、どのような理由で、どのような判断基準で考えるのが妥当なのかを論理的に考察させることで、応用力の涵養をすることを目的として、教育内容を構成している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「商法」では、教員自身が作成し、毎年改訂を加えた教材・資料を、各回の 2 週間前を目途に事前配布して学生の予習の便を図っている。未修者対象の「商法」では、初めて商法を学ぶ者が過半を占めるため、講義形式を基本とするが、少人数の利点を活かし、双方向の対話に留意している。概ね、具体的な解釈論は基礎的なもの・代表的なものに限定し、細部にわたる知識伝達は最小限にとどめる。制度の趣旨・商法ないし会社法全体の中での位置づけや、思考の進め方を重視し、質問はその観点からなすべく努めている。当該制度適用場面等をイメージできるように、その力をつけさせるために、ニュース報道等に現れる事例にも可能な限り言及する。</p> <p>「商法演習」では、担当教員が共同で作成した教材を、各回の 2 週間前を目途に事前配布する (moodle システムを用いることで、適時に、かつ複数クラスの学生間に時間差を生じさせないように配慮している)。教材は、会社法の基本制度の内容および趣旨、基本判例の考え方の確認を中心とした「準備事項」と、判例・学説上の議論のある論点について応用的に議論するための「問題」とで構成されている。学生は、「準備事項」の予習を通じて基本知識の確認をするとともに、これを応用し、さらに諸文献を調べることで「問題」の自分なりの解答を用意して、演習に臨む。演習時には「準備事項」を短時間で確認した後、「問題」の検討を、学生・教</p>

	<p>員間および学生間（双方向・多方向）の議論を通じて行う。その際、判例・学説の結論よりも、そうした結論にいたる理由付け、議論の内容を重視する。また、単なる暗記にとどまらないかを重点的に見て、各学生が獲得した知識を正しく用いることができるかの確認をしている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>「商法」では、講義中に、講義内容の理解を確認する質問をするよう意識している。講義内容の理解度を確認することと出席確認を兼ねて、適宜、○×形式の「出席確認テスト」を行っている。2017年度は、7回、トータルで70問を出題した。また、期中に、簡単な記述式・○×式の「小テスト」2回、論述式の「中間試験」1回を行い、これらによって、理解度の自覚を促すとともに、プロセス評価の対象としている。</p> <p>学生の発言を中心に展開される「商法演習」は、適宜発言を求めて、学生一人一人の理解度を確認するようにしている。また、2017年度の「商法演習」では、2回のレポート、2回の択一小テスト（○×式でトータル200問）、1回の中間試験（論述式）をそれぞれ行い、これらをプロセス評価の対象として学生の理解度を測っている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>学生からの質問については、教員ごとに設定されたオフィスアワーはもとより、授業終了時や、教員の研究室在室時に学生にとって適時に対応している。レポート、中間試験については、解説・講評を提示するとともに、学生からの質問に対し、提出された個々のレポート、答案を踏まえた個別の指導を行っている。期末試験（再試験を含む）についても同様である。</p>
オ 出席の確認	<p>「商法」、「商法演習」とともに、少人数形式で行っているため、出席の有無の確認は容易である。また、ほぼ毎回、学生には発言の機会があり、それもチェックするので、漏れはない。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>商法・会社法上の難解な諸制度、判例学説の錯綜する論点、下級審裁判例の集積された判断基準など、分かりやすく整理した資料や図表を多用した資料を用意して、学生に配布している。「商法」で教材とともに配布する資料は、当該年度のみならず将来にわたって利用できるように作成し、「商法」と「商法演習」「会社訴訟法演習」がバラバラの科目ではないことを意識させるようにしている。問答形式で展開する</p>

	<p>「商法演習」は、独自教材を用いることで、正確なインプットを確認するとともに、問題発見能力、事案分析・解決能力の充実を図っている。改正が頻繁な分野であり、新判例もままあることから、適宜、授業内で解説を加え、資料配布するなどの工夫をしている。また、演習であっても、努めて、例えば「投下資本の回収とは何か」「ここでいう私法の一般原則とは何か」といった問いにより、基本的事項が単なる暗記なのか、理解して用いているかを確認し、いわゆる「つまづきのもと」が除去できるようにしている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>科目内FDにより、商法担当教員が、1年次の「商法」で取り扱うべき内容、2年次の商法演習で取り扱うべき内容を適宜整理・検討して授業を行っている（商法・会社法自体に限らず、例えば会社法事務では一般的な民事保全法の仮処分は2年次以降に詳しく扱うこととしている）。具体的には、1年次の商法では、2年次以降との連続性を意識し、制度論にせよ解釈論にせよ、2年次の「商法演習」（場合によっては、3年次の選択必修科目の「会社訴訟法演習」）で取り扱った方がよいと思われるものは、そちらに譲る旨明示している（例えば、株式共有の問題）。それにより、たとえばテキストに記述があるのに授業で取り扱っていないという不安感を持たせないようにしている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>授業計画は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」につき、いわゆる「コア・カリキュラム」を基礎としながらも、科目内FDの検討を経て作成され、実践されている。1年次の「商法」は、4単位で実質的意義の商法全体を扱うものであるが、あくまで全体像を把握し基本的な事項を学修することに主眼を置いている。授業で扱う分野は、「商法」と「商法演習」との連続性を踏まえて、教員間で協議により適宜の配分を行い、自学自修に委ねる部分は、各学年ごとに、シラバスを踏まえ、演習教材において自習事項として適示したり、参考文献を指示したり、資料を配布したりするなど、適切な対応をとっている。</p>

<p>ケ その他</p>	<p>2名の教員が担当する「商法演習」では、教材作成はもちろんのこと、週に複数回、検討会（科目内FD）を行い、各回の個々の設例の難易度など検討し、何をどこまで理解させるか（場合によっては、細目的すぎるためあえて取り上げない事項を確認することもある）、および各回の各クラスにおける進度・全受講学生の個別の理解度の情報共有を行っている。その際、いわゆる「コア・カリキュラム」を踏まえて、1年次の「商法」で言及しなかった点は「商法演習」であらたに教材で取り上げたり、解説を加えたり、「商法」で扱ったテーマについてもさらに深い言及を行うなど、「商法」との連続性を意識しつつ、学生が段階的に商法の理解を深めていけるよう、配慮している。</p>
--------------	--

■民事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>未修者1年生を対象とする「民事訴訟法」は、民事訴訟法に関する基礎的な概念や規律の内容を理解させることを目的とするものであり、シンプルかつ基本的な事例を用いて、教育を行っている。</p> <p>既修者1年生および未修者2年生を対象とする「民事訴訟法演習」は、「民事訴訟法」で習得した基礎的な知識に基づき、民事訴訟法理論に関する立体的かつ横断的な理解を深めることを目的とするものであり、応用的な事例や裁判例を用いて、教育を行っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「民事訴訟法」は、講義形式に基づく授業である（適宜、学生からの質問を受ける機会を設けている）。</p> <p>「民事訴訟法演習」は、双方向の議論に基づく授業である（質問の内容を明確にすることによって、できるだけ学生が発言しやすくなる環境を整えている）。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「民事訴訟法」では、質問票を提出させたり、確認テストを実施して、学生の理解度を確認している。</p> <p>「民事訴訟法演習」では、講義において基本的な質問をしたり、確認テストを実施したり、レポートを提出させたりして、学生の理解度を確認している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>「民事訴訟法」では、講義中および講義後になされた質問に対する解説や確認テストの解説を講義において行うとともに、採点の評価を記した確認テストの答案を返却している。</p> <p>「民事訴訟法演習」では、実施した中間テストの解説を講義において行うとともに、採点の評価を記した中間テストの答案を返却している。いずれの科目でも、希望者に対しては、テストについての個別的な講評も行っている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>「民事訴訟法」では、時間の関係で、口頭による出席の確認はしていないが、少人数であるため、一瞥して、出席状況の確認をすることができる。</p> <p>「民事訴訟法演習」では、毎回、口頭による出席の確認をしている。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>「民事訴訟法」では、体系的な理解ができるようにするため、前回の講義内容の復習を講義の冒頭に簡潔に行っている。</p> <p>「民事訴訟法演習」では、設問を議論するために必要となる基礎的な規律内容の確認をしたうえで、設問についての検討を行っている（設問を検討するための指針を事前に教材で示している。）。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>「民事訴訟法」及び「民事訴訟法演習」のいずれの授業のレベル設定も、対象学年にふさわしいものとなっている。</p> <p>また、「民事訴訟法」及び「民事訴訟法演習」は、そのレベルにおいて段階性・連続性を有する内容であり、各授業で配布する教材の内容も、それに応じたものとなっている（別途閲覧資料を参照）。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「民事訴訟法」及び「民事訴訟法演習」のいずれの授業計画・準備及び実施も、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。</p> <p>なお、「民事訴訟法」については、立法沿革、期間・期日、争点整理手続に関する規律（裁判所（長）の訴訟指揮に関する事項や手続事項）等といった特定の領域については、教科書の該当頁や該当条文等を示したうえで、自学自修に委ねている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>「民事訴訟法」及び「民事訴訟法演習」のいずれの授業も、講義で使用する予定の教材の全てを講義開始前に配布することによって、学生の予習を促している。また、授業の進行にあわせて、節目となる段階で、確認テストを実施したり、レポートを提出させることによって、基本的な知識を定着することができるように促している。</p>

■刑法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>法学未修者1年次配当の「刑法」では、刑法総論および刑法各論の全般について、基本的知識を習得させることを目的として、教育内容を構成している。</p> <p>法学未修者2年次・法学既修者1年次配当の「刑法演習」では、刑法の基礎理論を具体的な事例に適用する訓練を積むことによって応用力を養成することを目的として、教育内容を構成している。</p>
イ 授業の仕方	<p>「刑法」は、できるだけ全体を解説するため、講述形式で授業を進め、既に扱った内容の確認や予習での理解度を確認するために、適宜双方向の授業形式を取り入れている。</p> <p>「刑法演習」では、教材に基づき、教員からの質疑や、学生の発言に対する学生間の質問・討議を中心に、双方向・多方向の授業スタイルを中心に展開している。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>学生の発言を中心に双方向・多方向形式で展開される「刑法演習」ではもちろん、講述形式で展開される「刑法」においても、適宜学生に質問をすることで、学生の理解度を確認するようにしている。</p> <p>また、「刑法」では中間試験を2回（正誤問題を1回、論述式問題を1回）、「刑法演習」でも中間試験を2回（択一問題を1回、論述式問題を1回）それぞれ行い、学生の理解度を測っている。</p> <p>このほか、「刑法」と「刑法演習」のいずれも、適宜、起案課題を示し、添削指導を行っている。このうち、「刑法演習」では、TAを活用した指導を行っている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業後の質問については、教員ごとに設定されたオフィスアワーで対応するほか、授業終了時や、教員の研究室在室時に適宜対応している。起案、中間試験については、添削・講評を付するとともに、学生からの質問に対し、個々のレポート、答案を踏まえた個別の指導を行っている。</p>
オ 出席の確認	<p>「刑法」、「刑法演習」ともに、毎回、口頭で出席を確認している。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>「刑法演習」では、事例検討にあたり「刑法」の学修内容を踏まえて基礎的事項を確認するなど、「刑法」と「刑法演習」との連続性を意識した授業運営を行っている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>「刑法」では、刑法総論・各論の全般について基本的知識を習得させることを目的とした授業を行っている。その上で、応用的な論点は、「刑法演習」で取り上げるように配慮し、段階的に刑法の学修が進むよう授業内容・レベルを設定している。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>授業計画は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」（共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：刑法）を基礎に、その後の法改正及び判例の展開を踏まえたものとなっている。「刑法」は、4単位で刑法全体を扱うものであるが、あくまで全体像を把握し基本的な事項を学修することに主眼を置いている。「刑法」については、「刑法演習」との連続性を踏まえて、授業で扱う分野と自学自修に委ねる分野を明示し、自学自修に委ねる分野についても、レジюмеで学修の指針を示すようにしている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>授業レジюмеの作成に際し、学修すべき内容と到達点を理解し、自習課題を含め、授業後の自学自修に資するよう、工夫をしている。また、「刑法」で言及しなかった点は「刑法演習」で新たに解説を加えたり、「刑法」で扱ったテーマについてもさらに深い言及を行ったりするなど、「刑法」との連続性を意識しつつ、学生が段階的に刑法の理解を深めていけるよう、配慮している。</p>

■ 刑事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>未修1年次「刑事訴訟法」は、刑事手続の原理原則、条文構造、重要判例・学説等の刑事訴訟法の基本を理解させるとともに、獲得した基礎的知識と問題の解決とが結びつくようイメージを持たせることを目標としている。</p> <p>未修2年次・既修1年次「刑事訴訟法演習」は、基礎的知識の修得を前提として、事案分析・問題発見および論述のための能力を修得する授業構成である。実務家教員と研究者教員とが協働して授業を行う。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「刑事訴訟法」は口述解説が中心となるが、適宜授業内において質問を投げかけるなど、問答形式を取り入れている。</p> <p>「刑事訴訟法演習」は、予め起案課題を出し、報告担当者には起案をさせ、そうでない受講生に対しても起案構成（または任意の起案）を促している。提出された起案は授業前に教員が確認し、授業は、これをたたき台にして教員と学生で（あるいは学生間で）議論をしつつ進めている。</p> <p>また、「刑事訴訟法演習」は、実務家教員・研究者教員・派遣検察官が担当する授業であり、多角的な視点を意識して議論ができています。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「刑事訴訟法」は、中間試験2回（論述）・期末試験（論述）に加え、12回ほど復習のための事例問題を起案させている（提出は任意）。獲得した基礎的知識を正確に理解しているか、学生のした論述を確認することで把握でき、さらにそれを簡単な事例に適用できるかを見ることで、誤解の芽を発見し、また理解の正確さ・深度を測っている。</p> <p>「刑事訴訟法演習」は、「イ」記載の通り、事前に起案課題を確認し、議論することによって、理解度を常に確認しながら進めている。中間試験2回（論述）・期末試験（論述）を実施している。</p>

<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>「刑事訴訟法」・「刑事訴訟法演習」とも、オフィスアワーの他にもできるだけ時間をとり、学生からの質問を受け付けている。また、いずれの科目においても、学生から提出された起案には、TA（3年次在学学生）および教員が添削を入れ、理解不足や誤りに対しては、アドバイスをするようにしている。</p> <p>起案課題については、授業での解説やアドバイスを受けた後で、修正したものを再度提出することも推奨している。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>すべての学生の顔と名前が一致しているので、目視によって出席を確認し、管理している。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>「刑事訴訟法演習」の授業回のうち10回は実務家教員と研究者教員が協働し、2名で授業を行っている（残り5回は派遣検察官が単独で担当する。）。実務家教員が実務での取り扱いや実務上の問題点について提示し、研究者教員が理論的な解説を行う。取り扱う事例問題も、実務を意識した内容にすることができている。また、実務で使用される書類のサンプルを示すなどして理解を深める工夫をしている。</p> <p>「刑事訴訟法」・「刑事訴訟法演習」の両科目において、可能な限り図表を用いるなど、視覚効果を考えた資料を作成して配布している。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>「刑事訴訟法」では、基本的知識の獲得のため、手続の流れに沿って、コアカリキュラムに即した形で授業内容を決定し、レジュメを作成している。刑事手続の全体像を理解させつつも、消化不良にならないよう、できるだけポイントを絞り、濃淡をつけて授業を行っている。</p> <p>「刑事訴訟法演習」では、基礎的知識を前提として応用力を身に付けることが目標となるので、起案作成のタイミングより前に配布するものは、事例問題のみとしている。自ら問題を発見し解決することにまずは挑戦させ、その後、授業での議論を経て、自ら修正をしていくという方法をとっている。</p>

<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「刑事訴訟法」は未修 1 年次科目であることを踏まえ、レジュメの冒頭に、当該回に何をどこまで理解すべきか、学生の学修の目標を示している。「刑事訴訟法演習」は、コアカリキュラムを前提に論点にできるだけ偏りが無いよう、捜査・公判のバランスに配慮して事例問題を作成している。</p> <p>自学自修に委ねる内容については、予め科目担当者間（実務科目担当の非常勤講師を含む）で議論し、共有している。また、この内容は学生に対しても適宜授業内で伝達している。</p> <p>必要に応じて参考文献を紹介するなどしている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>法科大学院での学習時間は限られているため、各学年で扱う内容には濃淡をつける必要がある。また、学生の理解度にも注意を払わなければ、学修効果が期待できない。これらの点について教員間で認識を共有するために、日ごろから FD を活発に行っている。</p> <p>また、実務家教員と研究者教員との協働という方法をとることで、自ずと生じる問題意識の違いを相互に認識し、法曹養成にとって必要な授業内容は何かという点を常に考えることに役立てている。</p>